

第3次 結城市障害者プラン

結城市障害者計画（第3期） ＜令和3年度＞ 令和8年度＞

結城市障害福祉計画（第6期） ＜令和3年度＞ 令和5年度＞

結城市障害児福祉計画（第2期） ＜令和3年度＞ 令和5年度＞



令和3年3月

結城市

は じ め に

近年の障害福祉をめぐる状況をみますと、障害者の人数も増えており、障害福祉サービスに対するニーズも多様化しています。また、障害のある人自身やその親の高齢化により浮き彫りになってきた「8050 問題」など、新たな問題・課題への対応、さらに複合的、重層的な支援体制の構築などが必要となっています。



国では、平成 26 年に「障害者権利条約」を批准し、同 28 年には「障害者差別解消法」を施行して、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことのできる地域社会を目指しています。

結城市におきましても平成 26 年度に「第 2 次結城市障害者プラン」を策定し、計画に基づき各種の取組みを推進してまいりましたが、令和 2 年度を以て計画期間が終了することから、この度、「障害のある人もない人も 互いに人格と個性を尊重し支え合えるまちの実現」を基本理念に掲げて、「第 3 次結城市障害者プラン」を策定いたしました。

今後は、本計画に沿って各種施策を推進するとともに、同時期に策定いたしました「第 6 次結城市総合計画」「第 8 期高齢者プラン 2 1」「第 2 期結城市子ども・子育て支援事業計画」と連携しながら、障害者への理解を深め、障害のある人を初めとする全ての市民が住み慣れた地域で安全に、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりアンケート調査等にご協力いただきました市民や事業者の皆さま、計画内容を熱心にご協議いただきました「結城市地域自立支援協議会」及び「第 3 次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム」の委員の皆さまに、心より感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

結城市長 小林 栄

目 次

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の策定にあたって（計画の概要）	3
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の性格と位置づけ	8
3 計画の期間	9
4 計画の対象	9
5 計画策定の体制	10
第2章 障害のある人を取り巻く現状等	11
1 各種統計等の状況	11
2 アンケート調査結果からみた現状等	17
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の「めざす姿」と基本理念	31
2 計画の基本施策	32
3 計画の展開（施策の体系）	34
第4章 計画の推進と進行管理	35
1 計画推進の体制	35
2 計画の進行管理	35

第Ⅱ部 障害者計画（障害者施策の推進）

第1章 生活支援の充実	39
1 相談支援体制の充実	40
2 各種サービス等の充実	41
3 障害児支援の推進	43
4 サービスの質の向上等	44
5 福祉用具等の普及	45
第2章 情報アクセシビリティの向上	46
1 情報提供の充実等	47
2 通信における情報アクセシビリティの向上	47
3 意思疎通支援の充実	47
4 行政情報のバリアフリー化等の推進	47
第3章 保健・医療の充実	49
1 保健・医療の充実	50
2 障害の原因となる疾病等の予防・治療と発達支援	50
3 精神保健・福祉の充実	51

第4章 社会参加の支援・促進	52
1 インクルーシブ教育システムの確立	53
2 教育環境の整備	53
3 各種活動の振興	54
第5章 雇用・就業、経済的自立の支援	55
1 障害者雇用の促進	56
2 総合的な就労支援	56
3 障害特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保	57
4 福祉的就労の充実等	57
5 経済的自立の支援	58
第6章 生活環境の充実	60
1 住宅の確保	60
2 公共交通機関の充実	61
3 公共的施設のバリアフリー化等の推進	61
第7章 安全・安心の確保	63
1 防災対策の推進	64
2 防犯対策の推進	64
3 消費者トラブルの防止と被害からの救済	65
第8章 差別の解消と権利擁護の推進	66
1 障害を理由とする差別の解消	67
2 権利擁護の推進	68
3 権利行使への支援（選挙における配慮等）	69
第9章 重点施策	77

第Ⅲ部 障害福祉計画・障害児福祉計画（障害福祉サービスの推進）

第1章 成果目標（数値目標）	81
1 施設入所者の地域生活への移行	81
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	81
3 地域生活支援拠点等の整備	82
4 福祉施設から一般就労への移行	82
5 障害児支援の提供体制の整備等	83
6 相談支援体制の充実・強化等	83
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに関する体制の構築	83
第2章 障害福祉サービスの見込量と確保策	84
1 障害福祉サービスの体系	84
2 「自立支援給付」のサービス量の見込みと確保	85
3 相談支援のサービス量の見込みと確保	95
4 障害のある子どもへの支援	97
5 地域生活支援事業	100
6 地域生活支援促進事業	109

第Ⅳ部 付 属 資 料

資料 1	用語の説明	113
資料 2	結城市地域自立支援協議会設置要項	131
資料 3	結城市地域自立支援協議会委員名簿	133
資料 4	第 3 次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム設置要項	134
資料 5	第 3 次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム委員名簿	136
資料 6	計画策定までの経過	137

○本文中でことばの右上に付けている「*」マークは、その語について
の内容説明を、「第Ⅳ部」の「資料 1 用語の説明」中に掲載している
ことを示しています。

第 I 部 総 論



第1章 計画策定にあたって（計画の概要）

1 計画策定の趣旨と背景

◇『結城市障害者プラン』の策定まで

本市では、1998(平成10)年11月に『結城市障害者福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で安心して生涯をすごせる地域社会」の実現に向けた取組みを進めてきました。

この間、国は、障害のある人の福祉サービスについて、2003(平成15)年4月に従来の「措置制度*」から障害のある人の自己決定と選択を重視した契約の制度に転換することを目的とした「支援費制度」を導入しました。しかし、いくつかの問題点が指摘されたため、制度上の問題を解決し、障害のある人が地域で安心して暮らせる「ノーマライゼーション*社会」の実現を目指して「障害者自立支援法」が制定され、2006(平成18)年4月から段階的に施行されました。

同法の施行により、市町村に、指定障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等を定めた「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられ、本市では2007(平成19)年3月に、障害のある人のための施策に関する基本的な計画となる「結城市障害者計画（平成19年度～26年度）」と「結城市障害福祉計画（平成19年度～20年度）」の2つの計画を一体とした『結城市障害者プラン』を策定し、「だれもが 自分らしく いきいきと暮らす 結城」の実現に向けた取組みを進めてきました。このうち「結城市障害福祉計画」については、国の指針に基づき2009(平成21)年3月に「第2期」（平成21年度～23年度）、2012(平成24)年3月に「第3期」（平成24年度～26年度）を策定して、障害福祉サービスの充実を図ってきました。

◇『第2次結城市障害者プラン』の策定まで

この間、国は、障害のある人の権利と尊厳を保護・促進する観点から、2007(平成19)年に「障害者の権利に関する条約*」（以下「障害者権利条約」といいます。）に署名し、以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めました。

2011(平成23)年には「障害者基本法*」が改正され、「日常生活または社会生活において受ける制限は、社会の在り方との関係によって生じる」という考え方に基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮*」の概念が盛り込まれました。

また、2012(平成 24)年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*」（以下「障害者総合支援法」といいます。）が制定されました。

さらに、2013(平成 25)年に、改正障害者基本法*第4条の「差別の禁止」の基本原則を具現化し障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。

また、この間、「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律*」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）、「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達法」といいます。）、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等が議員立法によって制定されました。

これらの法・制度整備等を行い、わが国は、2014(平成 26)年1月20日に「障害者権利条約」を批准し、同条約の締約国となりました。

本市においても、こうした国の動きや本市の障害者施策の実施状況を踏まえ、「結城市障害者計画（第2期）」と「結城市障害福祉計画（第4期）」を一体のものとして、2015(平成 27)年3月に『第2次結城市障害者プラン』として策定しました。このうち「結城市障害福祉計画」については、2018(平成 30)年3月に「第5期計画」（2018[平成 30]年度～2020[令和2]年度）を、新たに国から策定が義務付けられた「障害児福祉計画（第1期）」と合わせて策定しています。

◇『第3次結城市障害者プラン』の策定

『第2次結城市障害者プラン』計画期間中の2016(平成 28)年7月、国に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会の実現」が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけられました。

また、2020(令和2)年5月、国の「基本指針」の一部改正に関する通知が、厚生労働省社会・援護局より発出されています。

本市においても、こうした国の動きや本市の障害者施策の実施状況を踏まえて、「結城市障害者計画（第3期）」と「結城市障害福祉計画（第6期）」、さらには「結城市障害児福祉計画（第2期）」の性格を併せ持つ『第3次結城市障害者プラン』として、一体的に策定するものです。

□1 障害者福祉制度の変遷（近年の国の動き）

年 月	事 項	主 な 内 容
平成 21 年 12 月	「障がい者制度改革推進本部」設置	●障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革を行う。
平成 22 年 12 月	「障害者自立支援法」の一部改正（公布・施行）	●発達障害*が障害者自立支援法の対象になることを明確化
平成 23 年 8 月	「改正障害者基本法」施行	●障がい者制度改革推進本部が改正案を決定 ●目的を「共生社会の実現」とした。
10 月	「障害者自立支援法」の一部改正（施行）	地域における自立した生活のための支援の充実 ●グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ●重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（「同行援護」）の創設
平成 24 年 4 月	「障害者自立支援法」の一部改正（施行）	●利用者負担について「応益負担」から「応能負担」を原則に ●相談支援の充実（「基幹相談支援センター*」の設置、「自立支援協議会」を法律上位置づけ 等） ●障害児支援の強化（通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行、「放課後等デイサービス・保育所等訪問支援」の創設 等）
10 月	「障害者虐待防止法」施行	●障害者に対する虐待の禁止 ●障害者虐待の予防及び早期発見、その他障害者虐待防止等に関する国等の責務を規定 ●障害者虐待を受けた障害者に対する保護と自立支援のための措置 ●養護者に対する支援のための措置
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」一部施行	●障害者の範囲に「難病*」を追加 ●「地域生活支援事業」の追加（障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等） ●サービス基盤の計画的整備（「基本指針」・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 等）
6 月	「障害者差別解消法」制定 （平成 28 年 4 月 1 日施行）	●障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 ●社会的障壁*の除去を怠ることによる権利侵害の防止 ●国による啓発・知識の普及を図るための取組み
6 月	「障害者雇用促進法」の一部改正	●雇用の分野における障害のある人に対する差別を禁止するための措置 ●精神障害者*を法定雇用率*の算定基礎に加えること等を主な内容とする。
平成 26 年 1 月	「障害者権利条約」の批准	●障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める。
4 月	「障害者総合支援法」全面施行	●「障害支援区分*」の創設 ●「重度訪問介護」の対象拡大 ●「共同生活介護（ケアホーム）」の「共同生活援助（グループホーム）」への一元化 ●「地域移行支援」の対象拡大
平成 30 年 6 月	「障害者文化芸術活動推進法」成立・施行	●障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮と社会参加の促進を図ることが目的

□2 今回「基本指針」等に基づく制度改正のまとめ

◎「基本指針」の改正について

<「基本指針」とは…>

- 正式には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援*等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。いわゆる“大臣告示”である。
- 障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、都道府県・市町村は、この「基本指針」に即して3か年の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の策定を行う。

≪指針の主な改正内容≫

(1) 基本的理念に関する事項の見直し

- ・地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できる体制の確保の旨を記載（「日中サービス支援型指定共同生活援助」による常時支援など）。
- ・「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載。
- ・障害福祉サービス等を担う人材の確保のための取り組みが重要である旨を記載。
- ・障害者の文化芸術活動の推進や視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載。

(2) サービス提供体制の確保についての基本的考え方に関する事項の見直し

- ・強度行動障害、高次脳機能障害のある人への支援体制の充実、アルコール・薬物、ギャンブルなどの依存症対策の推進の旨を記載。

(3) 相談支援提供体制の確保についての基本的考え方に関する事項の見直し

- ・発達障害*者等についての「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」等の支援体制の確保、発達障害の診断等を専門的に行える医療機関等の確保が重要である旨などを記載。

(4) 障害児支援提供体制の確保についての基本的考え方に関する事項の見直し

- ・「児童発達支援センター」の地域支援機能の強化による地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進が重要である旨を記載。
- ・障害児入所施設についてケア単位の小規模化の推進と「地域に開かれたもの」にすることが必要である旨などを記載。
- ・「障害児通所支援」の実施にあたり学校の余裕教室の活用といった実施形態を検討することや、児童発達支援センター、特別支援学校*等を活用した難聴児支援のための中核的機能を持つ体制を確保すること等が必要である旨を記載。
- ・重症心身障害児や「医療的ケア児」の支援にあたって管内の支援体制の現状を把握すること、それら障害・疾病児の「短期入所」の実施体制の確保について家庭環境を踏まえた支援、家族のニーズの把握、ニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用した役割等の検討が必要であることや医療的ケア児支援のコーディネーターに求められる具体的な役割を記載。

◎見直しの主な視点

- 地域における生活の維持・継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保
- 福祉施設から一般就労*への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取り組み
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の「質」の向上

（５）「数値目標（成果目標）」の変更

- ・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保」に関する成果（数値）目標の具体的内容については、今回も変更がある。
- ・今回数値目標の設定項目
 - ①福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ④福祉施設から一般就労への移行等
 - ⑤障害児支援の提供体制の整備等
 - ⑥相談支援体制の充実・強化等 新規
 - ⑦障害福祉サービス等の「質」の向上 新規

◎「基本指針」改正以外に基づく新制度など

○「障害者文化芸術活動推進法」の公布・施行（2018（平成30）年6月）

- ・正式名称：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

○「視覚障害者読書バリアフリー法」の公布・施行（2019（令和元）年6月）

- ・正式名称：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

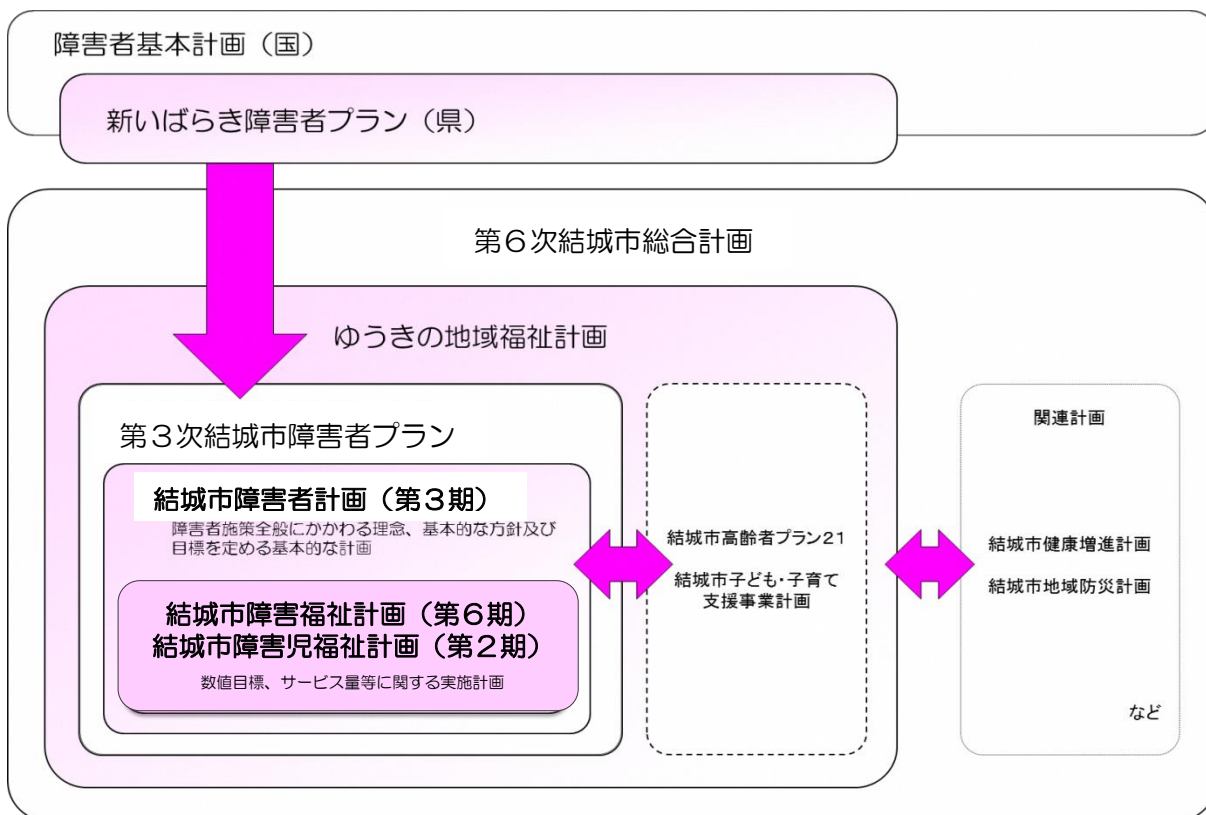
○「改正障害者雇用促進法」の可決・成立

（2019（令和元）年6月、施行：2020（令和2）年4月～）

- ・厚生労働大臣が「障害者活躍推進計画作成指針」を定めるものとされる→2019（令和元）年12月17日、国が当該指針を告示→国及び地方公共団体の任命権者は、2020（令和2）年4月1日までに「障害者活躍推進計画」を作成しなければならないとされた。

2 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、「障害者基本法*」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、及び「児童福祉法」第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。
- 「市町村障害者計画」として位置づけられる「結城市障害者計画（第3期）」は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、施策を推進するための基本理念を定め、今後の施策の推進を図る指針となるものです。
- 一方、「市町村障害福祉計画」として位置づけられる「結城市障害福祉計画（第6期）」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられる「結城市障害児福祉計画（第2期）」は、障害福祉サービスや障害児通所支援*事業等の提供体制を確保するための方策等を示す実施計画となります。
- なお、本計画は、国の『障害者基本計画*』や「基本指針」を踏まえるとともに、市政における最上位計画である『第6次結城市総合計画』をはじめ、「ゆうきの地域福祉計画*」や「結城市子ども・子育て支援事業計画*」等、他の関連する計画と整合を図っています。



3 計画の期間

- 「結城市障害者計画（第3期）」は、2021(令和3)年度から2026(令和8)年度までの6年間を計画期間として策定します。
- 「結城市障害福祉計画（第6期）」と「結城市障害児福祉計画（第2期）」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定します。

計画の期間

計画名 \ 年度	H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	8
結城市障害者プラン	第2次					第3次						
結城市障害者計画	第2期					第3期 (令和3～8年度)						
結城市障害福祉計画	第4期		第5期			第6期 (令和3～5年度)		第7期				
結城市障害児福祉計画				第1期		第2期 (令和3～5年度)		第3期				

4 計画の対象

- 本計画の対象者は、障害者基本法の定義に従い、「身体障害*、知的障害*、精神障害、発達障害*や難病*（指定難病）等のために継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人」とします。
- 障害のある人を社会全体で支え合うという主旨から、すべての市民、関係機関を計画の対象に含めるものとします。

5 計画策定の体制

◆ アンケート調査の実施

障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*を所持している人及び障害のない市民、就労の関係から企業へアンケート調査を実施しました。

◆ 各種会議での審議

計画策定にあたっては、学識経験者、保健・医療関係者、教育関係者、障害者団体関係者、障害福祉サービス提供事業者、当事者等で構成する「結城市地域自立支援協議会*」と庁内関係各課による「第3次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム会議」において、アンケート調査結果や計画内容などを検討しました。

◆ これまでの計画の評価・検証

結城市障害者プランの各施策・事業に関わる事項については、庁内関係各課による「第3次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム会議」において、施策の現状や進捗状況について評価・検証を行いました。

◆ パブリックコメント*の実施

計画策定にあたっては、市ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聴く「パブリックコメント」を実施しました。



第2章 障害のある人を取り巻く現状等

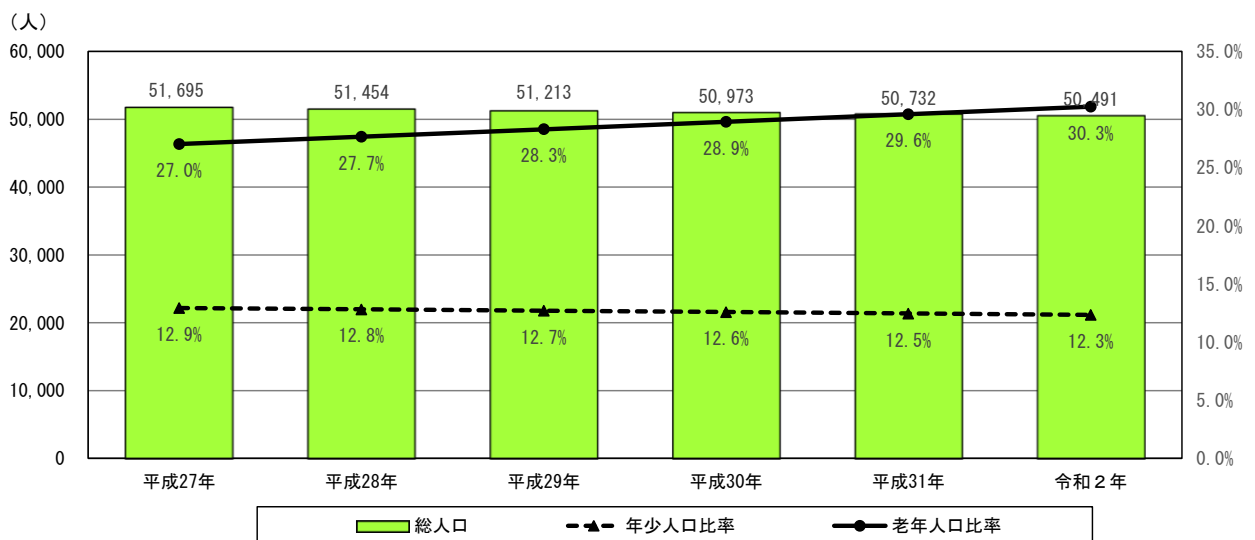
1 各種統計等の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、毎年微減が続いており、令和2年では51,580人となっています。

年少人口*も年々微減が続き、令和2年には12%と1割強になっています。

一方、老年人口*（高齢者人口）比率は年々上昇を続けており、2020(令和2)年では29.4%に達しており、ほぼ3割の人が高齢者となっています。



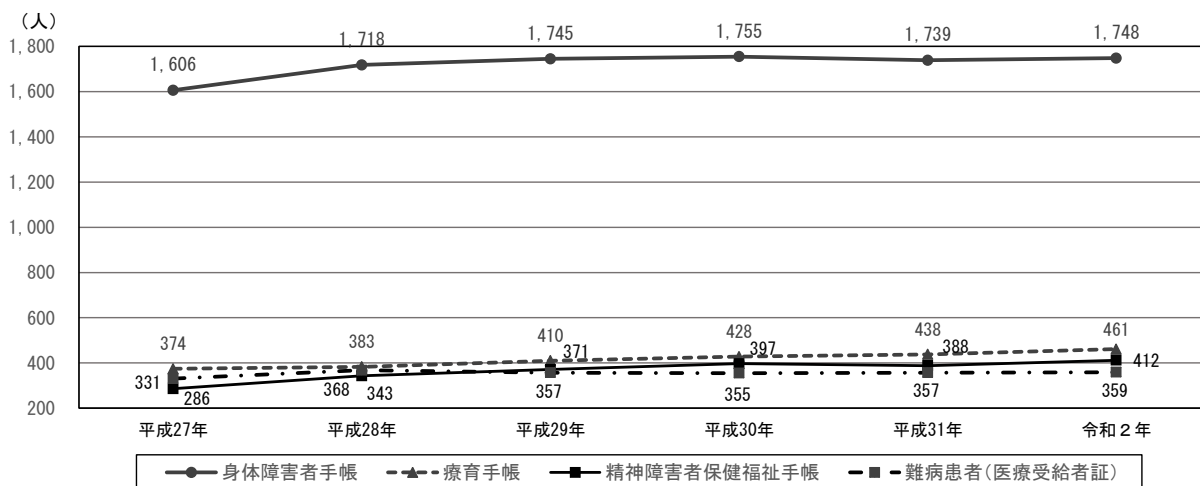
※各年4月1日現在

(2) 障害のある人の状況（手帳所持者等）

①全体状況

身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持している人の合計は2020(令和2)年4月1日現在で2,621人となり、近年はほぼ年々増加が続いています。

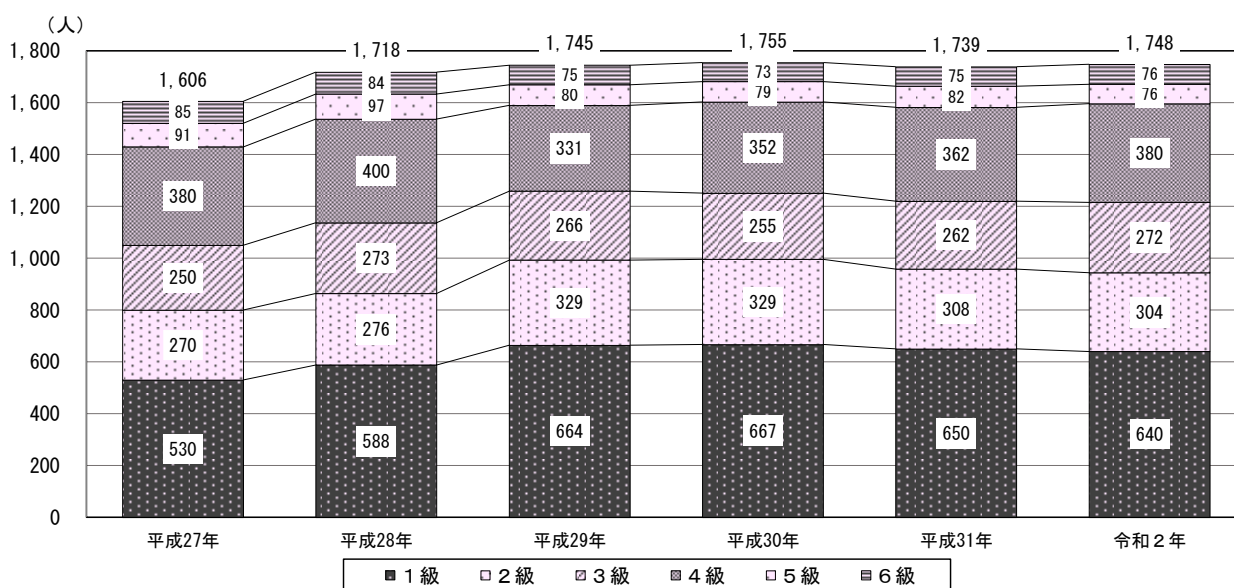
特に、精神手帳を所持している人の数は、2015(平成27)年の286人から2020(令和2)年の412人へと、1.44倍になり大きく増加しています。



※各年4月1日現在

②身体障害*のある人の状況

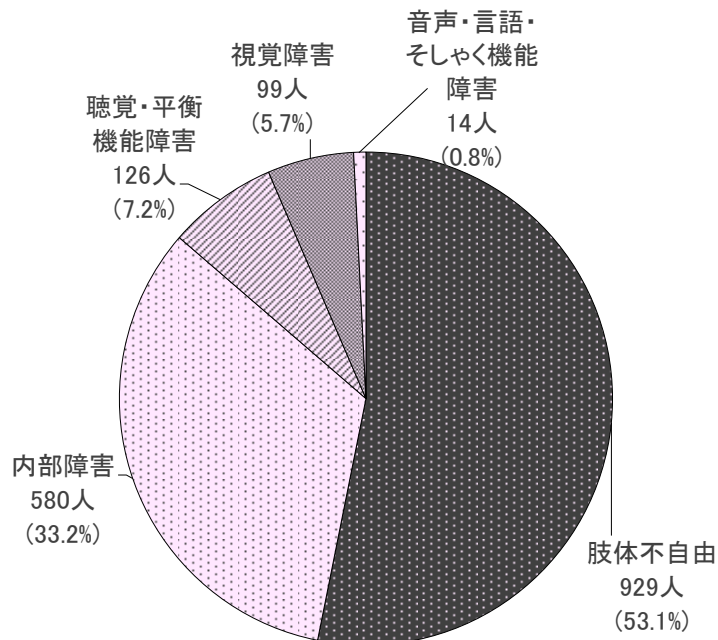
身体障害者手帳所持者数の推移については、全体的に横ばいの傾向で、例年1,700人台となっています。等級別にみると、2020(令和2)年で「1級」が最も多く640人、次いで「4級」が多く380人となっています。



※各年4月1日現在

身体障害手帳所持者を障害種別でみると、2020(令和2)年度当初現在で「肢体不自由*」が最も多く 929 人 (53.1%)、次いで「内部障害*」が 580 人 (33.2%) が多く、「聴覚・平衡機能障害*」126 人 (7.2%) が続いています。

年齢区分別でみると、全体的に 18 歳以上の方が大部分を占めています。



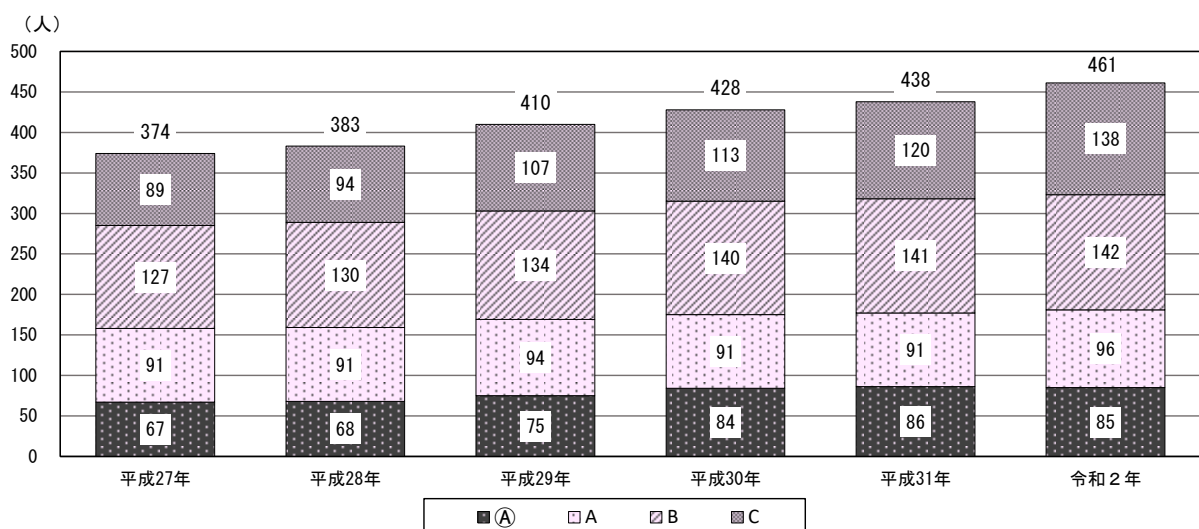
※令和2年4月1日現在

単位: 人

	合 計
視覚障害	99
18歳未満	2
18歳以上	97
聴覚・平衡機能障害	126
18歳未満	3
18歳以上	123
音声・言語・そしゃく機能障害	14
18歳未満	0
18歳以上	14
肢体不自由	929
18歳未満	27
18歳以上	902
内部障害	580
18歳未満	6
18歳以上	574
合 計	1,748
18歳未満	38
18歳以上	1,710

③知的障害*のある人の状況

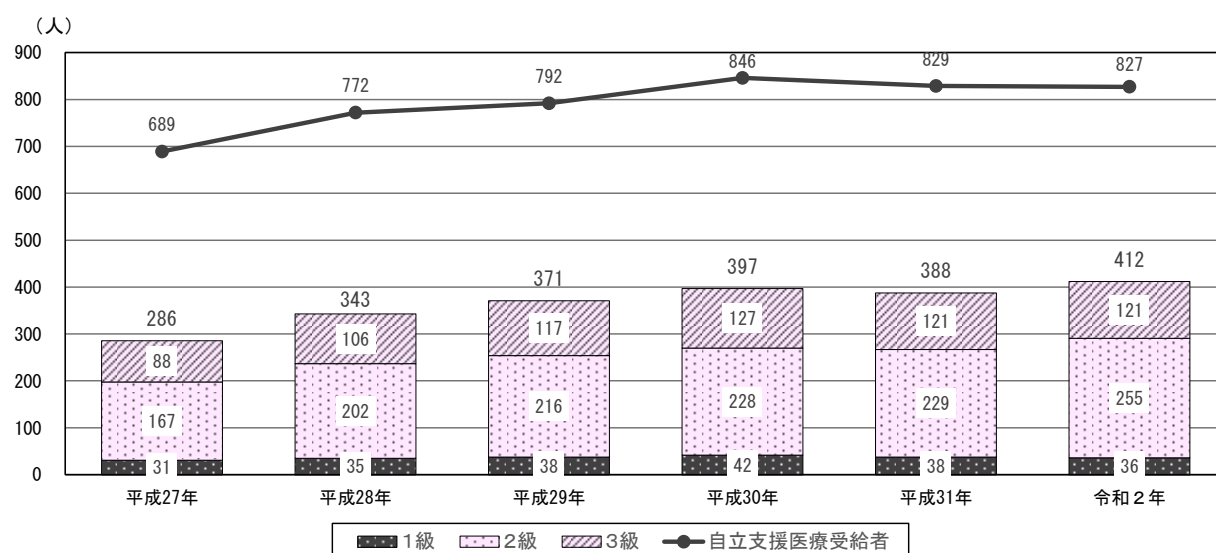
療育手帳所持者数の推移をみると、2015(平成 27)年の 374 人から令和2年には 461 人と約 1.23 倍の人数へと増加しており、特に「C」判定(軽度)の方が大きく増加しています。



※各年4月1日現在

④精神障害のある人の状況

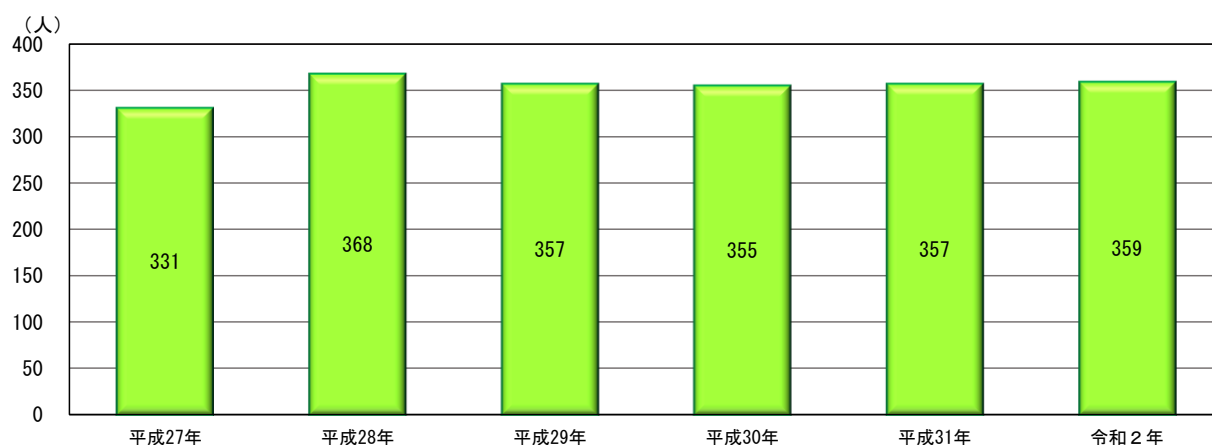
精神障害者保健福祉手帳*所持者数の推移をみると、近年はほぼすべての等級で年々増加しており、全体として2015(平成27)年の286人から2020(令和2)年の412人と約1.44倍へと増加しています。また、「自立支援医療*（精神通院医療）」受給者も増加傾向にあり、2015(平成27)年の689人から2020(令和2)年の827人へと、約1.2倍に増加しています。



※各年4月1日現在

⑤難病*患者(医療受給者証所持者)の状況

難病の人のうち「医療受給者証」を所持している人の数は、2015(平成27)年の331人から2020(令和2)年の359人へと、約1.1倍に増加しています。



※各年4月1日現在

(3) 障害のある児童生徒の教育に関する状況

本市からは、2校の特別支援学校*へ児童生徒が通っています。

また、本市の特別支援学級*については、近年は学級数・児童生徒数とも年々増加の傾向となっています。

① 特別支援学校に通学している本市の児童生徒の状況

単位:人

学校	年度	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
結城 特別支援学校		70	67	72	70	70	71
	小学部	26	20	21	18	20	23
	中学部	22	20	18	19	16	22
	高等部	22	27	33	33	34	26
下妻 特別支援学校		5	4	4	5	5	6
	小学部	2	2	3	4	4	4
	中学部	1	1	0	0	0	2
	高等部	2	1	1	1	1	0
合 計		75	71	76	75	75	77
	小学部	28	22	24	22	24	27
	中学部	23	21	18	19	16	24
	高等部	24	28	34	34	35	26

※各年5月1日現在

② 本市の特別支援学級における児童生徒の状況

単位:数、人

障害別	年度	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
小学校	学級数	25	27	34	41	45	43
	児童数	118	126	172	216	229	225
	言語障害	学級数	5	5	5	6	6
		児童数	17	19	19	21	20
	情緒障害	学級数	15	15	20	30	28
		児童数	74	74	110	157	157
	知的障害	学級数	5	7	10	9	9
		児童数	27	33	43	51	48
	中学校	学級数	13	15	12	13	17
		生徒数	64	69	60	73	83
中学校	言語障害	学級数	2	2	1	1	2
		生徒数	3	2	1	3	4
	情緒障害	学級数	7	8	7	8	9
		生徒数	41	43	39	47	52
	知的障害	学級数	4	5	4	4	6
		生徒数	20	24	20	23	26
	合 計	学級数	38	42	46	54	62
		児童・生徒数	182	195	232	289	319
	言語障害	学級数	7	7	6	6	8
		児童・生徒数	20	21	20	23	25
合 計	情緒障害	学級数	22	23	27	34	39
		児童・生徒数	115	117	149	186	220
	知的障害	学級数	9	12	13	14	15
		児童・生徒数	47	57	63	80	74

※各年5月1日現在



③ 本市の特別支援学級*の設置状況

本市立の各小中学校において、1学級以上の特別支援学級を設置しています。

学校名	知的障害に対応	情緒障害に対応	言語障害に対応
結城市立結城小学校	○	○	○
結城市立城南小学校	○	○	○
結城市立結城西小学校	○	○	○
結城市立城西小学校	○	○	
結城市立絹川小学校	○	○	○
結城市立江川北小学校	○	○	○
結城市立江川南小学校		○	
結城市立山川小学校	○	○	
結城市立上山川小学校		○	○
結城市立結城中学校	○	○	
結城市立結城東中学校	○	○	○
結城市立結城南中学校	○	○	○

※令和2年5月1日現在

2 アンケート調査結果からみた現状等

(1) 調査の実施

①調査の目的

『第3次結城市障害者プラン』の策定にあたって、本市の障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況・利用意向、意見等を把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査設計・回収結果

調査は、障害のある市民（難病*患者を含む）、障害のない市民、市内事業所を対象に実施しました。

区 分	障害のある市民調査	障害のない市民調査	市内事業所調査
対象者	身体障害者手帳*所持者、療育手帳*所持者、精神保健福祉手帳所持者	障害のない市民	市内に立地している事業所
対象者数	2,084人	1,000人	168事業所
抽出方法	各手帳所持者（全数）	無作為抽出	
調査方法	郵送による配付、回収（調査票による本人記入方式[*本人が記入できない場合は家族等による。]）		
調査期間	令和2年5月下旬～6月19日		
回収結果			
・有効回収数	1,039	402	61
・有効回収率	49.9%	40.2%	36.3%

(2) 調査結果の概要

※各表やグラフの回答割合（百分率）は、小数第2位以下の端数処理をしている関係で、
 択一（単一）回答の設問でも合計が100%にならない場合があります。

<障害のある市民調査>

①主な介助者

単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	父母・祖 父母・兄 弟	配偶者 （夫また は妻）	子ども	ホームヘルパーや 施設の職員	その他の 人（ボラ ンティア 等）	無回答
全体	510	34.1	31.2	20.2	20.4	4.3	9.8
身体障害	331	16.0	42.9	28.1	23.0	4.5	9.7
知的障害	144	81.9	4.9	0.0	13.2	2.8	10.4
精神障害	90	47.8	26.7	4.4	18.9	4.4	12.2

全体では、「父母・祖父母・兄弟」という回答が最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が多くなっています。身体障害*者では「配偶者」が最も多く、次いで「子ども」と「ホームヘルパーや施設の職員」が多くなっています。知的障害*者では「父母・祖父母・兄弟」が最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が多くなっています。精神障害者*では「父母・祖父母・兄弟」が最も多く、「配偶者」、「ホームヘルパーや施設の職員」が続いています。

②発達障害*として診断された経験の有無

単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	ある	ない	無回答
全体	1,039	12.4	82.0	5.6
身体障害	754	3.4	91.5	5.0
知的障害	174	58.0	37.9	4.0
精神障害	178	16.9	75.8	7.3

全体では「ない」という回答が多く、「ある」は1割強となっています。
 知的障害者では、「ある」という回答が多く、約6割を占めています。
 身体、精神障害者では、「ない」が多い回答となっています。

③高次脳機能障害として診断された経験の有無

単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	ある	ない	無回答
全体	1,039	6.3	88.4	5.4
身体障害	754	6.1	89.5	4.4
知的障害	174	8.0	86.2	5.7
精神障害	178	11.8	83.1	5.1

全体では「ない」という回答が多く、「ある」は6%強となっています。
 障害別でみると、精神障害者で「ある」が1割を超え、比較的多くなっています。

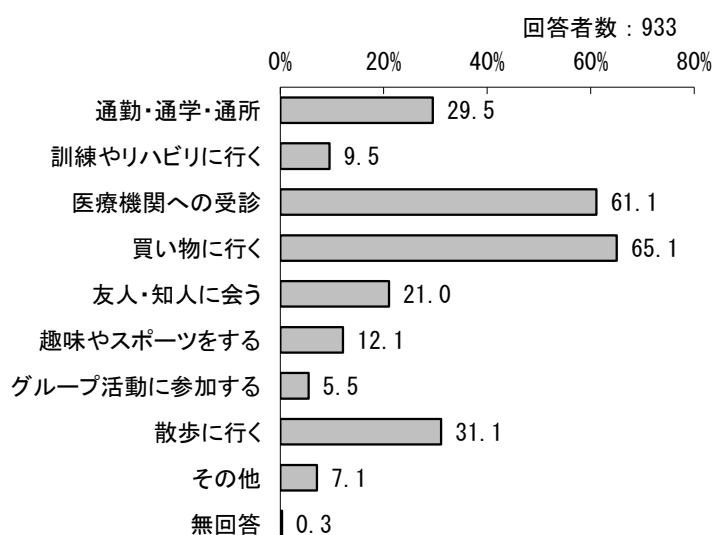
④現在受けている医療ケア

単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	気管切開	人工呼吸器（レスピレーター）	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養（I.V.H）	透析	カテーテル留置	ストマ（人工肛門・人口膀胱）	服薬管理	その他	何も受けていない	無回答
全体	1,039	0.7	0.9	1.4	0.9	1.1	0.3	0.2	9.3	2.5	5.6	27.1	10.4	39.5	9.0
身体障害	754	0.9	1.2	1.5	1.2	1.5	0.4	0.3	12.7	3.3	7.4	25.7	11.8	33.8	9.4
知的障害	174	0.0	1.7	2.3	1.1	1.1	0.0	0.0	1.1	0.6	1.1	31.0	6.3	56.9	4.0
精神障害	178	0.6	1.1	0.0	0.0	0.6	0.0	1.1	2.2	0.6	1.1	33.7	10.1	43.8	10.1

全体やいずれの障害においても「何も受けていない」、「服薬管理」との回答が多くなっていますが、身体障害*者では「透析」が1割を超えて多く、特徴的となっています。

⑤外出の目的

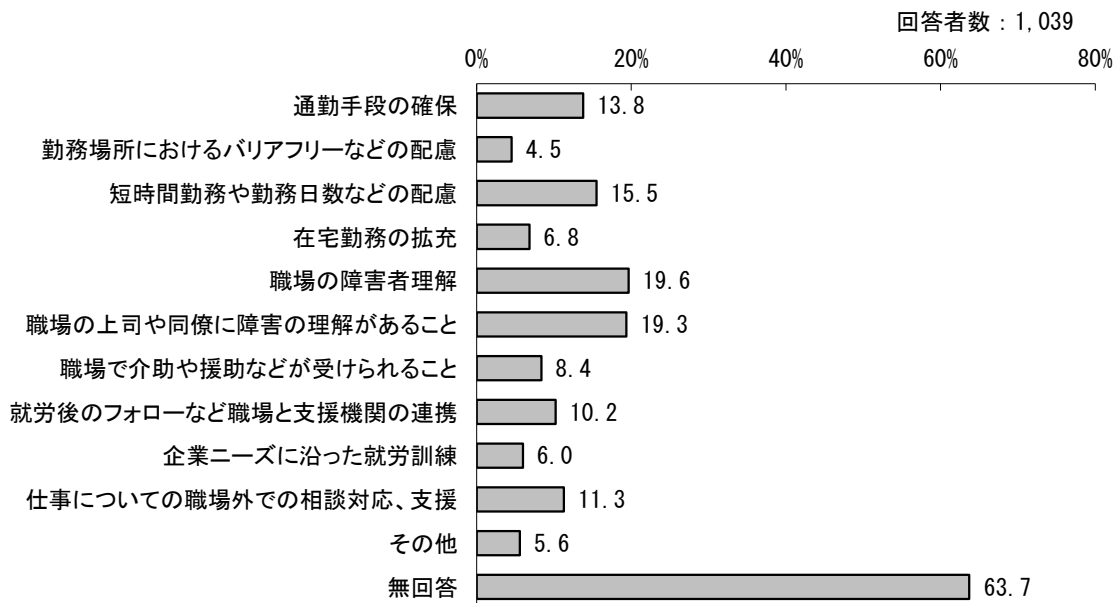


単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	通勤・通学・通所	訓練やリハビリに行く	医療機関への受診	買い物に行く	友人・知人に会う	趣味やスポーツをする	グループ活動に参加する	散歩に行く	その他	無回答
全体	933	29.5	9.5	61.1	65.1	21.0	12.1	5.5	31.1	7.1	0.3
身体障害	670	19.9	10.3	65.2	64.5	22.7	11.0	6.1	29.9	7.5	0.4
知的障害	166	70.5	9.0	41.0	59.6	12.0	12.7	2.4	34.3	8.4	0.0
精神障害	159	35.2	9.4	63.5	67.9	15.7	10.1	3.8	32.1	4.4	0.6

全体結果では、「買い物に行く」という回答が最も多くなっています。
 身体障害者では「医療機関への受診」、知的障害*者では「通勤・通学・通所」、精神障害者*では「買い物に行く」と、日常生活を維持する目的での外出が多数を占め、趣味・スポーツ活動、グループ活動といった余暇活動参加の目的は比較的少数にとどまっており、課題がうかがえます。

⑥収入を得る仕事をするために必要だと思う支援

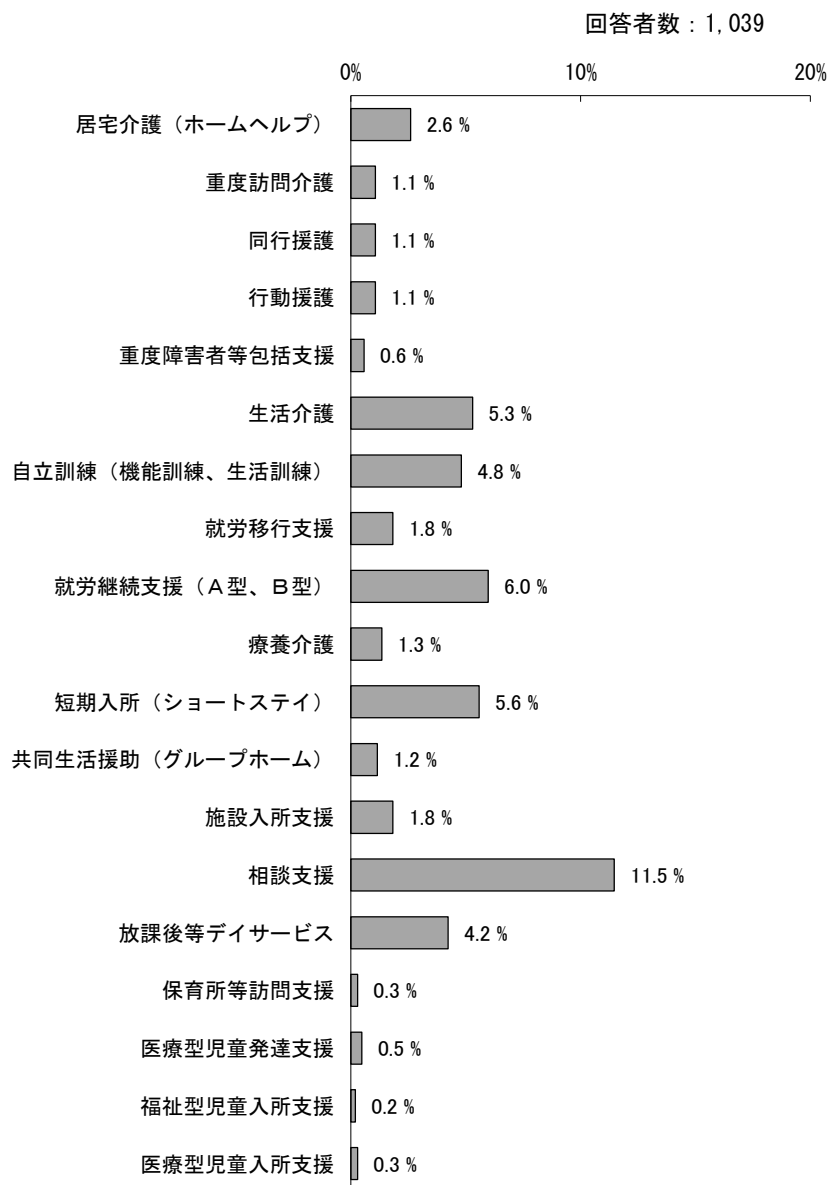


全体で、「無回答」が最も多いですが、回答があった中では「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が多くなっています。



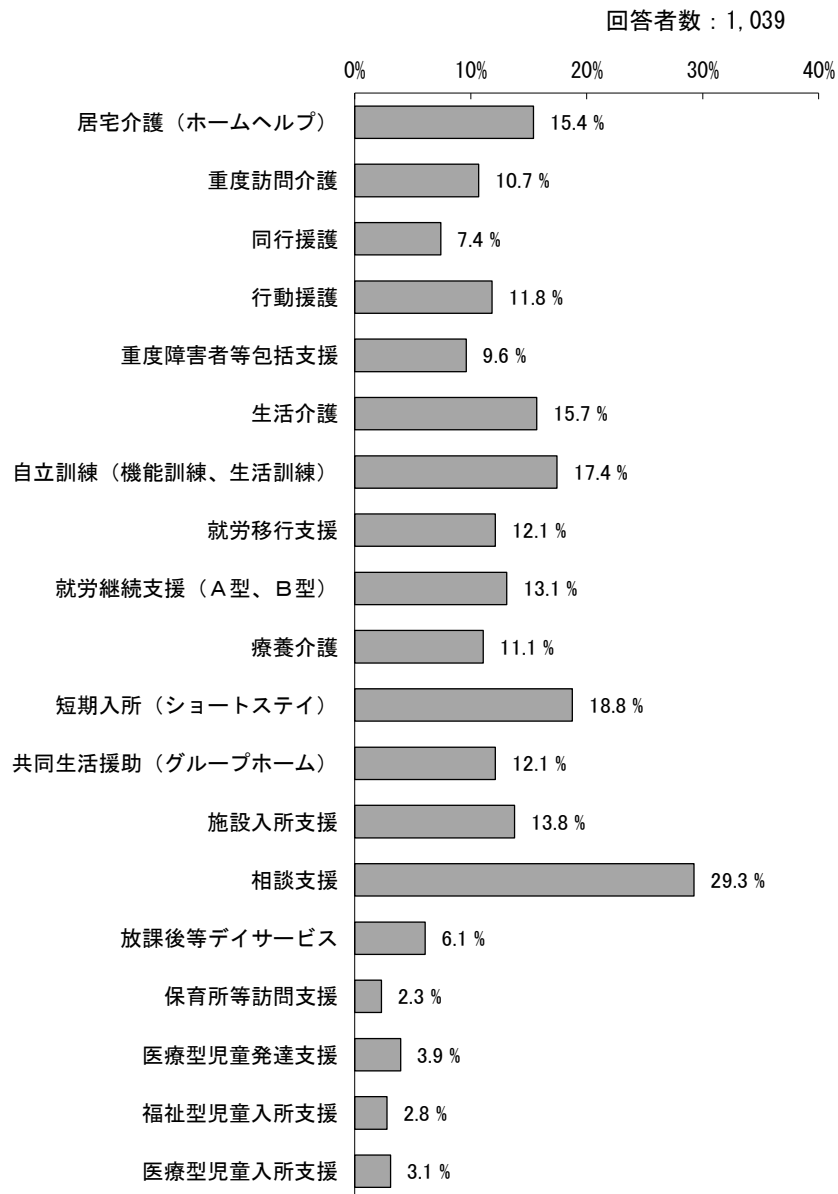
⑦障害福祉サービス等の利用について

【A 現在の利用状況】



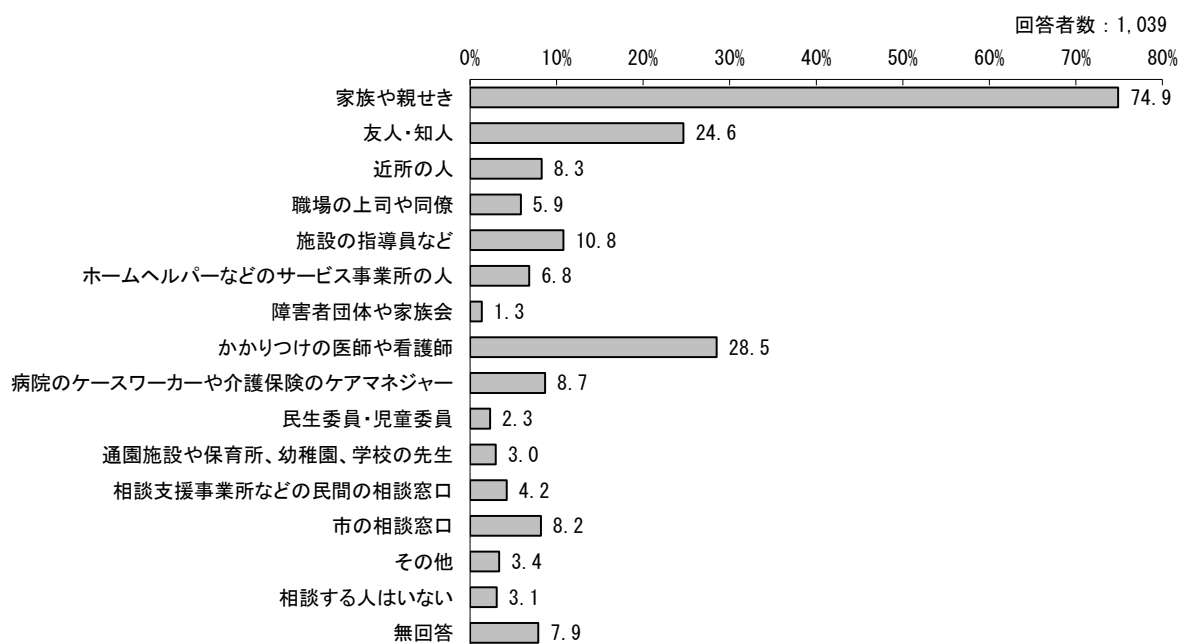
現在利用しているサービスとしては、「相談支援」、「就労継続支援（A型、B型）」、「短期入所（ショートステイ）」、「生活介護」の順に多くなっています。

【B 今後の利用意向】



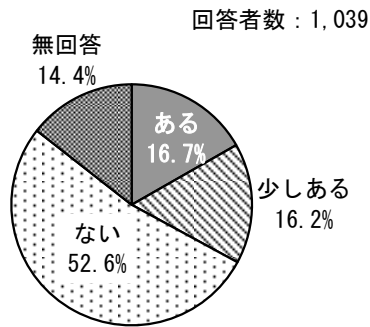
今後利用したいサービスとしては、「相談支援」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の順に多くなっています。

⑧悩みや困ったことなどの相談先



全体で、「家族や親戚」という回答が最も多く、「かかりつけの医師や看護師」、「友人・知人」が続いていますが、「市の相談窓口」は1割未満の回答割合と少なく、課題がうかがえます。

⑨差別やいやな思いの経験



単位：%（「合計」欄を除く）

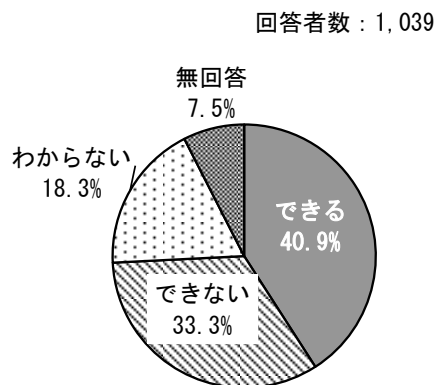
	合計	ある	少しある	ない	無回答
全体	1,039	16.7	16.2	52.6	14.4
身体障害	754	11.7	14.3	58.8	15.3
知的障害	174	33.9	25.3	26.4	14.4
精神障害	178	27.0	20.2	38.2	14.6

・小数第2位を四捨五入して回答割合を示しているため、各項目の合計は100.0%にはなっていません。

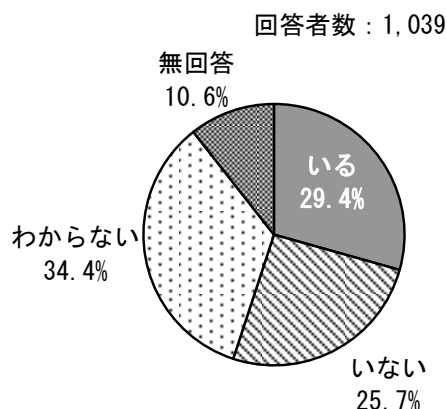
全体結果と身体、精神障害者*では「ない」が最も多いですが、知的障害*者では「ある」が最も多く、33.9%となっています。

知的障害者では「ある」と「少しある」を合わせると59.2%と6割近くになり、課題がうかがえます。

⑩災害時の避難について

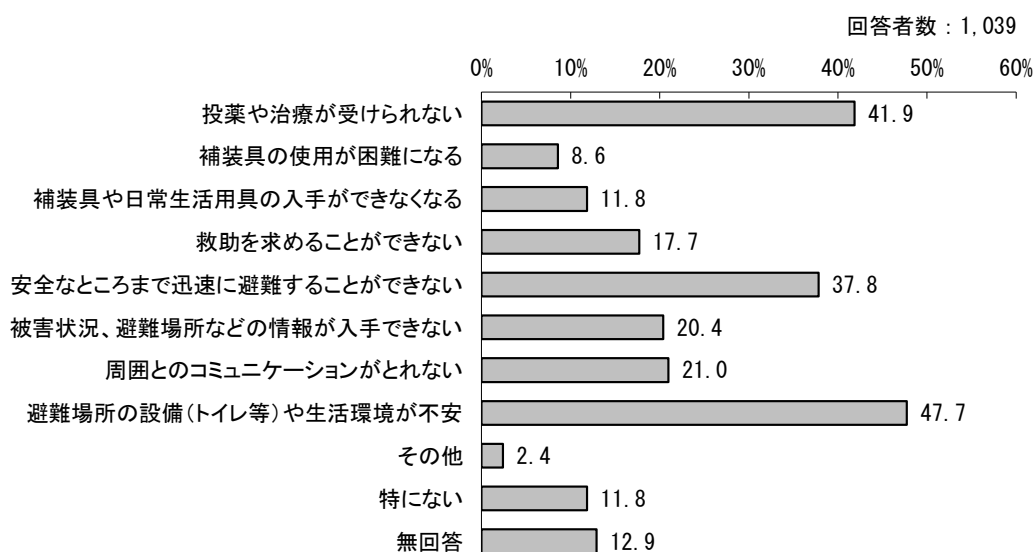


火事や地震等の災害時に一人で避難できるかどうかにつき、全体結果と身体、精神障害者では「できる」が最も多い回答ですが、知的障害者では「できない」が最も多く、過半数を占めています。



家族が不在な場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいるかどうかについては、全体と身体、精神障害者*では「わからない」が、知的障害*者では「いない」が、それぞれ最も多い回答となっています。

⑪災害時に困ること

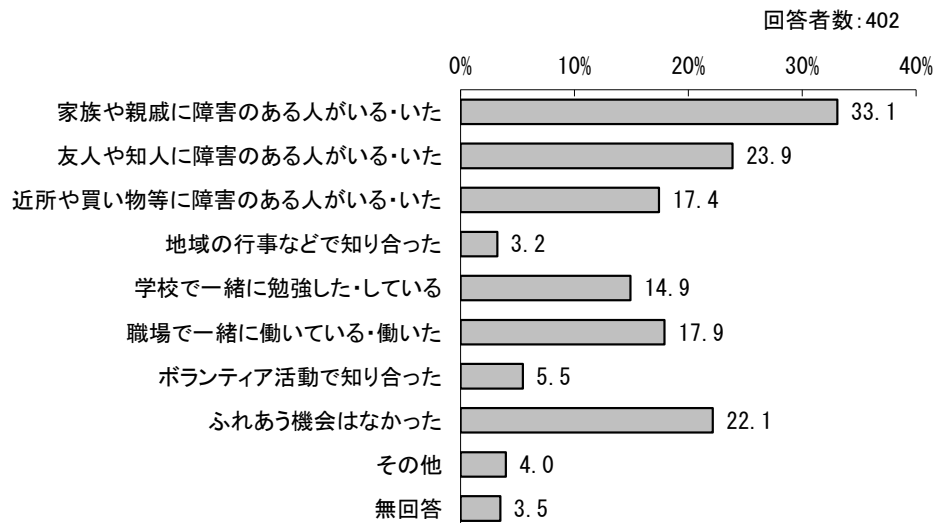


	合計	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とのコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全体	1,039	41.9	8.6	11.8	17.7	37.8	20.4	21.0	47.7	2.4	11.8	12.9
身体障害	754	43.2	10.5	13.4	14.2	39.1	17.8	13.9	47.3	1.7	11.1	14.1
知的障害	174	23.6	2.9	7.5	38.5	46.6	39.7	51.7	53.4	5.7	10.3	14.4
精神障害	178	54.5	1.7	7.9	13.5	25.3	18.5	28.7	42.1	2.2	11.2	12.9

全体と身体、知的障害者では「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が、精神障害者では「投薬や治療が受けられない」が、それぞれ最も多くなっており、各障害の特徴が現れています。

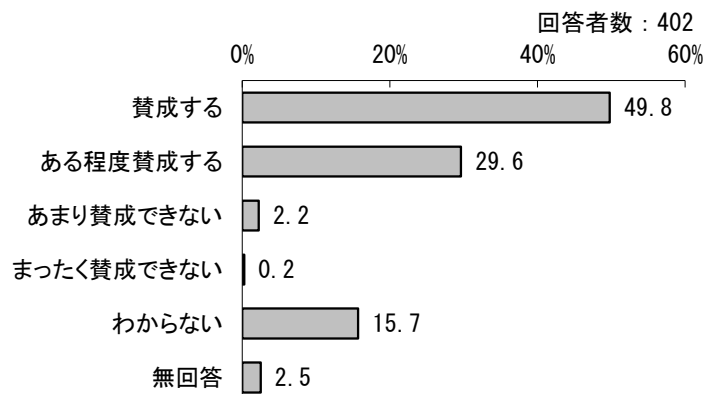
<障害のない市民調査>

①障害のある人とふれあった経験



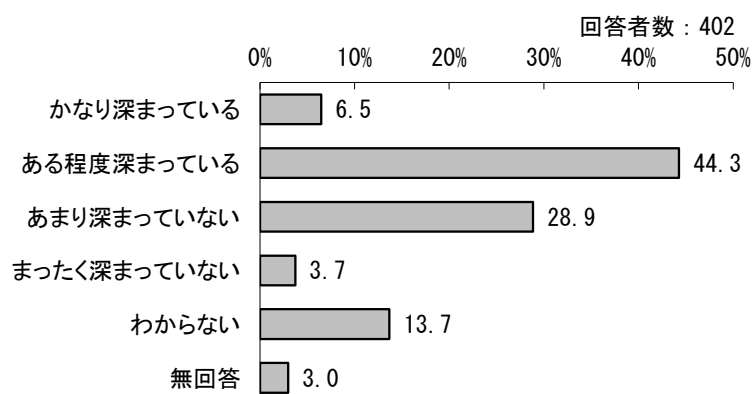
今まで障害のある人と日常生活の中でふれあった機会の有無については、「家族や親戚に障害のある人がいる・いた」という回答が最も多く、「友人や知人に障害のある人がいる・いた」、「ふれあう機会はなかった」が続いています。

②「ノーマライゼーション*」の考え方について



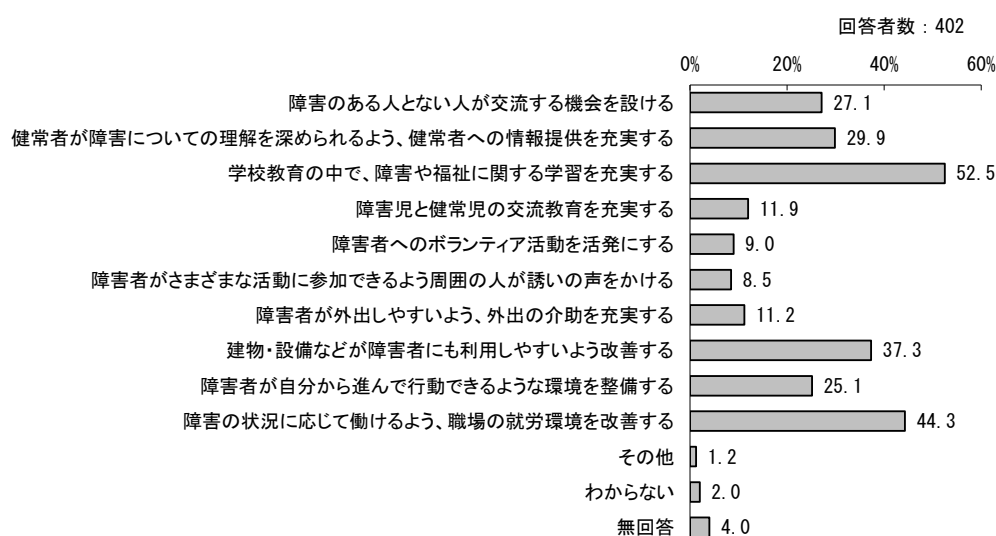
「ノーマライゼーション」という考え方についてどのように思うかでは、「賛成する」という回答が最も多く、次いで「ある程度賛成する」が多くなっています。両選択肢を合わせた回答割合は、約8割に達します。

③障害のある人への理解について



ここ数年、社会の中で障害のある人に対する理解は深まってきていると思うかについては、「ある程度深まっている」という回答が最も多く、次いで「あまり深まっていない」が多くなっており、市民の中でも評価が分かれていることがうかがえます。

④「地域共生社会」に必要なこと



障害のある人とない人がお互いに理解しあい、共に生きる社会をつくっていくために必要だと思うこととしては、「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」という回答が最も多く、次いで「障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」、「建物・設備などが障害者にも利用しやすいよう改善する」が続いています。

<市内事業所調査>

①障害者雇用で良かったこと

No.	選択肢	回答者数	%
1	真面目・一生懸命さが他の従業員の刺激になる	6	25.0
2	障害者への理解が深まった	6	25.0
3	従業員の間で思いやりの気持ちが生まれた	1	4.2
4	戦力となって働いてもらえている	7	29.2
5	業務内容の再構築等により業務や経営の効率化が図られた	0	0.0
6	職場の雰囲気が良くなった	0	0.0
7	地域住民や関係機関との交流が図られるようになった	0	0.0
8	その他	2	8.3
9	特にない	2	8.3
	無回答	0	0.0
	全体	24	100.0

障害のある人を雇用して良かったこととしては、「戦力となって働いてもらえている」との回答が最も多く、「真面目・一生懸命さが他の従業員の刺激になる」と「障害者への理解が深まった」が続いています。

②障害者採用時の主な重視ポイント

No.	選択肢	回答者数	%
1	就労意欲・前向きな姿勢	16	66.7
2	年齢	4	16.7
3	通勤時間	7	29.2
4	通勤手段	11	45.8
5	障害種別	13	54.2
6	障害の程度	11	45.8
7	手帳の有無	4	16.7
8	業務スキル・経験	8	33.3
9	家族等の理解	2	8.3
10	支援機関・学校からのサポート	2	8.3
11	公的支援(助成金)の対象となるか	2	8.3
12	その他	1	4.2
13	特にない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	24	100.0

障害のある人を採用する際に重視する主なポイントについては、「就労意欲・前向きな姿勢」という回答が最も多く、次いで「障害種別」が多く、「通勤手段」と「障害の程度」が続いています。

(3) 調査結果からの考察

- 障害のある本人はもちろん、その主な介助者（家族）についても高齢化が進んでおり、優良な福祉等サービスの一層の充実や、地域での支え合いの仕組み・「地域共生社会」づくりの推進の必要があります。
- 就労について求める支援として、「職場や職場の上司、同僚に障害や障害のある人への理解があること」を回答した人が多いため、企業を対象として障害や障害のある人のことを理解するための研修を開催する等の、障害者理解を促進する取り組みが必要です。
- 困ったときなどの相談相手について、「市の相談窓口」を回答した人は依然少ないことから、相談支援の一層の充実を図るとともに、市の相談窓口の周知・広報等を図っていく必要があります。
- 知的障害*者で「発達障害*」の診断、また精神障害者*で「高次脳機能障害」の診断を受けたことがある人がそれぞれ比較的多いことから、これらの障害に関する広報啓発活動を一層進め、手帳を取得しなくても利用できる福祉サービスや各種相談等の利用へつなげていく必要があります。
- 災害時に一人で避難できると回答した人が全体の半数未満であったことなどを踏まえて、災害時の避難に支援を要する人等の実態の把握を進め、支援体制構築の一層の推進と充実を図ることが必要です。
- 3割以上の回答者が、障害があることで差別やいやな思いをしたことがあると答えているため、障害や障害のある人についての理解をさらに促進するための取り組みが必要です。
- 幼少時からの自然なふれあい・交流などが「ノーマライゼーション*」実現のために大変重要と思われるなか、2割強の市民が障害のある人とふれあう経験がなかったと回答しており、学校教育等における交流などを一層充実させる必要があります。
- 障害がない人の側からは、「地域共生社会」づくりのために必要と思うこととして「学校教育の中での障害や福祉に関する学習の充実」等が多く提示されており、取り組みを一層充実させていく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の「めざす姿」と基本理念

(1) めざす姿

本計画では、『第2次結城市障害者プラン』（2015[平成 27]年度～2020[令和2]年度）の「めざす姿」を継承し、障害のある人もない人も、みんなが支えあい、生きる喜びを育んでいく社会をめざします。

**だれもが 自分らしく
いきいきと暮らす 結城**

だれもが

障害のある人もない人も、自ら望む生き方を実現できる社会

自分らしく

障害のある人とその家族が、生涯にわたって自分らしさを失わないような支援のある社会

いきいきと
暮らす

障害のある人もない人も人権が尊重され、お互いに自分らしく生きる喜びを育む社会

(2) 計画の基本理念

本計画では、障害者基本法*第1条の規定「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」や、今後の福祉に関する基本的理念となる「支え合い・助け合いによる地域共生社会の実現」等を勘案して基本理念を次のように定め、その実現のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

**障害のある人もない人も 互いに人格と個性を尊重し
支え合えるまちの実現**

2 計画の基本施策

「めざす姿」・「基本理念」に基づき、本計画における基本施策を以下の通り設定します。

基本施策1 生活支援の充実

障害のある人もない人も大切な人として認められ、それにふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等による支援を行います。

基本施策2 情報アクセシビリティ*の向上

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*を推進します。

基本施策3 保健・医療の充実

障害のある人が、身近な地域において保健・医療サービス等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

基本施策4 社会参加の支援・促進

障害のある児童生徒一人ひとりが年齢・能力に見合った形で学習しやすいようにし、障害のあるなしにかかわらず児童生徒と一緒に勉強することができるよう、教育の充実を図ります。また、障害のある人が文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

基本施策5 雇用・就業、経済的自立の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労*を希望する人にはできる限り可能となるように、また、一般就労が困難な人には、「就労継続支援」事業所等での工賃の水準が向上するように支援を行います。あわせて、年金等の支給や経済的負担の軽減等による経済的自立の支援も行います。

基本施策6 生活環境の充実

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害のある人のための住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図り、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

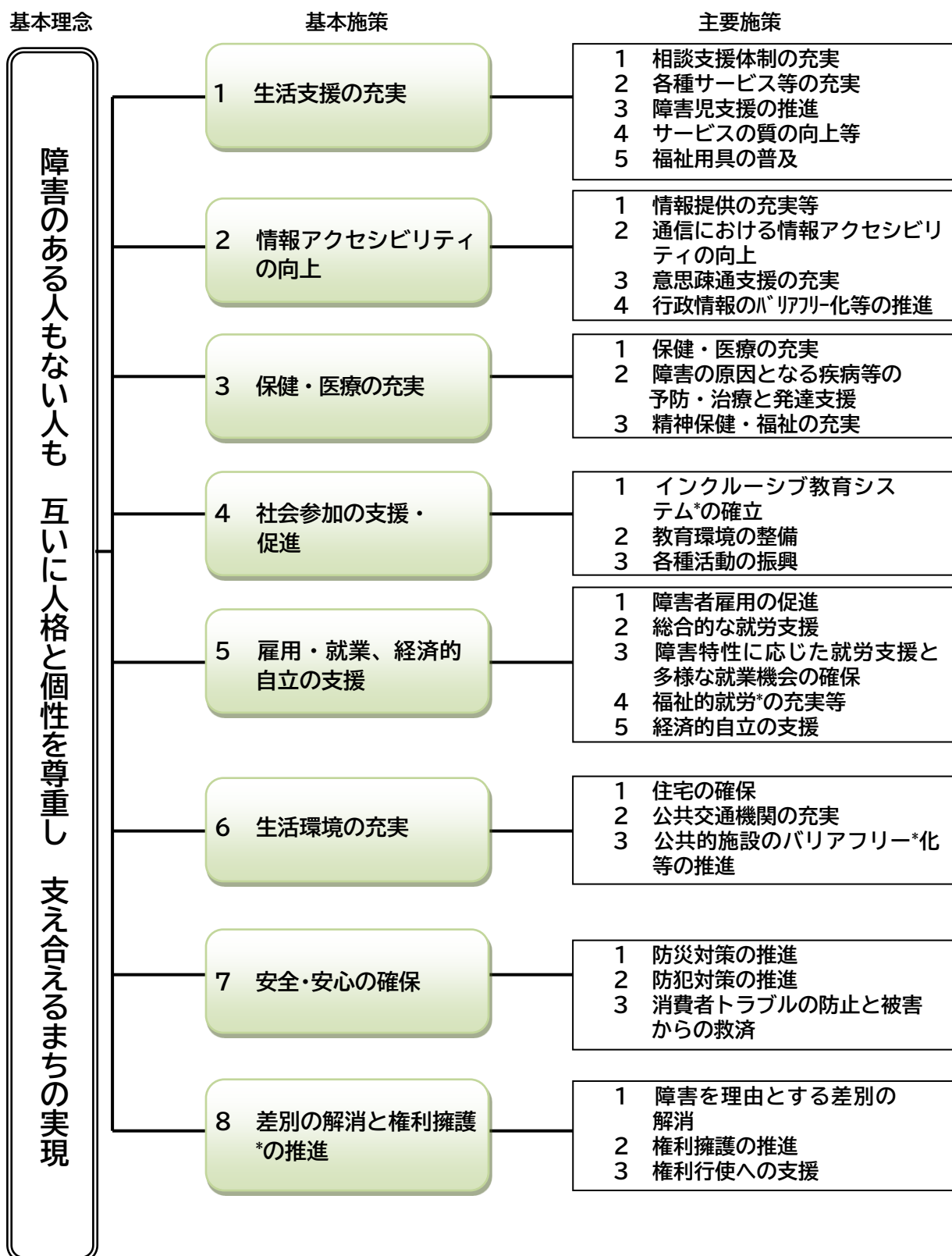
基本施策7 安全・安心の確保

障害のある人が、地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害*からの保護等を行います。

基本施策8 差別の解消と権利擁護*の推進

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消に取り組めます。あわせて、障害者虐待*の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

3 計画の展開（施策の体系）





第4章 計画の推進と進行管理

1 計画推進の体制

本計画の推進については、地域の専門性の高い関係機関の協力を得ながら、地域の家庭、福祉等サービス提供事業者、相談支援機関、行政などが情報を共有しながら連携・協働して、地域ぐるみで障害のある人本人やその家族等を応援・支援していく取り組みの促進を図っていきます。

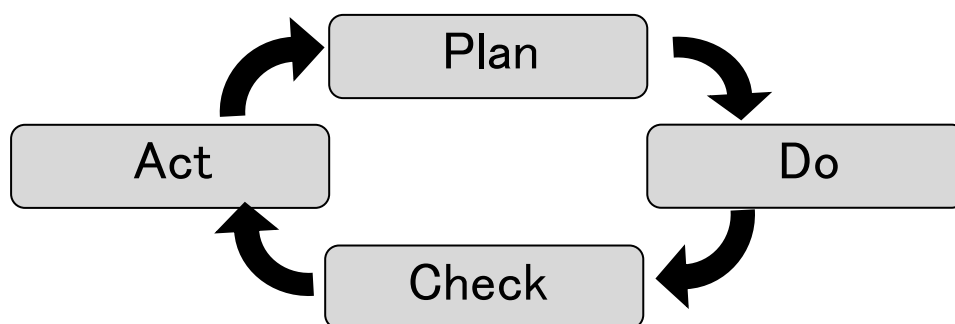
2 計画の進行管理

◇進行管理の具体的内容

計画の推進にあたって、庁内関係各課による連携を図り全庁的に施策の展開を行うため、毎年、関係各課による計画の進捗状況の点検・自己評価を行っていきます。

また、「結城市地域自立支援協議会*」で計画の進捗状況等の点検・評価を行い、効果的な進行管理を図っていきます。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた計画を立案する
Do（実行）	計画を実行する
Check（評価）	計画を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、取り組みなどの見直しを行う

担当課による自己評価

○本計画の各施策・事業について、各担当課が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

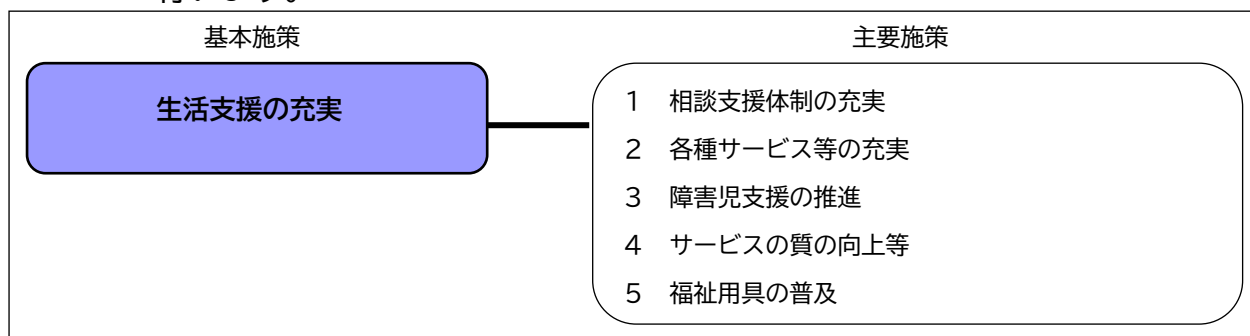
第Ⅱ部 障害者計画

(障害者施策の推進)



第1章 生活支援の充実

障害のある人もない人も大切な人として認められ、それにふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等による支援を行います。



【現状と課題】

- 相談支援については、市の障害福祉担当課に社会福祉士*及び精神保健福祉士*を配置して、専門的な相談支援を行っています。また、庁内関係各部署及び関係機関との連携の下に支援を行っています。
- 2009(平成 21) 年度に「結城市地域自立支援協議会*」を設置し、2016(平成 28) 年度には、「生活支援部会」・「子ども部会」・「就労部会」・「権利擁護*部会」に改編し、相談支援体制のさらなる強化を図っています。
- 障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、障害福祉サービスの充実が不可欠であり、これまで相談支援体制の整備とともに、ホームヘルプ等の「訪問系サービス」や日中活動の場の充実、グループホームなどの「住まいの場」の確保といった各種サービスの充実を図っています。
- 施設入所者等の地域生活への移行を促進するためには、障害福祉サービスのこれまで以上の量的拡大と様々な障害特性に対応できる質的向上を図っていく必要があります。
- アンケート調査の結果では、各種障害福祉サービスのうち「計画相談支援」の利用を希望する人が最も多く(29.3%)みられ、今後も障害のある人の特性やニーズを踏まえた支援とともに、複雑・多様化する相談内容への対応など、質の高い相談支援が求められています。
- 障害のある子どもとその保護者への支援については、身近な地域での療育支援体制の充実と障害児保育体制の整備を図ってきました。今後も、成長過程に応じて必要とされる様々な支援を途切れることなく行う必要があります。

<<施策の内容>>

- 障害のある人が抱える様々なニーズに対応していくために、相談支援専門員*をはじめとした地域の支援者間のネットワークの構築・確立を図り、「多職種協働」による一体的な相談支援と質の向上に努めます。
- 障害福祉サービス提供事業者を対象に行う利用者の受け入れ状況及び課題、市への要望等についての意向調査の結果を基に、サービス提供事業者への支援のあり方について検討するとともに、連携強化を図ります。
- 障害のある人の地域での自立生活を支援するため、障害福祉サービスの整備と、様々な障害特性に対応できるようなサービスの質的向上を支援します。
- 障害のある子どもに関しては、成長過程に応じた適切な支援を行う観点から、乳幼児期から一貫した支援が行えるよう、療育支援体制の一層の充実を図ります。

[詳細な取組み]

1 相談支援体制の充実

相談支援体制の充実 No. 1-1-1	
推進主体	社会福祉課 地域ケア推進室 子ども福祉課 健康増進課
障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、庁内の関係部署及び関係機関との連携を強化し、各ライフステージを通じて切れ目のない相談支援を行います。 また、相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター*」を、2021(令和3)年度に設置し、「地域生活支援拠点等の整備」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について協議を進めていきます。	
地域相談支援事業 No. 1-1-2 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課
「地域移行支援」として、福祉施設の入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を支援・促進するとともに、「地域定着支援」として、居宅等で生活する障害のある人との常時の連絡体制を確保し、緊急事態等の相談等を実施します。	
「サービス等利用計画*」の充実 No. 1-1-3	
推進主体	社会福祉課
適切な障害福祉サービス利用を支援するため、「サービス等利用計画」の充実を図ります。	
相談支援事業所連絡会 No. 1-1-4	
推進主体	社会福祉課
「計画相談支援」事業所を対象に連絡会を運営し、情報交換と「サービス等利用計画」作成のスキルアップのための研修等を行い、相談支援専門員の資質の向上と、事業所間の連携強化を図ります。	

結城市地域自立支援協議会* No. 1-1-5	
推進主体	社会福祉課
学識経験者、保健・医療関係者、教育関係機関、障害福祉サービス事業者、障害者関係団体、当事者等で構成する市の障害者福祉に関わるシステムの中核的役割を果たす「結城市地域自立支援協議会」の運営を活性化して関係機関の連携強化を図るとともに、障害のある人の支援体制の充実を図ります。	
難病*相談会等の情報提供 No. 1-1-6	
推進主体	社会福祉課 健康増進課
県主催の専門医等による相談会等、難病の人を支援する事業の情報提供を行います。	
知的障害者相談員*・身体障害者相談員*、ピア相談員の活動支援 No. 1-1-7	
推進主体	社会福祉課
知的障害者相談員・身体障害者相談員への情報提供などを行い、活動を支援します。 また、「結城市心身障害児（者）父母の会」が主催する「いちご相談室」の開催を支援します。	

2 各種サービス等の充実

訪問系サービス① No. 1-2-1	
推進主体	社会福祉課
自宅での日常生活の自立を支援するため、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」を提供します。	
訪問系サービス② No. 1-2-2	
推進主体	社会福祉課
重度の視覚障害がある人に対して、外出時に同行して移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出の支援を行う「同行援護」を提供します。	
行動が困難で常に介護が必要な知的または精神的に障害のある人に、外出時の移動支援や危険回避のための支援を行う「行動援護」を提供します。	
訪問入浴サービス事業 No. 1-2-3	
推進主体	社会福祉課
自宅で入浴することができない重度の身体障害*のある人等に対して、自宅に移動入浴車を派遣し、「訪問入浴サービス」を提供します。	
有償在宅福祉サービス No. 1-2-4	
推進主体	社会福祉協議会
会員登録制により、非営利・有償の仕組みの家事援助等の在宅福祉サービスを提供します。	
移動支援事業 No. 1-2-5	
推進主体	社会福祉課
屋外での移動が困難な障害のある人に、余暇活動や社会参加を支援する「移動支援」を提供します。	

日中活動系サービス① No. 1-2-6

推進主体 | 社会福祉課

障害のある人が充実した生活を送るための「日中活動系サービス」として、「生活介護」・「自立訓練（機能訓練）」・「自立訓練（生活訓練）」を提供します。

入院中の医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護等を行う「療養介護」を提供します。

介護者の疾病等の理由により居宅で介護できない場合に、障害のある人を一時的に短期間施設に入所させ日常生活上の支援をする「短期入所（ショートステイ）」を提供します。

日中活動系サービス② No. 1-2-7 ※再掲あり

推進主体 | 社会福祉課

一般企業への就労を希望する障害のある人に、就労に向けた必要な訓練等のサービスとして「就労移行支援」を提供します。また、「就労定着支援」によって障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。

就労の機会の提供および就労に向けた訓練や支援サービスとして、「就労継続支援（A型、B型）」を提供します。

地域活動支援センター事業 No. 1-2-8

推進主体 | 社会福祉課

障害のある人が、創作的活動や生産的活動に取り組み、社会と交流できるように支援します。

日中一時支援事業 No. 1-2-9

推進主体 | 社会福祉課

障害のある人の家族の就労支援や、介護している家族の一時的な休息や負担軽減を図るために、日中、障害のある人の活動の場を提供し、障害のある人の家族を支援する「日中一時支援」を実施します。

居住系サービス No. 1-2-10 ※再掲あり

推進主体 | 社会福祉課

自宅等での生活が困難、夜間に介護が必要、通所が困難である障害のある人に「施設入所支援」を提供し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、共同生活を営む住居において、相談支援、入浴、排せつまたは食事の介護等を行う「共同生活援助」を提供します。

上記「施設入所支援」や「共同生活援助」を利用する障害のある人で、一人暮らしを希望する人に、「自立生活援助」を提供します。

いばらき身障者等用駐車場利用証*の発行 No. 1-2-11

推進主体 | 社会福祉課 介護福祉課 健康増進課

ショッピングセンターや公共施設などに設置する「車いす使用者用駐車場施設」を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備し、障害のある人の社会参加を支援するため、「いばらき身障者等用駐車場利用証」を発行するとともに、適正利用を促進します。

駐車場の「ダブルスペース」導入 No. 1-2-12	
推進主体	社会福祉課 介護福祉課 商工観光課 生涯学習課 スポーツ振興課
ショッピングセンターや公共施設などの駐車場の「車いす使用者のための幅の広い駐車スペース」にプラスして、軽度障害者や高齢者用に「通常の幅で施設出入り口に近い駐車スペース」を設ける「ダブルスペース」の導入を推進します。	
障害のある人の社会参加等を支援するボランティアの育成・活動支援 No. 1-2-13	
推進主体	社会福祉協議会
ボランティア会員の研修会等の情報提供や活動支援を行います。	
補装具費給付 No. 1-2-14 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の失われた機能を補完または代償する用具である「補装具」の費用を支給します。	
日常生活用具*給付事業 No. 1-2-15 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の日常生活を容易にするために、日常生活用具、住宅改修費の給付を行います。	

3 障害児支援の推進

結城市地域自立支援協議会*「子ども部会」 No. 1-3-1 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の下部組織として、障害児サービス事業者・教育関係機関で構成する「子ども部会」を設置し、情報共有及び支援体制の連携強化を図ります。	
早期療育支援 No. 1-3-2	
推進主体	健康増進課
乳幼児健診等で発見された発達気になる子を対象に、臨床心理士*等の専門的スタッフによる発達フォロー教室・個別発達相談を実施するとともに、児童発達支援事業所と連携し、適切な時期に療育が行えるよう支援します。	
障害児保育 No. 1-3-3	
推進主体	子ども福祉課
保護者の保育希望をふまえて、障害児保育に必要な体制の充実を図ります。	

児童発達支援事業 No. 1-3-4	
推進主体	社会福祉課
就学前の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。	
「医療型児童発達支援センター*」や医療機関で、「児童発達支援」と治療を行うサービスを提供します。	
保育所等訪問支援事業 No. 1-3-5	
推進主体	社会福祉課
保育所等を訪問し、障害児が集団生活に適應できるよう専門的な支援を提供します。	
放課後等デイサービス事業 No. 1-3-6	
推進主体	社会福祉課
就学中の障害児を対象に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流に必要な支援を行うとともに、居場所を提供します。	

4 サービスの質の向上等

結城市地域自立支援協議会*「生活支援部会」 No. 1-4-1	
推進主体	社会福祉課
結城市地域自立支援協議会の下部組織として、市内障害福祉サービス事業者と保健・医療関係者等で構成する「生活支援部会」で、情報共有及び連携強化に努め、サービスの充実を図ります。	
市内事業所連絡会 No. 1-4-2	
推進主体	社会福祉課
市内障害福祉事業所を対象に連絡会を運営し、情報交換とスキルアップのための研修等を行い事業所職員の資質の向上と事業所間の連携強化を図ります。	
専門的な人材の確保 No. 1-4-3	
推進主体	総務課
精神保健福祉士*、社会福祉士*、保健師など、障害者施策の推進に必要な専門職員の確保に努めます。	
民生委員児童委員活動への支援 No. 1-4-4	
推進主体	社会福祉課
民生委員児童委員（*主任児童委員を含む）への研修会や意見交換会などを行い、活動を支援します。	
手話奉仕員、朗読奉仕員*の養成事業 No. 1-4-5 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課
聴覚障害のある人、視覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話奉仕員・朗読奉仕員の養成を実施します。	

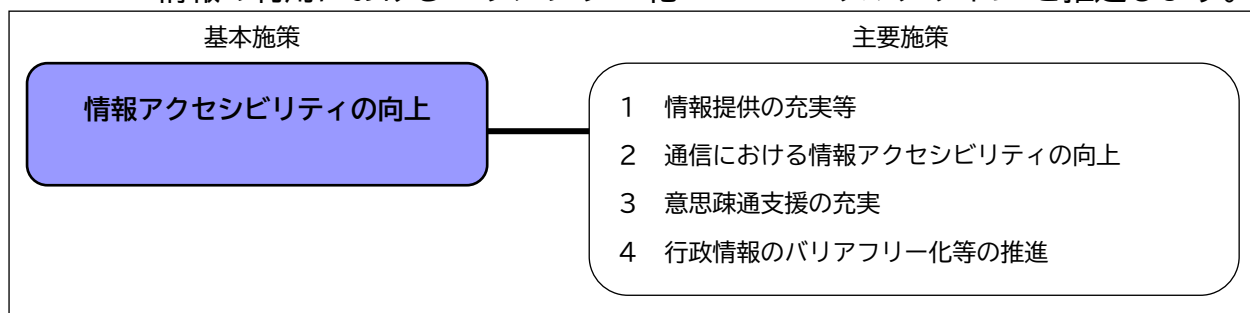
5 福祉用具等の普及

補装具費給付 No. 1 - 2 - 14 (再掲)	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の失われた機能を補完または代償する用具である「補装具」の費用を支給します。	
日常生活用具*給付事業 No. 1 - 2 - 15 (再掲)	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の日常生活を容易にするために、日常生活用具、住宅改修費の給付を行います。	
補助犬制度の周知等 No. 1 - 5 - 1	
推進主体	社会福祉課
身体障害者補助犬*（盲導犬*・介助犬*・聴導犬*）貸与制度の周知と普及、利用促進を図ります。	



第2章 情報アクセシビリティ*の向上

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*を推進します。



【現状と課題】

- 障害のある人が、地域で生活していくうえで、必要な福祉サービスなどを自ら選んで活用していくためには、障害のある人への各種制度や生活に関する適切な情報の提供が必要となります。アンケート調査の結果では、情報の取得先として最も多いのが「市の広報誌」(36.2%)で、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(31.6%)、「家族や親せき、友人・知人」(31.3%)が続いており、このことから、障害のある人に正しい情報を適切に伝えるためには、広報誌やホームページをはじめとした多様な媒体を通じてきめ細やかな情報提供に努めていくことが重要になることが分かります。
- 障害のある人の社会参加を支援・促進するためには、生活のあらゆる場面での意思疎通に関する支援が不可欠になります。特に、意思疎通が困難な障害のある人にとっては、自らの意思決定にあたって支援が必要になるにもかかわらず、様々な障害特性に対応した意思疎通支援の方法は、まだ十分に確立されているとは言えません。このため、障害のある人の意思疎通や意思決定に際しては、より専門的な支援が求められます。

《施策の内容》

- 一人ひとりの障害特性に合ったサービスが選択できるよう、必要な情報をわかりやすく提供していきます。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、障害のある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

〔詳細な取組み〕

1 情報提供の充実等

障害福祉サービス情報の提供 No. 2-1-1	
推進主体	社会福祉課
市内の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の情報を市ホームページに掲載するとともに、紙版のものを社会福祉課窓口で配布します。	

2 通信における情報アクセシビリティの向上

「障害者ITサポートセンター」の周知 No. 2-2-1	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の情報通信技術（ICT）に関する利用相談等を実施するとともに、移動の困難な障害のある人に在宅でパソコン操作技術の指導支援を行う「ITサポートセンター」について周知します。	
日常生活用具*給付事業 No. 1-2-15（再掲）	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の情報機器利用の促進を図るため、パソコン使用に必要な周辺機器やソフトウェア等の購入費用の一部を助成するとともに、読み上げソフト等の支援用具を給付します。	

3 意思疎通支援の充実

意思疎通支援事業 No. 2-3-1	
推進主体	社会福祉課
聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人の地域生活を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	
手話奉仕員、朗読奉仕員*の養成事業 No. 1-4-5（再掲）	
推進主体	社会福祉課
聴覚障害のある人、視覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話奉仕員、朗読奉仕員の養成を実施します。	

4 行政情報のバリアフリー化等の推進

障害のある人がアクセスしやすいホームページによる情報提供等 No. 2-4-1	
推進主体	秘書課
市ホームページについて、今後も随時、視認性向上のための文字コントラストの修正、音声読み上げ機能のための余分スペースの削除などを行い、障害のある人のアクセシビリティ（アクセスしやすさ）に配慮した作成を心がけながら情報提供を行っていきます。	

障害者施策に関する情報・緊急時における情報の提供の充実 No. 2-4-2

推進主体	防災安全課 社会福祉課
------	-------------

市ホームページや市広報紙による情報伝達に加え、ボランティア等の協力を得て情報伝達を行うとともに、緊急時には防災行政無線*を活用し、避難行動要支援者*の「個別計画」に基づき、関係者と連携して情報を提供します。

災害発生時の障害特性に配慮した情報伝達体制の整備 No. 2-4-3 ※再掲あり

推進主体	防災安全課 社会福祉課
------	-------------

整備された防災行政無線を活用して情報伝達を行うとともに、関係機関と連携し、障害のある人に配慮した情報伝達体制を確立・強化します。

点字・声の広報* No. 2-4-4

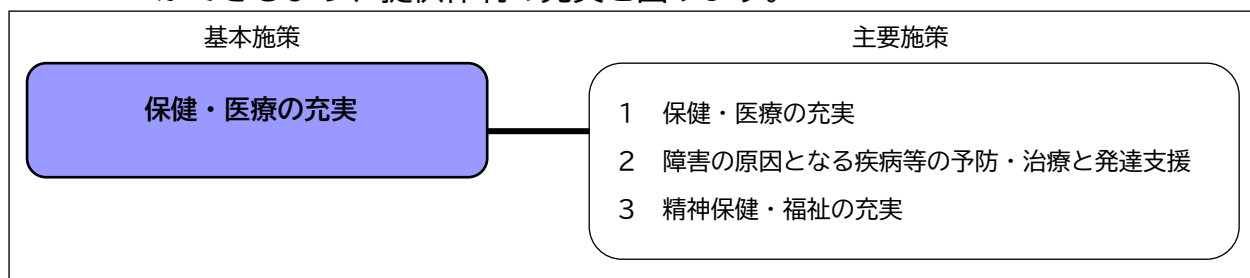
推進主体	社会福祉課
------	-------

聴覚障害のある人、視覚障害のある人に対し、市広報紙・議会だよりを点字や音声により届けます。



第3章 保健・医療の充実

障害のある人が、身近な地域において保健・医療サービス等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。



【現状と課題】

- 障害のある人が身近な地域で必要な医療を受け、健康的な生活を送ることができるように、医療費の負担の軽減を図っています。
- 重症化することで障害の原因となり得る生活習慣病等の予防と早期発見・早期治療につなげるため、ライフステージに応じた各種健康診査やがん検診を実施しています。
- 精神障害のある人の日中活動の場の提供や社会復帰の支援を目的として、精神デイケアを実施しています。また、その運営に関わる精神保健福祉ボランティアを育成し、精神障害への理解の促進を図っています。
- 精神障害のある人や自立支援医療*（精神通院医療）受給者が増加しています。早期に適切な治療につなげていくためには、「こころの病・こころの健康」への市民の正しい理解とこころの病を抱える人が気軽に相談を受けることができる相談支援体制の充実が必要になります。
- 長期入院中（社会的入院）の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するためには、医療・保健・福祉のより一層の連携が求められます。
- 近年、病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（医療的ケア児）が増加しており、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置などの対応が求められています。

《施策の内容》

- 障害のある人が必要な医療を受けられるように、医療費の負担軽減を図ります。
- ライフステージに応じた各種健康診査や健康相談を通じて、市民の生活習慣の改善を促し障害の原因となり得る疾病の予防に努めます。
- 精神障害のある人の地域生活への移行や定着、社会参加を促進するため、医療・保健・福祉の連携による支援体制を整えます。
- 難病*の人が、きめ細やかな相談支援を受けられるよう、難病の人を支援する事業についての情報提供を行います。

〔詳細な取組み〕

1 保健・医療の充実

自立支援医療*の給付（育成医療） No. 3-1-1	
推進主体	社会福祉課
身体障害*のある子どもが手術等により障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。	
自立支援医療の給付（更生医療） No. 3-1-2	
推進主体	社会福祉課
身体障害のある人が手術等によって障害を軽くしたまたは取り除き、あるいは障害の進行を防ぐための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。	
自立支援医療の給付（精神通院医療） No. 3-1-3	
推進主体	社会福祉課
精神障害のある人の通院治療費の自己負担額を軽減します。	
重度心身障害者医療福祉の給付 No. 3-1-4	
推進主体	保険年金課
身体障害者手帳*（1級、2級、3級の内部障害*）、療育手帳*（㊤、A）、精神障害者手帳1級及び障害年金1級受給者を対象とした医療福祉費支給制度において、医療費の一部を助成します。	
診療等の情報提供 No. 3-1-5	
推進主体	健康増進課
結城市医師会、結城市歯科医師会と連携し、診療に関して必要に応じた情報提供を行います。	

2 障害の原因となる疾病等の予防・治療と発達支援

妊婦健康診査事業 No. 3-2-1	
推進主体	健康増進課
妊娠届出時に妊婦健診及び先天性代謝異常検査等の必要性を伝え、受診促進を図ります。	
乳幼児健康診査事業 No. 3-2-2	
推進主体	健康増進課
専門スタッフを確保し、質の高い健康診査を提供します。	
健康診査 No. 3-2-3	
推進主体	保険年金課 健康増進課
生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、健康診査やがん検診を実施します。	
健康教育、健康相談の実施 No. 3-2-4	
推進主体	健康増進課
生活習慣病を予防するため、健康教室や健康相談を行います。	

介護予防事業 No. 3-2-5

推進主体	健康増進課 介護福祉課
------	-------------

高齢者が地域で健康な生活を送れるよう、介護予防教室や講演会等を行います。

3 精神保健・福祉の充実**精神デイケア事業 No. 3-3-1**

推進主体	社会福祉課
------	-------

地域で生活する精神障害のある人に関して、集団生活指導を通して、生活リズムをつくる、対人関係を広げる、体力をつける、自信をつける等、自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援します。

精神保健福祉ボランティア育成事業 No. 3-3-2

推進主体	社会福祉課
------	-------

精神疾患・精神保健に関する正しい知識の普及や精神障害のある人との交流を促進するため、精神保健福祉ボランティアを育成するとともに、活動を支援します。

精神保健福祉相談窓口の整備（保健・医療・福祉の連携） No. 3-3-3

推進主体	社会福祉課 地域ケア推進室 健康増進課
------	---------------------

保健・医療・福祉の関係機関が連携し、精神障害のある人への相談窓口を整備します。

関係機関との連携 No. 3-3-4

推進主体	健康増進課 社会福祉課 地域ケア推進室
------	---------------------

保健所や医療機関等の関係機関及び庁内関係部署との事例検討や研修等により、支援者の連携やスキルアップを図ります。

心の健康相談事業 No. 3-3-5

推進主体	社会福祉課
------	-------

精神科医師による「心の健康相談」を実施します。

アウトリーチ支援の推進 No. 3-3-6

推進主体	社会福祉課 健康増進課
------	-------------

精神障害のある人及びその家族や事業所職員を対象に、訪問による相談支援を行います。

精神保健福祉市民講座 No. 3-3-7 ※再掲あり

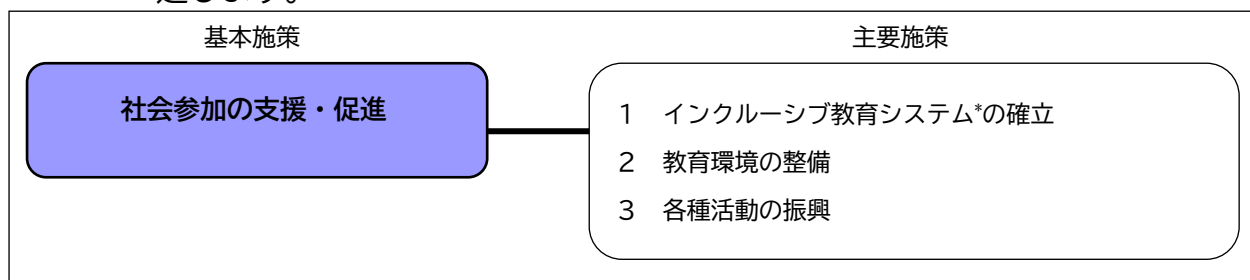
推進主体	社会福祉課
------	-------

精神障害についての正しい理解の促進、普及啓発と地域で支え合う力を高めるために、市民講座を行います。



第4章 社会参加の支援・促進

障害のある児童生徒一人ひとりが年齢・能力に見合った形で学習しやすいようにし、障害のあるなしにかかわらず児童生徒と一緒に勉強することができるよう教育の充実を図ります。また、障害のある人が文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。



【現状と課題】

○障害のあるなしにかかわらず分け隔てのない社会をつくるためには、幼児期から障害のある子どもと周りの子どもが共に遊び・学ぶ機会の拡充が重要になります。

「障害者権利条約」や「障害者基本法*」の改正においてもそうした「インクルーシブ教育」の方向性が示されており、住み慣れた地域で同年代の友達と一緒に教育を受けることが求められています。

○文化芸術活動・スポーツ活動においては、障害のある人の様々な分野の行事への参加や障害のある人を含む幅広い市民交流の場づくりを進め、交流を一層促進することが求められています。

また、2018（平成30）年6月に「障害者文化芸術活動推進法」が公布・施行されており、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、文化芸術活動を通じた個性・能力の発揮と社会参加を促進するよう努めていく必要があります。

＜施策の内容＞

○一人ひとりの児童生徒の障害に配慮した指導や教育研修等により、障害のある児童生徒の能力を伸ばす教育指導の充実に努めます。また、「特別支援学校*」や「特別支援学級*」と地域の交流等により、障害のある人への理解の一層の促進を図ります。

○市が主催する各種スポーツ大会やイベント、各地域で開催される各種行事に障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めていきます。

1 インクルーシブ教育システムの確立

教育支援委員会* No. 4-1-1	
推進主体	学校教育課 指導課
「教育支援委員会」の機能充実と関係機関との連携強化に努め、教育支援を推進します。	
教育支援計画の作成 No. 4-1-2	
推進主体	指導課
「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた教育支援を推進します。	
結城市地域自立支援協議会*「子ども部会」 No. 1-3-1（再掲）	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の下部組織として、障害児サービス事業者・教育関係機関で構成する「子ども部会」を設置し、情報共有及び支援体制の連携強化を図ります。	

2 教育環境の整備

学校施設のバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*の推進 No. 4-2-1	
推進主体	学校教育課
学校施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進し、障害のある児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努めます。	
特別支援教室の充実 No. 4-2-2	
推進主体	指導課
一人ひとりの障害の状況や特性に応じた指導・支援を行い、障害のある児童生徒の実態に応じた教育環境の充実を図ります。	
教職員研修の実施 No. 4-2-3	
推進主体	指導課
「特別支援教育*」について、全教職員を対象とした研修会を実施します。	
特別支援教育の体制整備 No. 4-2-4	
推進主体	指導課
各学校の「特別支援教育コーディネーター*」の養成を支援します。	
社会人 TT 等配置事業 No. 4-2-5	
推進主体	学校教育課 指導課
障害のある児童生徒の学校生活を支援するため、介助員を配置します。	

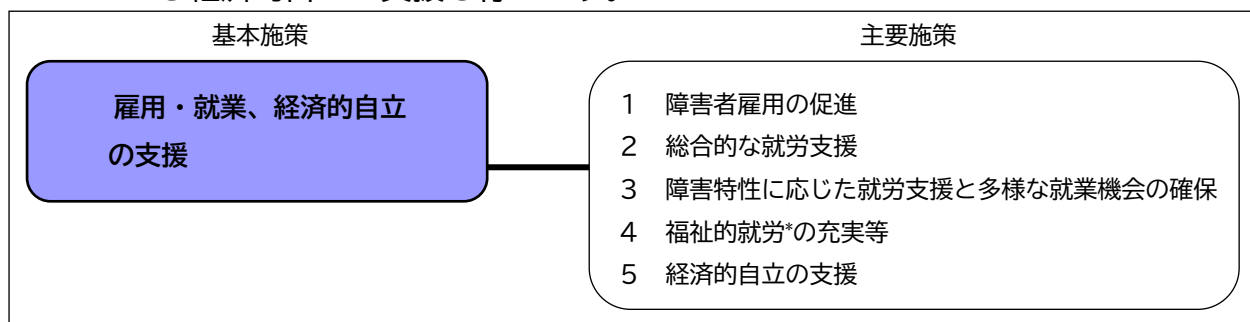
3 各種活動の振興

スポーツ施設・文化施設等のバリアフリー*化の推進 No. 4-3-1	
推進主体	スポーツ振興課 生涯学習課 都市計画課
誰もが使いやすい施設のバリアフリー化を計画的に進め、既存の文化施設等を点検して順次改善を図ります。	
誰でもできるスポーツの普及推進 No. 4-3-2	
推進主体	スポーツ振興課
障害のある人に配慮したスポーツやレクリエーションの普及推進に努めます。	
芸術文化活動支援事業の推進 No. 4-3-3	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の作品展への協力や、芸術活動の発表の場を設ける等の支援を行います。	
障害者文化活動等の参加支援事業 No. 4-3-4	
推進主体	講演会等開催各担当課
講演会に手話通訳や要約筆記者等を配するなど、障害のある人に配慮した文化活動等を促進します。	
障害者団体への支援 No. 4-3-5	
推進主体	社会福祉課 生涯学習課 スポーツ振興課
障害者団体の文化芸術活動及びスポーツ活動の促進のための支援を行います。	
スポーツ大会の参加支援 No. 4-3-6	
推進主体	社会福祉課
「茨城県障害者スポーツ大会」への参加を支援・促進します。	
スポーツ広報の充実 No. 4-3-7	
推進主体	スポーツ振興課
『声の広報*』やホームページを利用して、スポーツに関する情報提供を行います。	



第5章 雇用・就業、経済的自立の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労*を希望する人にはできる限り可能となるように、また、一般就労が困難な人には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように支援を行います。あわせて、年金等の支給や経済的負担の軽減等による経済的自立の支援も行います。



【現状と課題】

- 障害のある人が働きやすい環境を整えるためには、職場における障害や障害のある人への理解を促進する必要があります。アンケート調査の結果からも、「職場や職場の上司・同僚に障害の理解」(38.9%)を求めていることがわかりました。
- 企業等の障害者雇用を促進するためには、事業主に対して障害者雇用を支援する各種制度の一層の周知を図っていく必要があります。
- 障害のある人が円滑に就労するためには、様々な機関による就労支援が必要になります。就労に向けた訓練、就職活動への支援、職場定着及び就労中の相談援助など、それぞれの段階で適切に支援を受けることのできる体制が求められています。そのため、「ハローワーク」などの就労に関する専門機関との連携のもと、就労支援の一層の充実を図る必要があります。
- 2018(平成30)年、「法定雇用率*」の算定基礎に精神障害者*を加えた改正障害者雇用促進法が施行されましたが、同年に、中央省庁・地方自治体等の公的機関で、障害者手帳の交付に至らないなど「障害者」に該当しない人を障害者として雇用し、障害者の雇用率が水増しされていた問題が発覚するなど、いまだ多くの課題が残っています。
- 障害のある人の安定した生活を実現するために、公的年金をはじめとする障害のある人の経済的な保障が重要な役割を果たしています。このような保障は、障害のある人本人の生活基盤を固めるだけでなく、介助・支援者である家族などの経済的負担の軽減につながるものでもあるため、様々な機会を捉えて適切な方法により制度内容の周知を図る必要があります。

≪施策の内容≫

- 企業等に、障害のある人の雇用に関する広報・啓発や障害者雇用を支援する各種制度の情報提供を行います。
- 働く意欲のある人が必要な段階で就労支援を受けることができるよう、障害のある人やその家族に、障害者就業・生活支援センター*「なかま」等の専門機関の周知を図るとともに、障害のある人の就労に向けた知識や能力の向上のため、就労系福祉サービスの利用を促進します。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター「なかま」等と連携して働く障害のある人の集える場や気軽に相談できる機会を確保し、職場定着の支援に努めます。
- 障害のある人の経済的保障に関連する各種制度について、受給資格を持つ人が制度に関する情報を的確に取得できるよう、周知を図るとともに、適切な利用を支援・促進します。

〔詳細な取組み〕

1 障害者雇用の促進

市の障害者雇用の促進 No. 5-1-1	
推進主体	総務課
障害の特性に応じた職務や職場環境の整備に努め、「結城市障害者活躍推進計画」等に基づき、引き続き障害のある人の雇用を促進します。	
特例子会社制度*の周知 No. 5-1-2	
推進主体	商工観光課
事業主に対し「特例子会社制度」の周知を行い、障害のある人の雇用を促進します。	

2 総合的な就労支援

結城市地域自立支援協議会*「就労部会」 No. 5-2-1 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の下部組織として、障害者就業・生活支援センター、企業関係者、公共職業安定所（ハローワーク）、障害福祉サービス事業者で構成する「就労部会」の活動を通して就労支援各関係機関との連携を強化し、就労支援の充実を図ります。	
各種助成事業の普及促進 No. 5-2-2	
推進主体	商工観光課
障害のある人の雇用促進のため、障害のある人の雇用や就労支援に対する助成事業を周知します。	

茨城障害者職業センター*の利用促進 No. 5-2-3	
推進主体	社会福祉課
専門的な職業リハビリテーション*を行う茨城障害者職業センターを紹介し、利用を促進します。	
障害者就業・生活支援センターなかまの利用促進 No. 5-2-4	
推進主体	社会福祉課
就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターなかまを紹介し、利用を促進します。	

3 障害特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保

障害者就労施設等からの物品調達の推進 No. 5-3-1 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課
障害者就労施設等からの情報を基に、庁内各課へ受注可能物品等の情報提供を行い、発注機会の増加を図ります。	
日中活動系サービス No. 1-2-7 (再掲)	
推進主体	社会福祉課
一般企業への就労を希望する障害のある人に、就労に向けた必要な訓練等のサービスとして「就労移行支援」を提供します。また、「就労定着支援」によって障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。	
就労の機会の提供および就労に向けた訓練や支援サービスとして、「就労継続支援（A型、B型）」を提供します。	

4 福祉的就労*の充実等

結城市地域自立支援協議会「就労部会」 No. 5-2-1 (再掲)	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の下部組織として、障害者就業・生活支援センター、企業関係者、公共職業安定所（ハローワーク）、障害福祉サービス事業者で構成する「就労部会」の活動を通して就労支援各関係機関との連携を強化し、就労支援の充実を図ります。	
障害者就労施設等からの物品調達の推進 No. 5-3-1 (再掲)	
推進主体	社会福祉課
障害者就労施設等からの情報を基に、庁内各課へ受注可能物品等の情報提供を行い、発注機会の増加を図ります。	

5 経済的自立の支援

公的年金制度の周知 No. 5-5-1	
推進主体	保険年金課
障害のある人に関わる公的年金（障害基礎年金*・障害厚生年金・障害共済年金）について、広報紙等により周知を図ります。	
公的手当の給付と制度の周知 No. 5-5-2	
推進主体	社会福祉課
「特別障害者手当*」「障害児福祉手当*」「特別児童扶養手当*」について、広報紙等による周知と窓口での情報提供を行います。	
在宅障害児福祉手当*の給付と周知 No. 5-5-3	
推進主体	社会福祉課
在宅の心身障害児の保護者に手当を支給するとともに、制度の周知に努めます。	
税の減免、各種利用料の軽減措置等の周知・利用促進 No. 5-5-4	
推進主体	社会福祉課
税の減免や各種利用料の軽減措置についてパンフレットを作成し、障害者手帳交付時等に配布・説明を行います。	
特別障害給付金制度の周知 No. 5-5-5	
推進主体	保険年金課
国民年金が任意加入だった時代に未加入のまま障害を負ったため、障害基礎年金を受け取れない無年金障害者を救済する「特別障害給付金制度」の周知を行います。	
自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業 No. 5-5-6	
推進主体	社会福祉課
就労や社会参加支援のため、運転免許取得費用と自動車改造費用の助成を行います。	
心身障害者（児）通院等交通費助成事業 No. 5-5-7	
推進主体	社会福祉課
障害のある人（子ども）が通院や訓練に通うためにタクシーを利用した際のタクシー料金への助成を行います。	
障害者手帳交付診断書助成事業 No. 5-5-8	
推進主体	社会福祉課
身体障害者手帳*、精神障害者保健福祉手帳*の交付に必要な診断書料の一部を助成します。	
精神障害者*社会復帰施設通所等助成 No. 5-5-9	
推進主体	社会福祉課
精神障害のある人の日常生活の自立と社会生活の自立のため、精神障害者地域活動支援センターに通所する際の交通費の一部を助成します。	

更生訓練費*給付事業 No. 5 - 5 - 10

推進主体	社会福祉課
------	-------

社会復帰のために更生訓練を受けている身体障害*のある人に、更生訓練に必要な物品の購入費用について助成を行います。

生活資金等貸付事業の利用支援 No. 5 - 5 - 11

推進主体	社会福祉協議会
------	---------

茨城県社会福祉協議会を事業主体として低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付に関する相談や償還等の受付窓口となり、利用を支援します。



第6章 生活環境の充実

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害のある人のための住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*を図り、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。



【現状と課題】

- 障害のある人にとって安全で快適な暮らしを実現するためには、公共施設や道路などにおける段差の解消をはじめ、スロープの設置など障害のある人の視点に立った環境を整備していく必要があります。
- 北部市街地では、城下町の街並みのままの道路形態が残り、歩道が設置されていない場所が残っています。
- 障害のある人が地域で安心して生活するためには、地域生活の基盤となる住環境の整備が重要になります。とりわけ、長期間精神病院に入院している人や施設に入所している人の地域生活への移行を促進するために、住宅のバリアフリー化のための支援やグループホームの整備等が求められています。

＜施策の内容＞

- 公共施設や道路等において、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障害のある人が安心して快適に暮らせる「福祉のまちづくり」を進めます。
- 住宅のバリアフリー化を図る住宅改修に対する助成を行うなど、障害のある人が住み慣れた住宅で住み続けられるよう、支援を行います。

〔詳細な取組み〕

1 住宅の確保

障害のある人に対する公営住宅の入居支援制度 No. 6-1-1	
推進主体	都市計画課
原則として親族との同居が入居条件の一つである公営住宅の一部について、自立可能な障害のある人であれば単身でも入居可能とし、入居支援を行います。	

公営住宅のバリアフリー化の促進 No. 6-1-2	
推進主体	都市計画課
今後公営住宅の新設や大規模改修を行う場合に、ユニバーサルデザインやバリアフリーの住戸を設けます。	
日常生活用具*給付事業 No. 1-2-16 (再掲)	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の日常生活を容易にするために、日常生活用具、住宅改修費の給付を行います。	
共同生活援助施設の安全確保の推進 No. 6-1-3	
推進主体	社会福祉課 防災安全課
『結城市地域防災計画*』に基づく避難行動要支援者*の安全確保のための備えに準じた障害のある人に対する体制の構築・確立を促進します。	
居住系サービス（グループホーム） No. 1-2-10 (再掲)	
推進主体	社会福祉課
障害のある人が地域で安心して生活できるよう、共同生活を営む住居において相談支援、入浴、排せつまたは食事の介護等を行う「共同生活援助」を提供します。	

2 公共交通機関の充実

市内巡回バス運行事業 No. 6-2-1	
推進主体	企画政策課
交通弱者の日常的な交通手段として、市内を8ルートに分け、日曜・祝日、お盆及び年末年始を除いて駅と市内の病院や公共施設等を結ぶ市内巡回バスを運行します。順次、停留所や運行ルートを含めた運行体制の見直しを図り、利便性の一層の向上を図っていきます。	

3 公共的施設のバリアフリー化等の推進

結城駅のバリアフリー化の推進 No. 6-3-1	
推進主体	都市計画課
結城駅の既存の身体障害者用トイレの維持管理に努めるとともに、南口のエレベーター設置について推進します。	
公共施設のバリアフリー化の推進 No. 6-3-2	
推進主体	契約管財課 都市計画課 公共施設を管理する課
誰もが利用しやすい公共施設となるよう、バリアフリー化を推進します。	
公園のバリアフリー化の推進 No. 6-3-3	
推進主体	都市計画課
都市公園*の新設にあたっては、ユニバーサルデザインによる整備を行うとともに、既存の公園についても、「結城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づきバリアフリー化を検討・推進します。	

道路環境の整備の推進 No. 6-3-4

推進主体 土木課

未舗装の整備や段差等の解消を計画的に進め、身体障害*のある人や高齢者にとっても移動しやすい環境づくりに向けた整備に努めます。また、新規路線の整備については、「結城市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の基準に基づき、安全で利用しやすい道路整備に努めます。

都市計画道路整備事業の推進 No. 6-3-5

推進主体 都市計画課

新規路線については、車いす利用者が通行しやすい段差のない形状と歩道幅員の確保に努めます。





第7章 安全・安心の確保

障害のある人が、地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害*からの保護等を行います。



【現状と課題】

- 障害のある人をはじめ誰もが安全に生活するために、風水害や地震などに対する防災対策は重要です。特に、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人（以下「避難行動要支援者*」と言います。）への配慮は、大きな課題となっています。
- アンケート調査結果によると、火事や地震等の災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（47.7%）、「投薬や治療が受けられない」（41.9%）、「安全なところまで迅速に避難することができない」（37.8%）との回答が多くなっています。
- 過去に国内で発生した大規模災害においても、障害のある人の災害情報の取得や避難行動、そして避難所での生活への配慮が課題となっており、本市においても、避難行動要支援者の実情を把握して、避難支援にかかわる関係者等と連携を図りながら早急に支援体制を整えていく必要があります。
- 障害のある人の災害時の避難生活の場となる「福祉避難所」について、民間の福祉施設等を活用した新たな福祉避難所を設置するなど、障害のある人が安心して過ごすことができる避難所の整備が求められています。
- 多発する消費者被害に遭いやすい障害のある人の利益擁護等を図るため、適切な情報提供・啓発のほか、障害のある人の立場に立った支援策が求められています。

＜施策の内容＞

- 障害のあるなしにかかわらず全ての市民が必要な情報を速やかに入手できるような伝達方法を確保するとともに、災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者が安全かつ的確に避難できるよう、地域における避難支援体制の整備を推進します。
- 障害のある人が居住する住宅や生活する施設等における犯罪や事故の発生を防止するために、地域の防犯体制の整備への支援を継続します。

- 「消費生活センター*」の周知を図り、障害のある人の消費者被害*の防止や被害からの救済に努めます。

〔詳細な取組み〕

1 防災対策の推進

避難行動要支援者*に配慮した災害発生時に備える組織づくりと訓練の実施 No. 7-1-1	
推進主体	防災安全課
関係機関と連携して地域住民等が一体となった「自主防災組織」等の組織の結成促進・育成を推進し、地域の防災体制づくりに努めます。また、防災行政無線*を活用した自治会単位等の防災訓練を実施し、普及啓発を図ります。	
災害発生時の障害特性に配慮した情報伝達体制の整備 No. 2-4-3（再掲）	
推進主体	防災安全課 社会福祉課
防災行政無線を活用して情報伝達を行うとともに、関係機関と連携し、障害のある人に配慮した情報伝達体制を確立・強化します。	
避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・更新 No. 7-1-2	
推進主体	社会福祉課 介護福祉課 防災安全課 健康増進課
緊急災害時に支援が必要な高齢者や障害のある人が迅速かつ的確に避難できるよう、「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、「誰を」「どこに」「どうやって避難させるか」というような支援に必要な事項を個別に示した「個別計画」を作成・更新していきます。	
障害のある人が安心して避難できる避難所の確保 No. 7-1-3	
推進主体	防災安全課 介護福祉課
社会福祉施設をあらかじめ「福祉避難所」として指定するとともに、避難行動要支援者やその避難支援者を中心とした住民への、福祉避難所に関する情報の周知の徹底を図ります。	
Eメールなどによる119番通報体制の周知 No. 7-1-4	
推進主体	社会福祉課 防災安全課
口頭での119番通報が困難な障害のある人が火災や救急時に携帯電話・スマートフォン等を用いて通報できるシステム「NET119」の周知を進めます。	

2 防犯対策の推進

「自主防犯組織」の結成促進と育成・支援 No. 7-2-1	
推進主体	防災安全課
自治会を単位とする「自主防犯組織」の結成促進と育成支援を行います。	
交通安全事業の推進 No. 7-2-2	
推進主体	防災安全課
警察署、交通安全関係機関・団体と協力して交通安全意識や具体的対策の普及を図り、障害のある人に配慮したマナー向上の推進に努めます。	

地域見守り協定 No. 7-2-3

推進主体	社会福祉課 介護福祉課 子ども福祉課
------	--------------------

一人暮らしの高齢者等見守りが必要な人たちが、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、市内の企業等の日常の業務の範囲内での安否確認を目的とした地域の見守り体制の構築をめざし、市内の企業等との「結城市地域見守り活動に関する協定」の締結を推進します。

3 消費者トラブルの防止と被害からの救済**消費生活センター相談事業の利用促進 No. 7-3-1**

推進主体	商工観光課
------	-------

広報による周知や民生委員・児童委員の協力等により、消費生活センター相談の利用促進を図ります。

悪質商法対策の周知 No. 7-3-2

推進主体	商工観光課
------	-------

消費生活センターを活用し、広報による周知や啓発物の配布に加え、「出前講座」や啓発イベントを行います。

成年後見制度*利用支援事業 No. 7-3-3 ※再掲あり

推進主体	社会福祉課 地域ケア推進室
------	---------------

知的障害*、精神障害や認知症等により判断能力が十分でない人の日常生活を法律的に支援する成年後見制度について、申立てに要する経費及び後見人の報酬を助成することにより、制度の利用を支援します。

成年後見制度法人後見*支援事業 No. 7-3-4 ※再掲あり

推進主体	社会福祉課 社会福祉協議会
------	---------------

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人*の活用も含めた法人後見の研修や活動を支援します。

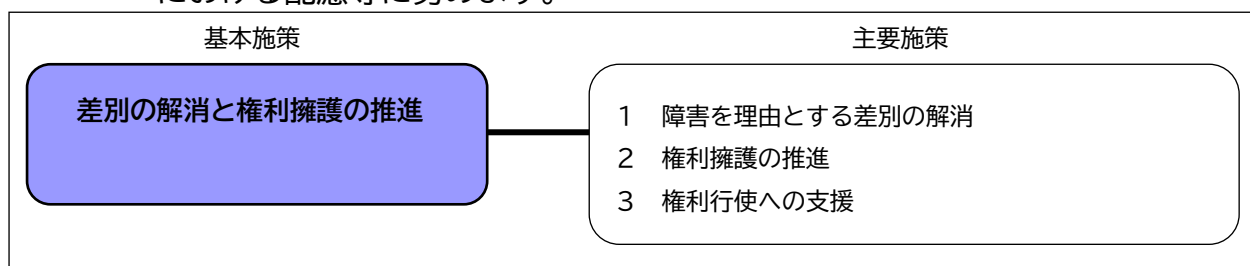




第8章 差別の解消と権利擁護*の推進

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消に取り組めます。あわせて、障害者虐待*の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

また、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙における配慮等に努めます。



【現状と課題】

- 障害のある人が、住み慣れた地域でその人らしく自立して生活するためには、障害や障害のある人への市民の理解の一層の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止のほか、成年後見制度*の利用促進などの取り組みを進めることも重要です。本市では、障害者虐待の相談・通報窓口として2012(平成24)年10月に市社会福祉課に「障害者虐待防止センター」を設置して対応を図ってきました。
- アンケート調査結果によると、“障害があることで差別やいやな思いをする(した)ことの経験”の回答割合は、「少しある」(16.2%)とした人も含めて32.9%となっています。また、差別やいやな思いをした場所としては、「外出先」(44.4%)という回答が最も多く、次いで「学校・仕事場」(39.5%)が多く、「住んでいる地域」(23.1%)が続く、日常生活の身近な場においても差別やいやな思いをしている人が多いことが分かりました。このことから、地域、学校、職場等の障害のある人の身近な所から、障害や障害のある人への理解促進を図る必要があることが明らかになっています。
- 2016(平成28)年4月に施行された「障害者差別解消法」においては、行政機関等がその事務または事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁*の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされています。「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮」とは、「障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴い負担が過重でない場合に、特定の障害のある人に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置」とされています。

- 2017(平成 29)年に策定された『成年後見制度利用促進基本計画』において、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域で「権利擁護支援ネットワーク」の構築を図ることとされ、2021(令和3)年度末までに、ネットワークの中核となる機関を設置し中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向けた「市町村計画」を策定すること、とされています。国の意向に合わせ、本市でも体制整備を検討していく必要があります。
- 2013(平成 25)年6月に「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、成年被後見人は選挙権・被選挙権を有することになりました。
- 2017(平成 29)年7月に「ヘルプマーク」が J I S (案内用図記号)に追加され、全国で配布、啓発されています。本市においては、結城市地域自立支援協議会*の下部組織、権利擁護部会で作成したヘルプカードも併せて配布、啓発しています。

《施策の内容》

- 障害を理由とする差別の解消のため、その理解・啓発を図るほか、「障害者虐待防止法」の適切な運用を通じて障害者虐待の防止に努めます。また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の適切な利用を支援・促進します。
- 広く市民に障害や障害のある人への正しい理解を促進するため、幅広い広報・啓発に努めます。
- 障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくり・体制強化に努めます。
- 選挙事務を行うにあたって、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、配慮を行います。

〔詳細な取組み〕

1 障害を理由とする差別の解消

人権意識高揚に関する事業の開催・啓発広報 No. 8-1-1	
推進主体	生涯学習課 人権推進課
市民の人権意識の高揚を図るために、人権講演会を開催します。	
福祉教育の推進 No. 8-1-2	
推進主体	学校教育課 指導課
道徳や「総合的な学習」の時間、学校教育全体を通じて福祉教育を推進します。	
地域交流の支援促進 No. 8-1-3	
推進主体	学校教育課 指導課
「交流及び共同学習」を促進して障害のある子どもと障害のない子どもが幼少時から自然に共に学ぶ環境を整備し、「インクルーシブ教育」を進めます。	

「結城市手をつなぐ育成会」への支援 No. 8-1-4	
推進主体	学校教育課
育成会の広報や活動への支援を行い、会の活動を通じた人権意識の高揚や福祉教育の推進を図ります。	
「障害者週間*」の周知・障害者理解促進事業 No. 8-1-5	
推進主体	社会福祉課 社会福祉協議会
障害や障害のある人への理解を深め、また、障害のある人の社会参加意識を高めるため「障害者週間」に合わせて、市民への普及啓発活動を実施します。	
精神保健福祉市民講座 No. 3-3-7（再掲）	
推進主体	社会福祉課
精神障害について正しい理解の促進と普及啓発を行うとともに、地域で支え合う力を高めるために、市民講座を行います。	
市職員の障害のある人への理解の促進 No. 8-1-6	
推進主体	総務課
市職員を対象に、障害のある人に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。	
結城市差別解消支援地域協議会 No. 8-1-7	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会*」の委員が兼ね障害者差別解消に向けた情報共有や推進啓発に関する協議を行います。	

2 権利擁護*の推進

事務・事業実施における「合理的配慮*」の実施 No. 8-2-1	
推進主体	全課
市の事務・事業の実施にあたり、「障害者差別解消法」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁*（社会の壁）の除去の実施について「合理的な配慮」を行います。	
障害者虐待*防止対策支援事業 No. 8-2-2	
推進主体	社会福祉課
社会福祉課に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待の通報に対応します。 また、虐待をしてしまった養護者に対しても支援し、地域全体で虐待防止に努めます。	
結城市地域自立支援協議会「権利擁護部会」 No. 8-2-3	
推進主体	社会福祉課
結城市地域自立支援協議会の下部組織として、関係機関の福祉専門職、警察署等で構成する「権利擁護部会」において障害者の差別解消、虐待防止、成年後見制度*の利用促進に努めます。	
日常生活自立支援事業 No. 8-2-4	
推進主体	社会福祉協議会
認知症高齢者、知的障害*のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人等について、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。	

成年後見制度利用支援事業 No. 7-3-3 (再掲)	
推進主体	社会福祉課 地域ケア推進室
知的障害、精神障害や認知症等により判断能力が十分でない人の日常生活を法律的に支援する成年後見制度について、申し立てに要する経費及び後見人の報酬を助成することにより、制度の利用を支援します。	
成年後見制度法人後見*支援事業 No. 7-3-4 (再掲)	
推進主体	社会福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人*の活用も含めた法人後見の研修や活動を支援します。	

3 権利行使への支援（選挙における配慮等）

選挙に関する情報の提供 No. 8-3-1	
推進主体	選挙管理委員会事務局
視覚障害のある人のために、候補者の氏名、経歴、政見等や投票方法についての点字による資料、音声版の資料を市内公共施設等に設置し、障害特性に応じた情報提供の充実に努めます。	
投票所における配慮の実施 No. 8-3-2	
推進主体	選挙管理委員会事務局
【バリアフリー*化】 投票所出入口等にスロープを設置して段差解消を図ります。また、投票所施設の視覚障害者用誘導ブロック*や障害者専用駐車場を積極的に活用します。	
【移動に困難を抱える人への対応】 移動に困難を抱える人のために車いすを常備し、車いす専用の投票記載台を設置します。	
【点字投票】 点字による候補者名簿を掲示し、点字投票用の投票用紙・点字器を用意します。	
【代理投票等】 投票用紙に文字を記載できない人に関して、代理により適正かつ円滑な投票ができるよう配慮します。また、成年被後見人の選挙権が回復したことを踏まえ、判断能力が不十分な障害のある人等に、投票方法等のわかりやすい説明や懇切丁寧な対応を行ったうえで、自らの意思で円滑な投票ができるよう配慮します。	

投票機会の確保 No. 8-3-3

推進主体 選挙管理委員会事務局

〔指定病院等*における不在者投票〕

指定病院等に入院している人がその病院等で不在者投票をできるよう配慮します。

〔郵便等による不在者投票〕

身体障害者手帳*または戦傷病者手帳の交付を受けている重度の障害のある人のうち一定の障害程度の人、もしくは介護保険で要介護認定区分が「要介護5」の人に「郵便投票証明書」を交付し、自宅で投票できるよう配慮します。



◇各章詳細取組み内容一覧

基本施策 1 生活支援の充実（第 1 章）

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
1 相談支援体制の充実	1-1-1	相談支援体制の充実	社会福祉課 地域ケア推進室 子ども福祉課 健康増進課
	1-1-2	地域相談支援事業	社会福祉課
	1-1-3	「サービス等利用計画*」の充実	社会福祉課
	1-1-4	相談支援事業所連絡会	社会福祉課
	1-1-5	結城市地域自立支援協議会*	社会福祉課
	1-1-6	難病*相談会等の情報提供	社会福祉課 健康増進課
	1-1-7	知的障害者相談員*・身体障害者相談員*、ピア相談員の活動支援	社会福祉課
2 各種サービス等の充実	1-2-1	訪問系サービス①	社会福祉課
	1-2-2	訪問系サービス②	社会福祉課
	1-2-3	訪問入浴サービス事業	社会福祉課
	1-2-4	有償在宅福祉サービス	社会福祉協議会
	1-2-5	移動支援事業	社会福祉課
	1-2-6	日中活動系サービス①	社会福祉課
	1-2-7	日中活動系サービス②	社会福祉課
	1-2-8	地域活動支援センター事業	社会福祉課
	1-2-9	日中一時支援事業	社会福祉課
	1-2-10	居住系サービス	社会福祉課
	1-2-11	いばらき身障者等用駐車場利用証*の発行	社会福祉課 介護福祉課 健康増進課
	1-2-12	駐車場の「ダブルスペース」導入	社会福祉課 介護福祉課 商工観光課 生涯学習課 スポーツ振興課
	1-2-13	障害のある人の社会参加等を支援するボランティアの育成・活動支援	社会福祉協議会
	1-2-14	補装具費給付	社会福祉課
	1-2-15	日常生活用具*給付事業	社会福祉課
3 障害児支援の推進	1-3-1	結城市地域自立支援協議会「子ども部会」	社会福祉課
	1-3-2	早期療育支援	健康増進課
	1-3-3	障害児保育	子ども福祉課
	1-3-4	児童発達支援事業	社会福祉課
	1-3-5	保育所等訪問支援事業	社会福祉課
	1-3-6	放課後等デイサービス事業	社会福祉課

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
4 サービスの質の向上等	1-4-1	結城市地域自立支援協議会*「生活支援部会」	社会福祉課
	1-4-2	市内事業所連絡会	社会福祉課
	1-4-3	専門的な人材の確保	総務課
	1-4-4	民生委員児童委員活動への支援	社会福祉課
	1-4-5	手話奉仕員、朗読奉仕員*の養成事業	社会福祉課
5 福祉用具等の普及	1-2-14	補装具費給付 【再掲】	社会福祉課
	1-2-15	日常生活用具*給付事業 【再掲】	社会福祉課
	1-5-1	補助犬制度の周知等	社会福祉課

基本施策2 情報アクセシビリティの*向上（第2章）

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
1 情報提供の充実等	2-1-1	障害福祉サービス情報の提供	社会福祉課
2 通信における情報アクセシビリティの向上	2-2-1	「障害者 IT サポートセンター」の周知	社会福祉課
	1-2-15	日常生活用具給付事業 【再掲】	社会福祉課
3 意思疎通支援の充実	2-3-1	意思疎通支援事業	社会福祉課
	1-4-5	手話奉仕員、朗読奉仕員の養成事業 【再掲】	社会福祉課
4 行政情報のバリアフリー*化等の推進	2-4-1	障害のある人がアクセスしやすいホームページによる情報提供等	秘書課
	2-4-2	障害者施策に関する情報・緊急時における情報の提供の充実	防災安全課 社会福祉課
	2-4-3	災害発生時の障害特性に配慮した情報伝達体制の整備	防災安全課 社会福祉課
	2-4-4	点字・声の広報*	社会福祉課

基本施策3 保健・医療の充実（第3章）

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
1 保健・医療の充実	3-1-1	自立支援医療*の給付（育成医療）	社会福祉課
	3-1-2	自立支援医療の給付（更生医療）	社会福祉課
	3-1-3	自立支援医療の給付（精神通院医療）	社会福祉課
	3-1-4	重度心身障害者医療福祉の給付	保険年金課
	3-1-5	診療等の情報提供	健康増進課

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
2 障害の原因となる疾病等の予防・治療と発達支援	3-2-1	妊婦健康診査事業	健康増進課
	3-2-2	乳幼児健康診査事業	健康増進課
	3-2-3	健康診査	保険年金課 健康増進課
	3-2-4	健康教育、健康相談の実施	健康増進課
	3-2-5	介護予防事業	健康増進課 介護福祉課
3 精神保健・福祉の充実	3-3-1	精神デイケア事業	社会福祉課
	3-3-2	精神保健福祉ボランティア育成事業	社会福祉課
	3-3-3	精神保健福祉相談窓口の整備（保健・医療・福祉の連携）	社会福祉課 地域ケア推進室 健康増進課
	3-3-4	関係機関との連携	健康増進課 社会福祉課 地域ケア推進室
	3-3-5	心の健康相談事業	社会福祉課
	3-3-6	アウトリーチ支援の推進	社会福祉課 健康増進課
	3-3-7	精神保健福祉市民講座	社会福祉課

基本施策4 社会参加の支援・促進（第4章）

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
1 インクルーシブ教育システムの確立	4-1-1	教育支援委員会*	学校教育課 指導課
	4-1-2	教育支援計画の作成	指導課
	1-3-1	結城市地域自立支援協議会「子ども部会」【再掲】	社会福祉課
2 教育環境の整備	4-2-1	学校施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン*の推進	学校教育課
	4-2-2	特別支援教室の充実	指導課
	4-2-3	教職員研修の実施	指導課
	4-2-4	特別支援教育*の体制整備	指導課
	4-2-5	社会人 IT 等配置事業	学校教育課 指導課
3 各種活動の振興	4-3-1	スポーツ施設・文化施設等のバリアフリー化の推進	スポーツ振興課 生涯学習課 都市計画課
	4-3-2	誰でもできるスポーツの普及推進	スポーツ振興課
	4-3-3	芸術文化活動支援事業の推進	社会福祉課
	4-3-4	障害者文化活動等の参加支援事業	講演会等開催各担当課
	4-3-5	障害者団体への支援	社会福祉課 生涯学習課 スポーツ振興課
	4-3-6	スポーツ大会の参加支援	社会福祉課
	4-3-7	スポーツ広報の充実	スポーツ振興課

基本施策5 雇用・就業、経済的自立の支援（第5章）

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
1 障害者雇用の促進	5-1-1	市の障害者雇用の促進	総務課
	5-1-2	特例子会社制度*の周知	商工観光課
2 総合的な就労支援	5-2-1	結城市地域自立支援協議会*「就労部会」	社会福祉課
	5-2-2	各種助成事業の普及促進	商工観光課
	5-2-3	茨城障害者職業センター*の利用促進	社会福祉課
	5-2-4	障害者就業・生活支援センター*なかまの利用促進	社会福祉課
3 障害特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保	5-3-1	障害者就労施設等からの物品調達の推進	社会福祉課
	1-2-7	日中活動系サービス 【再掲】	社会福祉課
4 福祉的就労*の充実等	5-2-1	結城市地域自立支援協議会「就労部会」 【再掲】	社会福祉課
	5-3-1	障害者就労施設等からの物品調達の推進 【再掲】	社会福祉課
5 経済的自立の支援	5-5-1	公的年金制度の周知	保険年金課
	5-5-2	公的手当の給付と制度の周知	社会福祉課
	5-5-3	在宅障害児福祉手当*の給付と周知	社会福祉課
	5-5-4	税の減免、各種利用料の軽減措置等の周知・利用促進	社会福祉課
	5-5-5	特別障害給付金制度の周知	保険年金課
	5-5-6	自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業	社会福祉課
	5-5-7	心身障害者（児）通院等交通費助成事業	社会福祉課
	5-5-8	障害者手帳交付診断書助成事業	社会福祉課
	5-5-9	精神障害者*社会復帰施設通所等助成	社会福祉課
	5-5-10	更生訓練費*給付事業	社会福祉課
	5-5-11	生活資金等貸付事業の利用支援	社会福祉協議会

基本施策6 生活環境の充実（第6章）

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
1 住宅の確保	6-1-1	障害のある人に対する公営住宅の入居支援制度	都市計画課
	6-1-2	公営住宅のバリアフリー*化の促進	都市計画課
	1-2-15	日常生活用具*給付事業 【再掲】	社会福祉課
	6-1-3	共同生活援助施設の安全確保の推進	社会福祉課 防災安全課
	1-2-10	居住系サービス（グループホーム） 【再掲】	社会福祉課
2 公共交通機関の充実	6-2-1	市内巡回バス運行事業	企画政策課

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
3 公共的施設のバリアフリー化等の推進	6-3-1	結城駅のバリアフリー化の推進	都市計画課
	6-3-2	公共施設のバリアフリー化の推進	契約管財課 都市計画課 公共施設を管理する課
	6-3-3	公園のバリアフリー化の推進	都市計画課
	6-3-4	道路環境の整備の推進	土木課
	6-3-5	都市計画道路整備事業の推進	都市計画課

基本施策7 安全・安心の確保（第7章）

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
1 防災対策の推進	7-1-1	避難行動要支援者*に配慮した災害発生時に備える組織づくりと訓練の実施	防災安全課
	2-4-3	災害発生時の障害特性に配慮した情報伝達体制の整備 【再掲】	防災安全課 社会福祉課
	7-1-2	避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・更新	社会福祉課 介護福祉課 防災安全課 健康増進課
	7-1-3	障害のある人が安心して避難できる避難所の確保	防災安全課 社会福祉課 介護福祉課
	7-1-4	Eメールなどによる119番通報体制の周知	社会福祉課 防災安全課
2 防犯対策の推進	7-2-1	「自主防犯組織」の結成促進と育成・支援	防災安全課
	7-2-2	交通安全事業の推進	防災安全課
	7-2-3	地域見守り協定	社会福祉課 介護福祉課 子ども福祉課
3 消費者トラブルの防止と被害からの救済	7-3-1	消費生活センター*相談事業の利用促進	商工観光課
	7-3-2	悪質商法対策の周知	商工観光課
	7-3-3	成年後見制度*利用支援事業	社会福祉課 地域ケア推進室
	7-3-4	成年後見制度法人後見*支援事業	社会福祉課 社会福祉協議会

基本施策 8 差別の解消と権利擁護*の推進（第8章）

主要施策	No	詳細な取組み	推進主体
1 障害を理由とする差別の解消	8-1-1	人権意識高揚に関する事業の開催・啓発広報	生涯学習課 人権推進課
	8-1-2	福祉教育の推進	学校教育課 指導課
	8-1-3	地域交流の支援促進	学校教育課 指導課
	8-1-4	「結城市手をつなぐ育成会」への支援	学校教育課
	8-1-5	「障害者週間*」の周知・障害者理解促進事業	社会福祉課 社会福祉協議会
	3-3-7	精神保健福祉市民講座 【再掲】	社会福祉課
	8-1-6	市職員の障害のある人への理解の促進	総務課
	8-1-7	結城市差別解消支援地域協議会	社会福祉課
2 権利擁護の推進	8-2-1	事務・事業実施における「合理的配慮*」の実施	全課
	8-2-2	障害者虐待*防止対策支援事業	社会福祉課
	8-2-3	結城市地域自立支援協議会*「権利擁護部会」	社会福祉課
	8-2-4	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会
	7-3-3	成年後見制度*利用支援事業 【再掲】	社会福祉課 地域ケア推進室
	7-3-4	成年後見制度法人後見*支援事業 【再掲】	社会福祉課 社会福祉協議会
3 権利行使への支援 (選挙における配慮等)	8-3-1	選挙に関する情報の提供	選挙管理委員会事務局
	8-3-2	投票所における配慮の実施	選挙管理委員会事務局
	8-3-3	投票機会の確保	選挙管理委員会事務局



第9章 重点施策

本計画の「重点施策」として、次の3つの事項を設定します。

(1) 就労の場の確保と就労支援の充実 (→「第5章 雇用・就業、経済的自立の支援」)

障害のある人の就労に関しては、企業の障害者理解の促進や就労支援制度の啓発を通じた就労の場の確保が必要であるとともに、就労支援に関わる諸機関との連携による就職までの支援及び就職後の職場定着支援が求められています。

また、「就労移行支援」や「就労定着支援」、「就労継続支援」などの個々の障害福祉サービスの充実や各サービスの連携など、地域における一般就労*に向けた仕組みづくりが重要となります。

- 企業の障害のある人への理解の促進
- 就労に関する相談支援体制の充実と相談窓口の充実
- 相談窓口の充実
- 職場の定着支援

等

(2) 権利擁護の取り組みの推進 (→「第8章 差別の解消と権利擁護の推進」)

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」(茨城県障害者権利条例)の内容も踏まえながら、障害のある人の権利を擁護し、差別や人権侵害の解消・防止のための取り組みを進めていくことが必要です。

- 障害のある人に対する差別や人権侵害等の解消
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業利用の支援
- 障害のある人の虐待等の防止や早期発見・対応等
- 選挙時の配慮等

等

(3) 災害時に備えた取り組みの充実 (→「第7章 安全・安心の確保」)

障害のある人を災害から守るために、災害時のコミュニケーション手段の確保など、普段からの障害の特性に配慮した災害時支援体制の確立が求められます。

- 障害の特性に配慮した支援体制づくり
- 平時における災害時避難行動要支援者*の把握
- 災害時のコミュニケーション手段の確保
- 障害のある人の避難場所の確保・整備

等

障害のある人に関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある人たちが利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。駐車場などでこのマークを見かけた場合は、障害のある人の利用への配慮についてご理解・ご協力をお願いします。

身体障害者標識



肢体不自由*であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。危険防止等やむを得ない場合を除き、この表示の車に幅寄せや割り込みを行った者は、道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。危険防止等やむを得ない場合を除き、この表示の車に幅寄せや割り込みを行った者は、道路交通法の規定により罰せられます。

盲人のための国際シンボルマーク



盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリー*に考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合は、視覚障害のある人の利用への配慮についてご理解・ご協力をお願いします。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解して、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。

***次は
〈110 ページ〉**

第Ⅲ部 障害福祉計画・障害児福祉計画

(障害福祉サービスの推進)



第1章 成果目標（数値目標）

本計画の推進にあたり、国の指針の内容に準じて、本市における 2023(令和5)年度末までの成果目標（数値目標）を定めます。

（１）施設入所者の地域生活への移行

◆国「基本指針」の内容

- ・地域移行者数：2019(令和元)年度末施設入所者の（６％）以上
- ・施設入所者数：2019(令和元)年度末の（1.6％）以上削減

◆市の目標値（国の成果目標に基づく）

●2019(令和元)年度末の施設入所者数	55 人
・ 2023(令和5)年度末の地域生活移行者数	4 人
・ 2023(令和5)年度末の施設入所者数	54 人

■市の考え方

2023(令和5)年度末時点の施設から地域生活に移行した人数については、2019(令和元)年度末時点での施設入所者数 55 人のうちの 4 人（7.3％）、2023(令和5)年度末時点の施設入所者数については 54 人の目標値を定め、2019(令和元)年度末時点から 1 人（1.8％）の削減として、地域移行を推進していきます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国「基本指針」の内容

- ・保健・医療・福祉関係者による「協議の場」（各圏域、各市町村）の設置
- ・精神病床の 1 年以上長期入院患者数の目標値の設定
- ・精神病床の早期退院率の目標値の設定

■市の考え方

保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を 2019(令和元)年度に本市においても開始しました。入院中の精神障害のある人の地域生活への移行については、茨城県の目標値を踏まえながら、引き続き関係機関と連携し、相談支援や福祉・医療サービスの充実、居住の場の確保、障害への理解促進のための啓発などを通じて、精神障害のある人が地域で安心して暮らせるための取組みの充実に努めます。

（３） 地域生活支援拠点等の整備

◆国「基本指針」の内容

障害のある人の居住や地域支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性）を集約する拠点等について、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備するとともに、機能充実のため年1回以上運用状況の検証・検討を実施。

■市の考え方

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、本市において地域生活支援拠点を、2021(令和3)年度に整備します。市による直営で実施する基幹相談支援センター*を相談機能の中核として位置づけ、市内関係機関と連携して面的整備法で拠点の整備を進めていきつつ、機能の充実に向け、年1回の運用状況の検証と検討の実施をめざします。

（４） 福祉施設から一般就労*への移行

◆国「基本指針」の内容

- ・一般就労への移行者数：2019(令和元)年度の1.27倍
- ・就労定着支援事業利用者：2023(令和5)年度の一般就労移行者のうち7割以上が利用【新規項目】
- ・就労定着率8割以上の「就労定着支援」事業所：7割以上【新規項目】

◆市の目標値（国の成果目標に基づく）

●2019(令和元)年度末の一般就労移行者数	3人
●2023(令和5)年度末の一般就労移行者数	4人
●2023(令和5)年度末の就労定着支援事業利用者数	3人
●2023(令和5)年度末の市内就労定着支援事業所数	1事業所

■市の考え方

2023(令和5)年度において就労移行支援事業所等から一般就労に移行する人数を、2019(令和元)年度実績の約1.27倍の4人に、また就労定着支援事業の利用者数を、その4人の7割5分に当たる3人と目標値を定めます。

また、就労定着支援事業所ごとの就労定着率については、国指針の目標に準じ、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上と目標値を定め、一般就労移行を促進していきます。

（５）障害児支援の提供体制の整備等

◆国「基本指針」の内容

- ・「児童発達支援センター」を各市町村に最低1か所設置
- ・「保育所等訪問支援」を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」事業所を各市町村に最低1か所以上
- ・医療的ケア児支援の「協議の場」（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（令和5年度末までに）
- ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の構築・確保（新規項目・都道府県）

■市の考え方

重症心身障害のある児童が地域での生活を継続するため、心身の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連する各分野の支援を受けられるよう、連絡調整等を行う体制の整備に継続的に努めていきます。

（６）相談支援体制の充実・強化等 【新規項目】

◆国「基本指針」の内容

2023(令和5)年度末までに、各市町村または各圏域で、総合的・専門的な相談支援の実施と地域の相談支援体制の強化を図る。

■市の考え方

本市において2021(令和3)年度に基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、成年後見制度*の利用促進等、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者・当事者（ピアサポート）の人材育成支援の実施をめざします。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築 【新規項目】

◆国「基本指針」の内容

2023(令和5)年度末までに、各都道府県や各市町村で、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■市の考え方

市内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、2023(令和5)年度末までに「障害者自立支援審査支払等システム」における審査結果を分析し、結果を事業所等と共有する体制を構築します。



第2章 障害福祉サービスの見込量と確保策

1 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、「自立支援給付（事業）」と「地域生活支援事業」に大別されます。

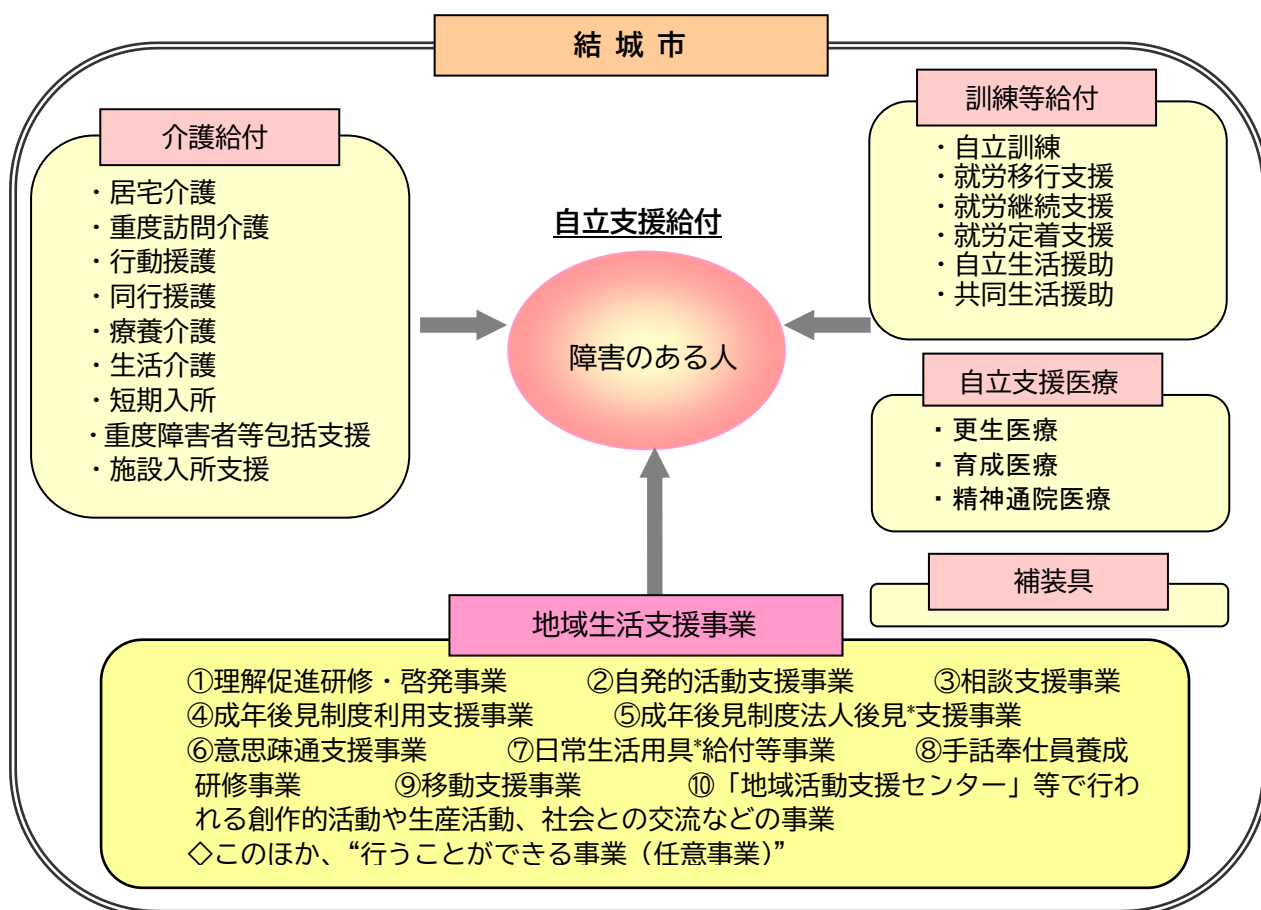
「自立支援給付」は、障害支援区分*が一定以上の人に生活または療育上の介護等を行う「介護給付」や、身体機能や生活面、就労の訓練を行う「訓練等給付」、医療費助成の「自立支援医療*」、障害のある人の失われた機能を補完する「補装具」の購入や修理を助成する補装具給付があります。

「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じたサービス事業や、「成年後見制度*」利用、障害のある人等への理解を深める研修・啓発事業などを実施します。

他に、地域生活への移行や定着のための相談支援、及びサービス利用のための計画相談を行う「相談支援給付」があります。

また、障害のある子どもの通所サービスは、2012(平成24)年4月の児童福祉法等の改正により、新たに「障害児通所支援*」としてサービス体系が再編され、「障害児通所給付」として位置づけられています。

障害のある人の自立支援システムのイメージ



2 「自立支援給付」のサービス量の見込みと確保

(1) 訪問系サービス

「訪問系サービス」は、在宅で利用するサービスで、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の5種類のサービスです。

① 居宅介護

対 象 者	実 施 内 容
障害のある人（「障害支援区分1」以上）	障害のある人の自宅へホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事などの身体介護、洗濯・掃除などの家事援助を行います。

■実績とサービス見込み（1か月あたり）

居宅介護	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	4.6	4.7	4.9	5.1	5.3	5.5
延べ利用時間(時間)	68.1	72.6	75.7	78.7	81.7	84.7

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

近年の利用実績は微増傾向にあり、2020(令和2)年度から在宅の障害のある方へのサービス利用制度が浸透してきていることから、今後も増加すると見込みました。見込み量は、これまでの利用者数の伸びと障害のある人の増加を勘案して設定しました。

② 重度訪問介護

対 象 者	実 施 内 容
重度の肢体不自由*者で常に介護を必要とする人及び重度の知的、精神障害者*で行動障害がある人（「障害支援区分4」以上）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。

■実績とサービス見込み（1か月あたり）

重度訪問介護	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	1	1	1	2	2	2
延利用時間(人*H/月)	14	15	16	30	30	30

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

近年の利用実績は横ばいから微増の傾向にあり、今後も在宅の重度障害のある人及び増加分を見込みました。

③ 同行援護

対 象 者	実 施 内 容
重度の視覚障害があり、移動に著しい困難がある人	外出時に同行して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出の支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

同行援護	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数(人)	6	6	6	7	8	9
延べ利用時間(月)	81	77	80	93	106	119

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

利用者が固定傾向にあり利用者数の実績は横ばいですが、1人当たりの利用量が増加していることから増加を見込みました。今後も広くサービス利用への周知を図ります。

④ 行動援護

対 象 者	実 施 内 容
知的障害*や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（「障害支援区分*3」以上）	外出時の移動支援や危険回避のための支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

行動援護	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数(人)	1	1	1	2	3	3
延べ利用時間(月)	0.5	0.5	0.5	1	2	2

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

利用者の大幅な増加はありませんでしたが、今後も、障害のある方の日常生活を支援し社会参加を促進するため、広くサービス利用への周知・利用の増加を図ります。

⑤ 重度障害者等包括支援

対 象 者	実 施 内 容
常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で、意思疎通が困難な人	必要な障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・生活介護・共同生活援助など）を包括的に提供します。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

重度障害者等包括 支援	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用時間(月)	0	0	0	16	16	16

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

令和2年度まで利用がありませんでしたが、今後も、重度障害のある人による1人分の利用を継続して見込みました。

（2）日中活動系サービス

「日中活動系サービス」は、通所や施設等における昼間の活動を支援するサービスのことで、介護給付と訓練等給付に区分されます。介護給付には「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」があり、訓練等給付には「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」があります。

① 生活介護

対 象 者	実 施 内 容
常に介護を必要とする人 ・49歳以下の場合は「障害支援区分3」以上 ・50歳以上の場合は「障害支援区分2」以上	サービス提供福祉施設で食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、創作的活動などの機会を提供します。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

生活介護		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	実績値	105	106	102	104	106	108
延べ利用者数（人日）	実績値	2,100	2,120	2,040	2,080	2,120	2,160

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

市内に「生活介護」サービス提供事業所が設置されたことや、サービス利用制度が浸透してきていることから、今後も利用者及び利用量とも増加すると見込みました。

事業者の「質」の向上に努めるとともに、サービスの充実を図ります。

② 自立訓練（機能訓練）

対 象 者	実 施 内 容
身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害*のある人または難病*等対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

自立訓練 （機能訓練）		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	実績値	1	0	1	1	2	3
延べ利用者数（人日）	実績値	8	0	12	12	14	36

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

市内にサービス提供事業所はありませんが、近隣にサービス事業所が開設されたことで利用が促進されることが考えられることから、増加すると見込みました。

今後も障害のある人の日常生活支援と社会参加の促進のため、広くサービス利用への周知・利用の増加を図ります。

③ 自立訓練（生活訓練）

対 象 者	実 施 内 容
施設、通所、居宅において生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むため必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事などの日常の生活能力を向上させるために必要な訓練や相談支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

自立訓練 （生活訓練）		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 （人）	実績値	3	7	7	10	12	14
延べ利用者数 （人日）	実績値	42	112	112	160	192	224

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

今後は、施設入所者及び入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進していく観点から、増加するものと見込みました。

④ 就労移行支援

対 象 者	実 施 内 容
一般就労*などを希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて、適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の人	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

就労移行支援		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 （人）	実績値	14	13	12	13	13	13
延べ利用者数 （人日）	実績値	224	208	228	247	247	247

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

サービス利用者は、今後とも同水準程度で推移すると見込みました。また、「結城市地域自立支援協議会*」及び下部組織の「就労部会」において「障害者就業・生活支援センター*」、公共職業安定所（ハローワーク）、企業関係者、教育関係機関、障害福祉サービス事業者と連携・協働して、就労支援に努めます。

⑤ 就労継続支援（A型）

対 象 者	実 施 内 容
就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の人	通常の事業所に雇用されることが困難な人に雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

就労継続支援 （A型）		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 （人）	実績値	22	27	30	31	32	33
延べ利用者数 （人日）	実績値	440	540	600	620	640	660

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

近隣にサービス提供事業者が増加したことから、利用者及び利用量が急増しており、就労の場としての「就労継続支援A型」事業所のニーズも高まって、今後も増加すると見込みました。円滑にサービス利用ができるよう、事業所の情報提供の充実を図ります。

⑥ 就労継続支援（B型）

対 象 者	実 施 内 容
就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

就労継続支援 （B型）		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 （人）	実績値	96	117	127	132	137	142
延べ利用者数 （人日）	実績値	1,728	2,106	2,413	2,508	2,603	2,698

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

利用者は増加傾向にあり、今後も増加するものと見込みました。

⑦ 就労定着支援

対 象 者	実 施 内 容
就労移行支援事業等を利用して一般就労 *へ移行した障害のある人	就労に伴う環境変化により生活リズムや体調を崩す等の生活面の課題に対応するため、企業・関係機関・家族等との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

就労定着支援	第5期計画実績			第6期計画見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用者数 (人日)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

2018(平成30)年4月から新たに創設された事業で、2021(令和3)年度から1人の利用を見込みました。

障害のある人の就労には重要な事業であり、サービス提供事業者と連携を図りながら、サービスの充実に努めます。

⑧ 療養介護

対 象 者	実 施 内 容
医療が必要で、常に介護を必要とする人 ・ALS*患者など人工呼吸器による呼吸管理を行っており、「障害支援区分*6」の人 ・筋ジストロフィー*患者や重症心身障害者で「障害支援区分5」以上の人	病院において医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護、日常生活上の支援などを行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

療養介護		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (人)	実績値	4	4	4	4	4	5
延べ利用者数 (人日)	実績値	120	122	122	122	122	150

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

病院等の長期入院による医療的ケアに加え、常時介護が必要な「障害支援区分5」以上で重度障害のある人に限定されるサービスであるため、大きく増加はしないものとして2020(令和2)年度実績と同様に見込みました。

⑨ 短期入所（福祉型）

対 象 者	実 施 内 容
居宅で介護を行う人が病気などで一時的に介護ができないために短期間の入所を必要とする人（「障害支援区分*1」以上）	障害者支援施設*やその他の施設において、短期間の入所の中で、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

短期入所 （ショートステイ）		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 （人）	実績値	20	20	20	22	24	26
延べ利用者数 （人日）	実績値	120	100	120	132	144	156

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

近年の利用実績は、横ばい傾向にありますが、在宅で介護を行う人が高齢化していることなどを考慮し、今後も増加していくと見込みました。

⑩ 短期入所（医療型）

対 象 者	実 施 内 容
居宅で介護を行う人が病気などで一時的に介護ができないために、医療機関において支援を必要とする人（療養介護対象者、重症心身障害児）	医療機関において短期間の中で、入浴・排せつ・食事などの介護やその他必要な支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

短期入所 （ショートステイ）		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 （人）	実績値	0	0	0	0	0	1
延べ利用者数 （人日）	実績値	0	0	0	0	0	12

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

2020(令和2)年度まで利用がありませんでしたが、2023(令和5)年度に、1人分の利用を見込みました。

(3) 居住系（居住支援・施設系）サービス

居住系サービスには、第5期計画期間から新たに創設された「自立生活援助」と介護給付の「施設入所支援」、訓練等給付の「共同生活援助」（グループホーム）があります。

① 自立生活援助

対 象 者	実 施 内 容
「施設入所支援」や「共同生活援助」を利用している障害のある人で、一人暮らしを希望する人	地域生活に必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応による相談・助言等の必要な支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

自立生活援助		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

法改正により2018(平成30)年4月から新たに創設された事業であり、2021(令和3)年度に1人の利用を見込みました。

サービス提供事業者と連携を図りながら、サービスの充実に努めていきます。

② 共同生活援助（グループホーム）

対 象 者	実 施 内 容
就労または就労継続支援などの日中活動の場を利用している障害のある人	共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、入浴・排せつまたは食事の介護その他必要な日常生活上の支援や相談を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

共同生活援助 (グループホーム)		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	65	68	73	76	79	82

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

利用者は増加傾向にあり、また、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進することから、増加すると見込みました。利用者が本人の障害の状況等にあった事業者を選択できるよう、事業者についての情報提供を行います。

③ 施設入所支援

対 象 者	実 施 内 容
・生活介護利用者のうち、「障害支援区分*4」以上の人（50歳以上の場合は、「障害支援区分3」以上） ・自立訓練または、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等実施が必要・効果的であると認められた人または通所することが困難な人	施設に入所する障害者につき、主に夜間において入浴・排せつなどの介護やその他の必要な日常生活上の支援を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

施設入所支援		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	実績値	61	55	59	59	60	54

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1年間の数値。

■市の考え方

利用者はほぼ横ばいで推移しており、今後は、国の基本指針に基づいて入所者の地域生活への移行を促進し、2019(令和元)年度末の施設入所者55人の1.8%に当たる1人を、2023(令和5)年度末までに削減すると見込みました。

(4) 補装具費の給付

身体に装着（装用）することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いすなど）の購入費や修理費、貸与への給付を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

補装具費		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付・修理	実績(件)	81	79	81	85	85	85

※実績・見込みは、年間当たりの数値。

■市の考え方

補装具を必要とする身体障害*のある人のニーズを的確に把握するとともに、サービスが供給不足にならないよう、提供事業者との円滑な連携を図ります。

3 相談支援のサービス量の見込みと確保

(1) 計画相談支援

◎ 計画相談支援

対 象 者	実 施 内 容
障害福祉サービスの利用者	障害福祉サービス利用者を対象に、「サービス等利用計画*」の作成や事業者等との連絡調整、定期的なモニタリング*による利用状況の検証、計画の見直し等を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

計画相談支援		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (年間：人)	実績値	351	363	378	388	398	408

※実績・見込は、年間当たりの数値。

■市の考え方

利用者数は、今後も増加すると見込みました。利用者が適切にサービスを利用して充実した生活ができるよう、相談支援事業所等との連携を強化していきます。

(2) 地域相談支援

① 地域移行支援

対 象 者	実 施 内 容
福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者*で地域生活へ移行する人等	住宅の確保その他、地域生活に移行するための相談などを実施します。

■実績とサービス見込量（年間）

地域移行支援		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (年間：人)	実績値	0	0	0	1	1	1

※実績・見込みは、年間当たりの数値。

■市の考え方

2020(令和2)年度まで利用がありませんでしたが、受け入れ可能な事業所との調整を図りながら毎年度1人の利用を見込み、障害のある人の地域生活への移行を促進します。

② 地域定着支援

対 象 者	実 施 内 容
居宅において一人暮らしの障害のある人や、家族の状況等により同居している家族による支援が受けられない障害のある人	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等の相談その他必要な支援を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

地域定着支援		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (年間：人)	実績値	0	0	0	1	1	1

※実績・見込みは、年間当たりの数値。

■市の考え方

2020(令和2)年度まで利用がありませんでしたが、受け入れ可能な事業所との調整を図りながら毎年度1人の利用を見込み、障害のある人の地域生活への定着を促進します。

4 障害のある子どもへの支援

第5期障害福祉計画期間から、新たに「障害児福祉計画」も定めることが義務づけられました。

本市では、改正法施行前から児童福祉法に基づくサービスを実施してきましたが、「共生社会」の形成を促進し、教育・保育等とも連携して、乳幼児期から日常生活の支援が必要な子どもたちへのサービスの確保に努めていきます。

(1) 障害児通所支援*

① 児童発達支援

対 象 者	実 施 内 容
心身に障害または発達の遅れがある未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

児童発達支援	障害児福祉計画（第1期）実績			障害児福祉計画（第2期）見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数（人）	48	47	50	51	52	53
延べ利用者数（人日）	242	209	212	232	254	278

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

市内でサービス提供事業者が増加し、利用者・利用量が急増したことから、今後とも増加すると見込みます。

② 放課後等デイサービス

対 象 者	実 施 内 容
心身に障害または発達の遅れがあり、学校教育法第1条に規定する学校に就学し、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害のある児童	生活能力の向上のために必要な訓練、地域や社会との交流促進を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

放課後等デイサービス	障害児福祉計画（第1期）実績			障害児福祉計画（第2期）見込み		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数（人）	83	87	81	84	88	92
延べ利用者数（人日）	1,134	1,277	1,150	1,164	1,179	1,194

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

市内でサービス提供事業者が増加したことなどから、利用者・利用量が急増しており、今後も増加すると見込みます。

③ 保育所等訪問支援

対 象 者	実 施 内 容
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校*、認定子ども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設(放課後児童クラブ等)に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた障害児	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

保育所等訪問支援	障害児福祉計画（第1期）実績			障害児福祉計画（第2期）見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	0	3	0	3	3	3
延べ利用者数（人日）	0	3	0	3	3	3

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

「保育所等訪問支援」については、乳児院・児童養護施設の障害児に対象が拡大されることを勘案し、今後も増加していくものと見込みます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

対 象 者	実 施 内 容
重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

居宅訪問型児童発達支援	障害児福祉計画（第1期）実績			障害児福祉計画（第2期）見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
延べ利用者数（人日）	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

改正法により 2018(平成 30)年度から新たに創設された事業であり、これまでに実績はありませんが、外出が著しく困難な重度障害児の居宅を訪問しての指導は重要な事業であり、2021(令和 3)年度から利用があると見込みます。

⑤ 医療型児童発達支援

対 象 者	実 施 内 容
肢体不自由*があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた児童	理学療法等の機能訓練または医学的管理下での「児童発達支援」及び治療を行います。

■実績とサービス見込量（1 か月あたり）

医療型児童発達支援	障害児福祉計画（第 1 期）実績			障害児福祉計画（第 2 期）見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
延利用者数（人日）	0	0	0	1	1	1

※令和 2 年度は見込値、実績・見込みは、1 か月当たりの数値。

■市の考え方

これまでに実績はありませんが、2021(令和 3)年度から 1 人の利用を見込みます。

（2）障害児相談支援

◎障害児相談支援

対 象 者	実 施 内 容
障害児通所支援*の利用者	「障害児支援計画」の作成や事業者等との連絡調整、定期的なモニタリング*により、利用状況の検証、計画の見直し等を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

障害児相談支援	障害児福祉計画（第 1 期）実績			障害児福祉計画（第 2 期）見込み		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数（人）	174	177	180	183	186	189

※実績・見込みは、年間の数値。

■市の考え方

利用者が大きく増加しており、今後も増加が続くと見込みます。利用者が適切にサービスを利用し充実した生活ができるよう、障害児相談支援事業所等との連携を強化します。

5 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害のある人及び障害のある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することにより、効果的・効率的に実施する事業です。障害福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことを目的としています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁*（社会のかべ）」を無くすため、市民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■実績と実施見込み

理解促進研修 ・啓発事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

地域共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人への理解を深めるため、今後も継続して実施していきます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人・その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援します。

■実績と実施見込み

自発的活動支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施状況	実績	—	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する事業の一環として、継続して実施していきます。

(3) 相談支援事業

障害のある人や介護者、保護者等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、福祉サービス利用の支援、関係機関との連絡調整、権利擁護*のための必要な援助等を総合的に行います。

◎相談支援事業

事業	内容
障害者相談支援事業	障害福祉に関する問題について障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、支援を行います。また、障害者虐待*の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
協議会 (地域自立支援協議会*)	地域における障害のある人等を支えるネットワークの構築・強化の中核的役割を果たします。
基幹相談支援センター等機能強化事業	「基幹相談支援センター」や市の相談窓口の機能強化を図るため、専門職員を配置します。
基幹相談支援センター*	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害の種別や各種ニーズに対応する①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域移行・地域定着の促進、④地域の相談支援体制の強化への取り組み等を行います。

■実績と実施見込み

相談支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実績	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	実績	未設置	未設置	未設置	設置	設置	設置

■市の考え方

相談支援体制を確保し、「結城市地域自立支援協議会」活動の充実を図るとともに、本市直営で「基幹相談支援センター」を2021(令和3)年度に開設します。

(4) 成年後見制度*利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害*または精神障害があり、成年後見制度の利用に必要な費用を負担することが困難である者に対し、費用（成年後見制度の申し立てに要する経費〔登記手数料、鑑定費用等〕及び後見人等の報酬等）の全部または一部を補助する事業です。

■実績とサービス見込量（年間）

成年後見制度 利用支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績（人）	1	1	3	3	3	3

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

■市の考え方

2016(平成28)年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、各種関係機関との体制整備と成年後見制度利用支援事業の活用を図るため庁内で協議の場を設け、さらなる権利擁護*の促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見*支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を構築するとともに、市民後見人*の活用も含めた法人後見の研修や活動を支援します。

■実績と実施見込み

成年後見制度 法人後見支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

結城市社会福祉協議会への委託を想定し、県や近隣市町村の情報を収集しながら実施していきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害や難病*のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

■実績とサービス見込量（1か月あたり）

意思疎通支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	10	8	8	9	9	10

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

■市の考え方

「（一般社団法人）茨城県聴覚障害者協会」に委託し利用申込者へ手話通訳者、要約筆記者を派遣しています。利用者が固定傾向にあるため、今後も広くサービス利用への周知を図ることにより、利用者の増加を見込みます。

(7) 日常生活用具*給付等事業

障害のある人の日常生活を容易にするため、日常生活用具、住宅改修費などの給付を行います。

項 目	内 容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障害のある人の身体介護を支援する用具、障害のある子どもが訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養などを支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ（ストーマ）用装具*など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の居宅における円滑な生活動作などを図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

■実績とサービス見込量（年間）

日常生活用具*給付等事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護訓練支援用具（件）	実績値	1	3	5	8	8	8
自立生活支援用具（件）	実績値	5	8	10	15	15	15
在宅療養等支援用具（件）	実績値	2	4	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具（件）	実績値	8	8	10	10	10	10
排せつ管理支援用具（件）	実績値	1,113	1,261	1,300	1,400	1,450	1,500
居宅生活動作補助用具（件）	実績値	0	1	2	6	6	6

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

■市の考え方

「排せつ管理支援用具」は、給付実績が年々増加する傾向にあり今後も増加していくと見込みました。その他の用具については横ばい傾向にあります。このサービスを必要とする障害のある人が適切に利用できるよう、対象者への情報提供に努めます。

（８）手話奉仕員養成研修事業

意思疎通に障害のある人の支援のため、ボランティアや手話通訳者を養成する講習会を開催するものです。

■実績と実施見込み（年間）

手話奉仕員養成研修事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業（修了者数：人）	実績値	25	11	25	38	40	40

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

■市の考え方

養成講習修了者実績は横ばい傾向ですが、熱心な受講者が見受けられることから、継続して事業を実施し、講習修了者の増加と奉仕員登録者の質の向上を図ります。

（９）移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、自立生活及び社会参加を促進するため必要な外出や余暇活動などへの外出を支援します。

■実績とサービス見込量（年間）

移動支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
委託事業所 (件)	実績	13	13	14	14	14	14
実利用者数 (人)	実績	9	10	10	11	11	11
延べ利用時間 (時間)	実績	293	338	382	460	487	516

※実績・見込みは、年間当たりの数値。

■市の考え方

利用者実績は年度ごとに増減がありますが、今後も広くサービス利用のための周知を図って利用者の増加を見込み、委託事業所については、利用者の利便性を考慮して拡大を図ります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う「地域活動支援センター」機能を充実・強化します。

■実績とサービス見込量（年間）

地域活動支援センター事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
委託事業所数（か所）		5	4	3	4	4	4
実利用者数（人）		21	5	3	6	6	6
委託箇所 (か所)	市内	1	0	0	0	0	0
	市外	4	4	3	4	4	4
実利用者数 (人)	市内	16	0	0	0	0	0
	市外	6	5	3	6	6	6

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

■市の考え方

2019(令和元)年度より、結城市地域活動支援センターが多機能型事業所（「生活介護」、「就労継続支援B型」）に変わったため市外の委託のみとなっています。

現在は利用者が固定されている傾向があるため、今後は、サービス内容について周知を図ることで利用者が増加すると見込みます。

(11) 日常生活支援事業

◎日常生活支援事業

事業	内容
訪問入浴サービス	自宅で入浴することができない重度の身体障害*のある人等に対して、自宅に移動入浴車を派遣し、「訪問入浴サービス」を提供します。
生活訓練等	精神障害のある人のデイケア事業で日常生活上必要な訓練や指導を行います。
日中一時支援	障害のある人の日中における活動の場を確保し家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息支援を行います。
巡回支援専門員整備	発達障害*等に関する知識を有する専門員が、子どもやその親が集まる乳幼児健康診査会場等への巡回支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

■実績とサービス見込量（年間）

日常生活支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス (実利用者数:人)	実績	3	3	3	4	4	4
生活訓練等 (実利用者数:人)	実績	7	8	5	5	5	5
日中一時支援 (実利用者数:人)	実績	49	33	35	36	37	38
巡回支援専門員 整備事業 (実施人数:人)	実績	88	67	83	92	92	92

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

■市の考え方

各事業とも利用は増加傾向にあります。しかし、「放課後等デイサービス」事業所の増加により「日中一時支援」利用から「放課後等デイサービス」利用へ移行する児童が急増しています。今後も、サービス内容について周知し、利用及び参加の促進に努めます。

(12) 社会参加促進事業

スポーツや芸術文化活動などを行うことで、障害のある人が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

◎社会参加促進事業

事業	内容
レクリエーション活動等支援	スポーツ・レクリエーション活動を通じて体力増強、交流、余暇活動となるよう、教室を開催します。
芸術文化活動振興	障害のある人の作品展への協力や、芸術活動の発表の場を設けるなどの芸術・文化活動の支援を行います。
点字・声の広報*等発行	朗読奉仕員*によるサービス、広報を録音した「声の広報」作成や各種資料の点訳を行います。
奉仕員養成研修	視覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、「朗読奉仕員」を養成します。

■実績とサービス見込量（年間）

社会参加促進事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション開催事業(延べ参加者数:人)	実績	520	600	33	580	585	589
芸術・文化講座開催事業(参加者数:人)	実績	310	320	200	300	300	300
朗読奉仕員養成研修事業(修了者数:人)	実績	27	43	25	28	29	30
朗読サービス、点字・声の広報等	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

■市の考え方

サービス内容について周知し、利用及び参加の促進を図ります。今後も継続して実施し、「朗読奉仕員」の養成に努めます。

(13) その他の事業

日常生活上必要な訓練や指導、本人が行う活動を支援することで生活の質の向上を図り、社会復帰を促進します。

◎その他の事業

事業	内容
障害支援区分*認定等事務	介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査判定業務として、認定調査及び医師意見書を基にするコンピュータの一次判定と審査委員による二次判定を実施します。
更生訓練費*給付事業	就労移行支援事業または自立訓練を利用している人（一定の条件を満たした人）に「更生訓練費」を支給し、社会復帰を促進します。
自動車運転免許取得 自動車改造助成事業	身体障害*のある人が就労及び社会参加に伴い自動車運転免許を取得する場合や、交通手段を確保するために自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する必要がある場合に、その費用を補助します。

■実績とサービス見込量（年間）

その他の事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害支援区分 認定等事務	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
更生訓練費給付 事業 (実利用者数：人)	実績	0	0	0	1	1	1
自動車運転免許 取得・改造助成事業 (利用件数：件)	実績	0	0	0	2	2	2

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

■市の考え方

サービス内容について周知し、利用と参加の促進を図ります。

6 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待*防止対策支援事業

障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関、障害福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者または関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

■実績と実施見込み

障害者虐待防止 対策支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■市の考え方

障害のある人に対する虐待はその尊厳を侵害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要であるため、今後も事業を推進していきます。

(2) 成年後見制度*普及啓発事業

障害のある人の権利擁護*を目的とする成年後見制度の利用を促進するため、研修会等を開催して制度についての普及啓発を行います。

■実績と実施見込み

成年後見制度 普及啓発事業		第5期計画実績			第6期計画見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実績	実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施

■市の考え方

障害のある人の権利擁護は極めて重要であることから、今後も継続して制度の普及啓発を推進します。

障害のある人に関するマーク（②）

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬*同伴の啓発のためのマークです。補助犬はペットではなく、身体の不自由な人の体の一部となって働いており、社会のマナーについてもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入り口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている人を見かけたりした場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト*）のためのトイレの設備があることを表しています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解・ご協力をお願いします。

ハート・プラスマーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。内部障害*のある人は、電車などの優先席に座りたい、近傍での携帯電話等使用を控えてほしい、「障害者用駐車スペース」に停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを見かけた場合には、ご理解・ご協力をお願いします。

ヘルプマーク（*左記のものは「ストラップ型」）



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病*の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮や援助を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成されたマークです。

障害者雇用支援マーク



『公益財団法人ソーシャルサービス協会』が、障害のある人の在宅障害者就労支援および障害者就労支援を認めた企業・団体に付与する認証マークです。

第Ⅳ部 付 属 資 料



資料1 用語の説明

【あ／ア行】

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。「情報アクセシビリティ」は、年齢や身体障害等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることを言います。

いっぱんしゅうろう 一般就労

障害のある人の就労形態の一つで、一般企業との雇用契約に基づく就労を言い、労働基準法および最低賃金法が適用されます。

いばらきしょうがいしゃしよくぎょう 茨城障害者職業センター

「障害者職業センター」は、障害者雇用促進法に、専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関を対象に職業リハビリテーションに関する助言・援助等を行う機関として位置づけられ、「独立行政法人高齢・障害・求職雇用支援機構」により各都道府県に1か所設置・運営されています。

「茨城障害者職業センター」では、職業リハビリテーションの専門家として「障害者職業カウンセラー」を配置し、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰をめざす障害のある人、障害者雇用を検討しているまたは雇用している事業主、障害のある人の就労を支援する関係機関を対象に、支援・サービスを提供しています。

いばらきしんしょうしゃとうようちゅうしゃじょうりようしょう いばらき身体障害者等用駐車場利用証

「いばらきの快適な社会づくり基本条例」および「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の趣旨に基づき、ショッピングセンターや公共施設などにある身体障害者等用駐車場を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備するため、障害のある人・高齢者・難病の人・妊産婦などを対象として本人の申し出により発行する利用証です。

いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援センター

肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障害のある児童に、療育と治療を行う施設です。

インクルーシブ^{きょういく}教育システム

障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのことです。

ALS^{えーえるえす きんいしゆくせいそくさくこうかしょう}（筋萎縮性側索硬化症）

手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気です。しかし、筋肉そのものの病気ではなく、筋肉を動かしかつ運動をつかさどる神経（運動ニューロン）だけが障害を受け、脳から「手足を動かせ」という命令が伝わらなくなることで、力が弱くなり筋肉がやせていきます。その一方で、体の感覚や知能、視力、内臓機能などはすべて保たれることが普通です。難病の一つに指定されています。

オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害の1つ）を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱（排泄口；ギリシャ語で「ストーマ(ストマ)」）を造設した人を言います。国内には、約20万～30万人のオストメイトの人がいると言われています。

オストメイトの人は括約筋がなく、便意や尿意を感じたり我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋（パウチ）を腹部に装着しています。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要がありますが、その際にパウチや腹部を洗浄する必要があり、そのためのシャワー等の特別な設備を備えたトイレが必要になります。

【か行】

介助犬^{かいじょけん}

肢体不自由の人の日常生活の手助けをするために特別な訓練を積んだ犬。例えば、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作などのほか、起立や移乗（トランスファー）の補助などを行います。外から見て分かるように「介助犬」と書いた標示を付けています。盲導犬、聴導犬とともに、「補助犬（身体障害者補助犬）」と呼ばれています。

きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012（平成24）年4月から設置できることになった施設で、地域における相談支援の中核的な役割を担い、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」および身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とします。市区町村またはその委託を受けた者が設置することができます。

きょういくしえんいいかい 教育支援委員会

発達障害を含む障害のある幼児、児童、生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために校内に設置される特別支援教育に関する委員会。校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任その他必要と思われる者で構成するとされています。

きん 筋ジストロフィー

少しずつ筋肉の力が弱くなり筋肉がやせていく遺伝性の病気の総称です。

けんりようご 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の人、障害のある人等のために、人権をはじめとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。

こうせいくんれんひ 更生訓練費

入所や通所により社会復帰（就労）の訓練を受けている障害のある人が、訓練に必要な物品を購入した場合等にかかる費用です。

ごうりてきはいいりょ 合理的配慮

障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活または社会生活を営むために、求めに応じてその人の障害に合った必要な工夫ややり方をするということです。例えば、聴覚障害のある人に筆談や読み上げにより意思疎通を図ることなど、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。

こえ こうほう 声の広報

視覚障害のある人に送付する、『広報ゆうき』等の朗読を収録したCD（カセットテープ、DVD等）です。

【さ／サ行】

サービス等^{とうりようけいかく}利用計画

障害者総合支援法によって障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置かれている状況等をふまえて、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画です。

ざいたくしょうがいじふくしてあて 在宅障害児福祉手当

障害のある子どもの福祉の向上を目的に、在宅で生活していて一定以上の障害のある子ども（20歳未満）を介護している保護者に支給される手当です。

しかくしょうがいしゃようゆうどう 視覚障害者用誘導ブロック

視覚障害のある人が、主に足の裏の触感覚でその存在と大まかな形状を確認できるような突起を表面に付けたブロックで、道路・沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に対し、より正確な歩行位置、方向を案内するためのものです。

したいふじゆう 肢体不自由

身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能の障害のことです。

していびょういんとう 指定病院等（選挙^{せんきょ}に関する指定病院等^{かん}）

不在者投票ができる施設として都道府県の選挙管理委員会が指定した病院（「介護老人保健施設」を含む。）、老人ホーム（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームおよび有料老人ホーム）等です。

しみんこうけんにん 市民後見人

認知症や精神障害などで判断能力が不十分になった人を支援するため家庭裁判所から選任された地域の一般市民です。市町村が行う研修により後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付けた研修修了者が、市町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行います。

しゃかいてきしょうへき 社会的障壁

障害のある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの（＝社会のかべ）のことを言い、次のようなものが当たります。

- ことがら … 早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など
- 物 … 段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のない信号機など
- 制度 … 納得していないのに入院させられる・医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒にの学校に行くことが認められないことがあるなど
- 習慣 … 障害のある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障害のある人が子ども扱いされることなど
- 考え方 … 「障害のある人は施設や病院で暮らした方が幸せだ」など

しゃかいふくしし 社会福祉士

第108回国会（1987（昭和62）年5月）で制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。同法では、社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされています。

しょうがいきそねんきん 障害基礎年金

国民年金から支給される公的年金の一つ。20歳～65歳になるまでの間にケガや病気で一定の障害状態になった場合に受けられる年金で、障害の程度により、1級と2級に分かれています。

障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。なお、初診日が20歳未満であった障害については、20歳になった日から支給されます。

しょうがいしえんくぶん 障 害 支 援 区 分

2014（平成 26）年4月1日の障害者総合支援法の一部改正により従前の「障害程度区分」から名称が変更され、また認定調査方法等が見直されたもので、障害のある人について障害福祉サービスの必要性を明らかにするため心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

しょうがいじつうしょしえん 障 害 児 通 所 支 援

障害のある子どもが、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」等を利用するための制度で、児童福祉法に基づきます。

しょうがいじふくしてあて 障 害 児 福 祉 手 当

重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の子どもに支給される手当です。本人もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、支給されません。

しょうがいしゃきほんけいかく 障 害 者 基 本 計 画

障害のある人の「自立と社会参加」を支援する法律や制度を行うために国が定めた基本的な計画です。

しょうがいしゃきほんほう 障 害 者 基 本 法

障害のある人に関係する最も大切な法律の一つで、障害のある人の法律や制度についての基本的な考え方を示しています。

この法律は、すべての人が人権を持っている、という考え方に基づいて、障害があってもなくても分け隔てられず、一人ひとりを大切にする社会（共生社会）をつくるために、自立や社会参加を支援する法律や制度をよりよいものにしたり、定めたりすることを目的としています。

しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待

「障害者虐待防止法」（＊下記）では、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待とされています。「養護者」とは、障害のある人の身の世話や金銭の管理などを行う、障害のある人の家族、親族、同居人等です。同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが該当する場合もあります。また、「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に関する業務に従事する人です。「使用者」とは、障害のある人を雇用する事業主または事業の経営担当者等のことです。

この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放任による虐待（ネグレクト）、⑤経済的虐待があります。

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法)

障害のある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害のある人の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等に鑑み、虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人の保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。この法律で、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人に通報義務を課しています。2012（平成 24）年 10 月 1 日に施行されました。

しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設

障害者総合支援法に定められている、障害のある人に対して「施設入所支援」を行うとともに、「施設入所支援」以外の施設障害福祉サービスを行う施設です。「生活介護」等の昼間実施サービスと、「施設入所支援」の夜間実施サービスを一体的に提供するものです。

しょうがいしゃしゅうかん 障害者週間

2004（平成 16）年 6 月の障害者基本法改正で、国民の間に広く障害のある人の福祉への関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従前の「障害者の日（12 月 9 日）」を拡大し、毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間を「障害者週間」としました。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において、様々な啓発・広報活動を実施します。

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター

障害のある人の就業面と生活面での一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行います。「障害者雇用促進法」に基づいて都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営します。

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃけんりじょうやく 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。

この条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」とは、障害者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、例えば過度の負担ではないにもかかわらず段差がある場所にスロープを設置しないなど、障害のある人の権利の確保のために必要・適当な調整等を行わないという“合理的配慮の否定”も含まれるということが明確に示されています。また、この条約は、障害のある人が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障害のある人の自立した生活と地域社会への包容について定めています。さらに、条約の内容が実施されているかどうかを監視する機関を国内に設置することが明記されています。

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (しょうがいしゃそうごうしえんほう) (障害者総合支援法)

障害のある人がどこの地域においても、必要に応じて一定水準のサービスを安定的に受けられるようにするために定められた法律で、従前の「障害者自立支援法」に代わって、2013（平成 25）年 4 月 1 日に施行されました。

障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、「障害者」の範囲に「難病」を追加する、「重度訪問介護」の対象者の拡大、「ケアホーム」の「グループホーム」への一元化などの見直しが実施されています。

しょうひしゃひがい 消費者被害

消費者として購入した製品・サービスやその取引に関連して被った被害や不利益のことです。

しょうひせいかつ

消費生活センター

消費者保護を目的とした都道府県・市町村（＊特別区を含む）の行政機関で、場所は、公共施設など比較的市民が立ち寄りやすい所にあり、本市では市役所庁舎内にあります。主な業務内容は、消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談に関する問題解決の支援を行う「消費生活相談」や、消費者被害の未然防止のため、あるいは暮らしに役立つための情報を各種パンフレット等を通じて提供する「情報提供・啓発活動」です。

しよくぎょう

職業リハビリテーション

障害のある人が自立した職業生活を送ることができるように、職業指導・職業訓練・職業紹介などの支援を行うことです。「障害者雇用促進法」に基づき、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者職業能力開発校などが、医療・保健・福祉等の関係機関と連携して実施します。

じりつしえんいりょう

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。「育成医療」・「更生医療」・「精神通院医療」の3つがあります。

しんたいしょうがい

身体障害

身体機能に何らかの障害があることを言い、「身体障害者福祉法」により障害の範囲と程度が規定されています。身体障害と認定された人は「身体障害者手帳」の交付を受け、障害者総合支援法等の各種サービスを利用することができます。

しんたいしょうがいしゃそうだんいん

身体障害者相談員

身体障害者の福祉の増進を図るため、その相談に応じるとともに必要な援助を行う者として、市から委託を受けた民間の協力者です。

しんたいしょうがいしゃてちょう

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の規定により、公的な身体障害の証明となるもの。同法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（＊15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、手帳の等級には、障害の程度により1級から6級があります。

しんたいしょうがいしゃほじょけん
身体障害者補助犬

「盲導犬」・「介助犬」・「聴導犬」の3種の犬のことを言い、それぞれの仕事内容は異なりますが、「身体障害のある人の自立と社会参加を促進する」という目的は同じです。

ストマ（ストーマ）^{ようそうぐ}
用装具

人工膀胱や人工肛門を造設した際に腹部につくられた「ストマ（ストーマ）」から排泄される尿もしくは便を貯留するための装具のこと。

せいしんしょうがいしゃ
精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

一定の精神状態にあるために、日常生活もしくは社会生活に一定の制約があることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた人に対し各方面の協力により各種の支援策が講じられることや、精神障害者の社会復帰と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の有効期間は2年間で、障害の程度により1級から3級までがあります。

せいしんほけんふくし
精神保健福祉士

「精神保健福祉法」に基づく精神障害者の保健および福祉に携わる人の国家資格。精神障害のある人の地域生活を支えるために、精神科の医師や相談支援事業所、行政機関等と連携を図り、適切な医療ケアの利用を支援したり、社会復帰のための相談や助言を行ったり、地域住民への理解の促進や地域でのサポート体制の構築などに取り組んだりします。

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度。

そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員

障害のある人の相談に応じて助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、「サービス等利用計画」を作成する人。相談支援事業所には、「相談支援専門員」を配置しなければならないとされています。

そちせいど 措置制度

障害福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定して、サービスの内容を決定していた制度のことです。

【た行】

ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会

障害のある人の地域での自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害のある人・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有して地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体（地方自治体）が単独または共同して設置します。「地域自立支援協議会」を設置した都道府県、市区町村は、「障害福祉計画」等を定め、または変更しようとする場合には、あらかじめ「地域自立支援協議会」の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

ちてきしょうがい 知的障害

おおむね18歳までに知的機能の障害が現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態を言います。ケガや病気、加齢などが原因で18歳以降に知的機能が低下した場合は、知的障害には含めません。

ちてきしょうがいしゃそうだんいん 知的障害者相談員

知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害者またはその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者として、市から委託を受けた民間の協力者です。

ちょうかく へいこうきのうしょうがい 聴覚・平衡機能障害

身体障害の一つで、聴覚機能や体を正常な位置に保つ機能に障害があることです。

ちょうどうけん
聴導犬

聴覚障害のある人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬で、玄関のチャイムやファックス受信音、キッチンタイマー、赤ちゃんの泣き声、車のクラクションや自転車のベル、非常ベルなどを聞き分けて、必要な情報を伝えます。「聴導犬」の標示を付けていることで周囲の人が視覚障害のある人であると気が付く、という効果もあります。「介助犬」、「盲導犬」とともに、「補助犬（身体障害者補助犬）」と呼ばれています。

とくべつしえんがっきゅう
特別支援学級

障害の程度が比較的軽度であっても通常の学級での教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために設置された学級です。2006（平成 18）年の「学校教育法」改正で、「特殊学級」から名称が改められました。障害の種類によって「弱視」、「難聴」、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「言語障害」、「情緒障害」の 7 種類の学級があります。

とくべつしえんがっこう
特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（＊身体虚弱者を含む。）に対して幼稚園、小学校、中学校、高等学校にそれぞれ準じる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服して自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。従来、「盲学校」、「聾学校」、「養護学校」といった障害種別に分かれて行っていた障害のある児童・生徒に対する教育について、障害種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の「学校教育法」改正により創設されました。

それぞれの特別支援学校がどのような障害を対象にするかについては、地域の実情などを踏まえて設置者（都道府県など）が判断することになります。したがって、一つの障害に対応する学校が設置されていることもあります。

とくべつしえんきょういく
特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する、という視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適正な指導と必要な支援を行う教育です。2007（平成 19）年 4 月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校で、障害のある幼児児童生徒への支援をさらに充実させていくことになりました。養護学校が「特別支援学校」、特殊学級が「特別支援学級」となり、各学校で「校内委員会」の設置、「特別支援教育コーディネーター」の指名、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の作成などが行われています。

とくべつしえんきょういく

特別支援教育コーディネーター

各学校の特別支援教育の推進のための役割を担う教員で、校長が指名します。主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・関係学校等との連絡・調整、保護者からの窓口などの役割を担います。

とくべつじどうふようてあて

特別児童扶養手当

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20歳未満の障害のある子どもを養育する父母または養育者を対象に支給される手当。障害の状況に応じ1級・2級に規定されています。受給資格者の所得や、受給資格者の配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上である場合は、支給されません。

とくべつしょうがいしゃてあて

特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給される手当。本人や配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は、支給されません。

とくれいこがいしゃせいど

特例子会社制度

障害者の雇用の促進等に関する法律により民間企業、国、地方公共団体につき、障害のある人の雇用義務が個々の事業主に課せられているため、子会社で雇用した障害のある人は親会社の障害者雇用のカウントとはならないところを、事業主が障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合に、特例としてその子会社に雇用されている障害のある労働者を、親会社に雇用されているものとみなして割合を算定できる制度のこと。

としこうえん

都市公園

「都市計画区域」（自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮し、一体の都市として総合的に整備・開発し保全する必要のある区域として指定されたもの）内に設置され、「都市公園法」に定められる公園のこと。

【な／ナ行】

ないぶしょうがい 内部障害

「肢体不自由」以外の内臓機能障害により日常生活に支障をきたしている状態。代表例として、慢性の心疾患による「心臓機能低下」に伴うペースメーカー装着など、「慢性の呼吸器疾患」、「腎疾患」による人工透析、その他、「膀胱・直腸障害」なども含まれます。

なんびょう 難病

「難病」は医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる“不治の病”に対して社会通念として用いられてきた言葉です。そのため、「難病」であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化し得ます。2015（平成 27）年1月1日に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律では、難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。」と定義されています。

これらの難病のうち、患者数が国内で一定の人数に達していないこと、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること、の要件を満たすものを「指定難病」として、医療費助成の対象としています。「指定難病」は当初 56 疾病を指定していましたが、その後徐々に拡大されてきています。

また、2014（平成 26）年4月1日から、障害者総合支援法に定める障害のある人・障害のある子どもに「難病等」が加わり各種障害者手帳がなくても必要と認められた支援が受けられることになりました。さらに、この対象についても、その後疾病が拡大されています。

にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具

身体障害のある人が、日常生活を送るときに、障害の負担を軽減するために使う用具です。

ねんしょうじんこう 年少人口

人口を3つの年齢層（0～14 歳・15～64 歳・65 歳以上）に分けた場合の、「0 歳～14 歳」までの人口のことを言います。

ノーマライゼーション

「障害のある人も、ない人も、地域の中で生きる社会こそ、当たり前の社会である。」という考え方。デンマークのバンク・ミケルセン氏が、知的障害者のあり方に対して提唱したのが始まりだと言われています。

【は／八行】

はったつしょうがい
発達障害

「発達障害者支援法」で、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で通常低年齢で発現するもの」として定義づけられています。原因はまだはっきりしていませんが、脳機能の働きに生まれつきの特徴があるものと考えられています。

一見ただけではその特徴や苦勞がわかりにくく、親の育て方の問題や本人の努力不足などと誤解されやすい障害であり、また、障害特性もさまざまであるため、その人その人の状況に応じた理解と支援が必要になってきます。

パブリックコメント（意見公募）

行政機関が政策、制度等を決定する際に、ホームページ等を通じて素案を公表し、市民等から意見を求めて、それを意思決定に反映させるために行う手続きのことです。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（＝バリア）となるものを除去する、という意味で、元々は建築用語として使用されていました。現在では、障害のある人でなく「全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的など全ての障壁の除去」という意味で用いられています。

ひなんこうどうようしえんしゃ さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者（災害時避難行動要支援者）

改正災害対策基本法に基づくもので、在宅の方のうち高齢者や障害のある人で、災害が発生した際または災害が発生するおそれがある場合に自力で避難することが困難であり、市の作成する「避難行動要支援者名簿」に登録された人を、「避難行動要支援者」と呼びます。

※「避難行動要支援者名簿」に基づき個別の状況に配慮して避難先・避難経路・避難手段・避難支援者等をまとめたものを、「個別計画」と呼びます。

ふくしてきしゅうろう
福祉的就 労

障害のある人の就労形態のひとつで、「一般就労」への移行に向けた支援を行う福祉施設等での就労を言い、福祉的支援のある環境で仕事を行うことです。

ぼうさいぎょうせいむせん
防災行政無線

災害が発生した場合に、「地域防災計画」に基づき災害情報等を収集して、地域住民などに正確かつ迅速に伝達する手段として整備する通信ネットワークシステムのこと。また、平常時には一般行政事務に使用できる無線局になります。

ほうじんこうけん
法人後見

社会福祉法人や財団法人、NPOなどの法人が「成年後見人」等（成年後見人、保佐人、補助人）になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

ほうていこようりつ
法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）では、民間企業等に一定の割合以上の障害のある人の雇用を義務づけていて、その一定の割合を「法定雇用率」と呼びます。法定雇用率は民間企業、国、地方公共団体にそれぞれ定められていて、国・地方公共団体、都道府県等の教育委員会、民間企業の雇用率が数回、見直されてきています。

【ま／マ行】

もうどうけん
盲導犬

視覚障害のある人が外出する際に安全に目的地へ誘導するために、特別に訓練された犬のことです。道路交通法に定める犬で、政令で定めるハーネス（胴輪）をつけています。使用者に障害物、曲がり角、段差等を教えてくれます。介助犬・聴導犬とともに、総称して「補助犬（身体障害者補助犬）」と呼ばれます。

モニタリング

「サービス等利用計画」に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおりに提供されているか、サービス提供者の活動と利用者の生活等を見守ることです。

【や／ヤ行】

ゆうきの^{ちいきふくしけいかく}地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法に基づく計画で、行政・市民・地域・事業者等が協働し、地域住民が主体的に参加することにより、地域の中の様々な生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容等を明らかにして、子どもから高齢者まで性や年齢、障害の有無等にかかわらず誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるまちづくりをめざすもので、本市では、『ゆうきの地域福祉計画』として策定しています。

ゆうきし^{ちいきぼうさいけいかく}結城市地域防災計画

災害対策基本法に基づく計画で、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある結城市全域に関する地震災害等に対処する事項を定め、市民の生命・身体・財産を災害から保護しまたは災害を最小限に止めることを目的として策定しています。

ゆうきし^こ子ども・^{こそだ}子育て^{しえんじぎょうけいかく}支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、「基本指針」に即して、5年を1期とする、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他、法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めた計画です。令和2年度現在では第2期計画期間に入っており、本市では「ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり」を基本理念としています。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障害によりもたらさせるバリア（障壁）に対処する、という考え方であるのに対して、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインするとの考え方です。

【ら行】

りょういくてちょう 療育手帳

知的障害のある人や児童に一貫した指導・相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくするために、1973（昭和48）年から交付されるようになった手帳です。

療育手帳制度は法律には根拠を持たず、国通知「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156厚生事務次官通知）に基づき各都道府県知事等がそれぞれの判断で実施要綱を定めているため、手帳の名称や障害程度の区分も各県等によって異なります。

りんしょうしんりし
臨床心理士

健康さを失った心の回復を支援する人で、「心理カウンセラー」、「サイコセラピスト」、「心理士」、「心理相談員」などさまざまな名称で呼ばれている臨床心理学に基づいた知識と技術で援助する専門職のうち、「一般財団法人 日本臨床心理士資格認定協会」の認定を受けている心理専門職の名称です。

ろうどくほうしいん
朗読奉仕員

市町村などからの依頼により、視覚障害のある人のために対面朗読、広報活動に協力する人を言います。「朗読奉仕員」になるには、所定の講習を修了し、本人の希望によって朗読奉仕員として登録されることが必要で、朗読奉仕員であることを証明する証票が交付されます。

ろうねんじんこう
老年人口

「高齢者人口」とも言い、人口を3つの年齢層（0～14歳・15～64歳・65歳以上）に分けた場合の「65歳以上」人口のことです。



資料2 結城市地域自立支援協議会*設置要項

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業を効果的に実施するために、結城市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
- （2）困難事例の協議及び調整に関すること。
- （3）障害福祉関係機関のネットワーク構築等に関すること。
- （4）障害者福祉に係る社会資源の活用に関すること。
- （5）相談支援機能強化事業の活用に関すること。
- （6）障害者の権利擁護に関すること。
- （7）結城市障害者プランの策定及び推進に関すること。
- （8）その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者又は組織の中から、市長が委嘱又は任命する。

- （1）相談支援事業者
- （2）障害福祉サービス事業者
- （3）医療関係者
- （4）保健関係者
- （5）教育関係機関
- （6）雇用関係機関
- （7）企業関係者
- （8）障害者関係団体
- （9）学識経験者
- （10）その他市長が必要と認める者

2 協議会の下部組織として専門部会を設置することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（守秘義務）

第7条 協議会の委員は、個人情報等の職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則（平成19年結城市告示32号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年結城市告示169号）

この告示は、平成21年9月15日から施行する。

付 則（平成25年結城市告示64号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年結城市告示168号）

この告示は、平成26年1月1日から施行する。



資料3 結城市地域自立支援協議会委員名簿

No.	役 職	所属団体等	氏 名
1		社会福祉法人 希望会 相談支援事業所あすなろ	佐 藤 由美子
2		社会福祉法人 結城市社会福祉協議会	孝 井 亨 子
3		社会福祉法人 希望会 あすなろ園	岡 崎 喜一郎
4		一般社団法人 地域自立サポートセンター	大久保 安 雄
5	会 長	結城市医師会	宮 田 彰
6		茨城県筑西保健所	鈴 木 洋 子
7		茨城県立結城特別支援学校	古 木 忠
8		結城市校長会	廣 澤 淳 子
9		筑西公共職業安定所	川 口 浩 平
10		北つくば農業協同組合	堀 江 英 樹
11		結城市心身障害児（者） 父母の会	菅 谷 久美子
12		流れ星ボランティアの会	北 條 博
13	副会長	茨城司法書士会	菊 池 和 代
14		茨城大学	大 野 真 裕
15		市長が必要と認める者	鈴 木 直 美



資料4 第3次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム設置要項

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画を一体とする第3次結城市障害者プラン（以下「本計画」という。）を策定するため、第3次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を検討する。

- （1）本計画の策定のための資料収集、現状分析に関すること。
- （2）本計画素案の作成に関すること。
- （3）その他本計画策定に関すること。

（組織）

第3条 ワーキングチームは、別表に掲げる課等（センターを含む。以下「各課」という。）の、各課の長が指名した係長以上の職員（以下「委員」という。）で構成し、各課の長は、委員の職氏名を第3次結城市障害者プラン策定ワーキングチームメンバー報告書（別記様式）により、社会福祉課長に報告する。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。

（会議）

第5条 ワーキングチームの会議は、社会福祉課長が招集し、社会福祉課長は、会議の議長となる。

（報告）

第6条 社会福祉課長は、ワーキングチームの検討の経過及び結果について、結城市地域自立支援協議会に報告する。

（庶務）

第7条 ワーキングチームの庶務は、保健福祉部社会福祉課において行う。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、社会福祉課長が別に定める。

付 則
この要項は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

課 等 名						
秘書課	総務課	企画政策課	財政課	保険年金課	防災安全課	子ども福祉課
長寿福祉課	地域包括支援センター	健康増進課	商工観光課	都市計画課		
学校教育課	指導課	生涯学習課	スポーツ振興課			



資料5 結城市第3次障害者プラン策定ワーキング チーム委員名簿

No.	氏 名	所 属	選出理由
1	小 林 洋 一	秘 書 課 シティプロモーション係	広報・広聴活動の視点から
2	山 田 康 典	総 務 課 人 事 係 長	職員雇用・選挙事務の視点から
3	石 島 英 明	企 画 政 策 課 公 共 交 通 整 備 係 長	総合計画進行管理の視点から
4	秋 元 隆 司	財 政 課 財 政 係 長	財政面の視点から
5	石 橋 祐 子	保 険 年 金 課 保 険 税 係 長	医療福祉・障害年金の視点から
6	平 井 幹 了	防 災 安 全 課 消 防 防 災 係 長	防災・防犯対策の視点から
7	石 塚 真由美	子 ど も 福 祉 課 係 長	障害児保育の充実及び相談支援 の視点から
8	滝 澤 剛	長 寿 福 祉 課 長 寿 支 援 係 長	高齢者福祉の充実の視点から
9	宇都木 由紀子	地域包括支援センター 係 長	総合相談、権利擁護*の視点から
10	廣 江 良 之	健 康 増 進 課 健 康 増 進 係 長	障害の早期発見・対応、健康づ くり、医療体制の充実の視点か ら
11	宮 田 治 人	商 工 観 光 課 係 長	消費生活支援の視点から
12	小 林 直 美	都 市 計 画 課 係 長	バリアフリー*のまちづくりの 視点から
13	和泉田 真	学 校 教 育 課 学 務 係 長	教育の充実の視点から
14	金 田 陽 子	指 導 課 指 導 係 長	教育の充実の視点から
15	木 村 栄 一	生 涯 学 習 課 公民館長兼公民館係長	生涯学習の機会の提供等の視点 から
16	宮 本 臣 久	ス ポ ー ツ 振 興 課 課長補佐兼スポーツ振興係長	スポーツ・芸術・文化活動促進 の視点から



資料6 計画策定までの経過

期 日	事 項	内 容（協議事項等）
令和2年 5月上旬 ～ 6月19日	アンケート調査の実施	●アンケート調査対象者 各障害者手帳所持者 2,084 人 障害のない市民 1,000 人 市内立地事業所 168 事業所 … 計 3,252 件
8月 6日	令和2年度第1回地域自立支援協議会*・障害者差別解消支援地域協議会	●会長・副会長の選出 ●プラン策定に係るアンケート調査の結果について ●各専門部会員（案）について
9月 17日	令和2年度第2回地域自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会	●第3次障害者プランの策定について
10月29日	令和2年度第3回地域自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会	●第2次障害者プランの進捗管理について ●第3次障害者プランの策定について
11月17日	第3次結城市障害者プラン策定第3回ワーキングチーム会議	●第3次障害者プラン素案について
11月26日	令和2年度第4回地域自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会	●第3次障害者プランの策定について ●基幹相談支援センター*について
12月15日 ～ 令和3年 1月12日	パブリックコメント*の実施	●市ホームページ等による意見の聴取
3月22日	計画の確定	●庁議により決定

*「第3次プラン策定ワーキングチーム」第1回（令和2年9月11～18日）・2回（同10月14～20日）会議及び令和2年度第5回「地域自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会」については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を受け、書面により開催。

第3次結城市障害者プラン

結城市障害者計画（第3期）

結城市障害福祉計画（第6期）

結城市障害児福祉計画（第2期）

発行年月　： 令和3年3月

企画・編集　： 結城市 保健福祉部 社会福祉課
〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目3番地

電　　話　（0296） 32-1111（代表）

F　A　X　（0296） 33-6628

ホームページ <https://www.city.yuki.lg.jp>

